

甲斐市環境基本計画(改訂版)

快適な環境で健全な生活があるまち

【平成 29 年度 — 平成 33 年度】



甲斐市

平成 29 年 3 月

目 次

第 1 章 基本的事項

第 1 節	計画の趣旨と見直しの背景	2
第 2 節	計画の位置づけ	5
第 3 節	計画の役割	6
第 4 節	計画の対象	7
第 5 節	計画の期間	8

第 2 章 甲斐市の概況

第 1 節	位置・地勢	10
第 2 節	土地利用	11
第 3 節	森林	12
第 4 節	気象	13
第 5 節	人口・世帯	15
第 6 節	産業	18

第 3 章 環境の状況

第 1 節	生活環境	24
第 2 節	自然環境	50

第 4 章 計画の目標

第 1 節	施策の体系	52
第 2 節	施策の展開	54

第 5 章 計画の進行

第 1 節	計画の推進体制	100
第 2 節	計画の進行管理	102

資料編

資料 1	用語の説明	106
資料 2	環境関連条約及び法律等	113
資料 3	環境基準	123

第 1 章

基本的事項

○第 1 節	計画の趣旨と見直しの背景	2
○第 2 節	計画の位置づけ	5
○第 3 節	計画の役割	6
○第 4 節	計画の対象	7
○第 5 節	計画の期間	8

第1節 計画の趣旨と見直しの背景

甲斐市では、多様な環境問題への対応のため、平成23年3月に「甲斐市環境基本条例」を制定し、その環境基本条例の基本理念に基づき、市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに市の最上位計画である第1次甲斐市総合計画を環境部門から支えるものとして、平成24年3月に甲斐市環境基本計画を策定しました。

環境基本計画の策定から5年が経過しましたが、その間には社会情勢も変化し、環境保全に関する意識や生活スタイルの変化が進み、再生可能エネルギーへの転換や節電、省エネルギーなど、より環境に配慮した持続可能な社会への転換が今まで以上に求められるようになってきました。

国においては、持続可能な社会の実現のため、「低炭素」、「循環」、「自然共生」の各分野を統合的に達成することを目指し、平成24年度に第4次環境基本計画が策定されました。

また、本市においても、平成27年度に「第2次甲斐市総合計画」を策定し、環境に関する基本目標として「自然環境と生活環境の保全」、「循環型社会の形成」、「再生可能エネルギーの推進と地球環境保全」を新たに掲げました。併せて環境基本計画の期間が開始された平成24年度以降、「バイオマス活用推進計画」や「バイオマス産業都市構想」など、新たな環境政策に関する計画の策定を行ったことから、環境基本計画の内容を継承しつつ、他の環境政策との整合性を図ることを目的として「環境基本計画（改訂版）」を策定することとしました。

甲斐市環境基本条例（抜粋）

（環境基本計画）

第9条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向
- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

主な環境施策年表

年代	環境問題	各種法規制	環境関連条約、会議等
1960	・地盤沈下 ・大気汚染 ・騒音 ・水質汚濁 ・廃棄物 ・土壌汚染	建築物用地下水の採取の規制に関する法律 (1962) 公害対策基本法 (1967) (環境基本法の前身) 大気汚染防止法 (1968) 騒音規制法 (1968)	
1970	・悪臭 ・振動 ・酸性雨	水質汚濁防止法 (1970) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法) (1970) 農用地の土壌の汚染防止等に関する法律 (1970) 悪臭防止法 (1971) 自然環境保全法 (1972) 振動規制法 (1976) エネルギーの使用の合理化に関する法律 (省エネ法) (1979)	ラムサール条約 (1971) ワシントン条約 (1973)
1980	・熱帯雨林の減少 ・オゾン層の破壊	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 (オゾン層保護法) (1988)	ウィーン条約 (1985) バーゼル条約 (1989)
1990	・土壌、地下水汚染 ・リサイクル ・地球温暖化 ・生物多様性 ・化学物質管理	再生資源の利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法の前身) (1991) 環境基本法 (1993) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法) (1995) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 (1997) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998) 特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法) (1998) ダイオキシン類対策特別措置法 (1999)	気候変動枠組条約 (1992) 生物多様性条約 (1992) 砂漠化対処条約 (1994) 京都議定書 (1997)
2000	・東日本大震災 ・放射能汚染	循環型社会形成推進基本法 (2000)	

2010	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)	(2000)	ストックホルム条約 (2001)
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 (PCB 特別措置法)	(2001)	
	土壤汚染対策法	(2002)	
	エネルギー政策基本法	(2002)	
	生物多様性基本法	(2008)	
	バイオマス活用推進基本法	(2009)	
	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律	(2012)	
			COP10 名古屋議定書 生物多様性条約締約国会議 (2010) COP21 パリ協定 気候変動枠組条約締約国会議 (2015)

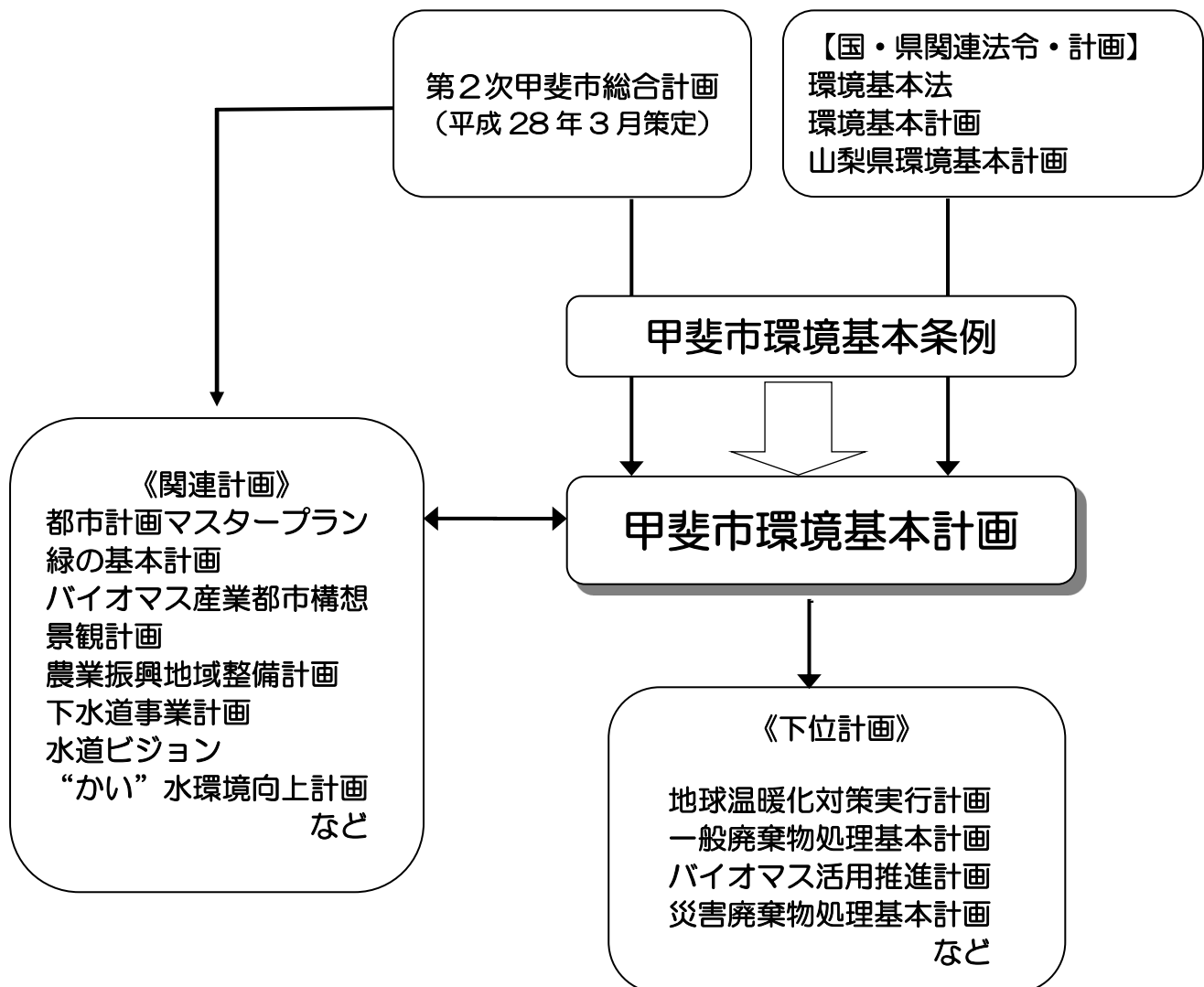
第2節 計画の位置づけ

「甲斐市環境基本計画」は、甲斐市環境基本条例第9条に基づいて策定されており、国や県の環境基本計画を見据えるとともに、市政の基本方針を示す「第2次甲斐市総合計画」における環境関連施策を実行するための計画として位置づけられ、市政全般において環境に配慮した事業等を展開していく上での最も基本となる計画です。

今回見直しを行った本計画は、本市の最上位の計画である「第2次甲斐市総合計画」や他の関連計画との整合性を図り、本市の環境保全に関する各種施策を推進していくための基本的な方向性を示すものとなっています。

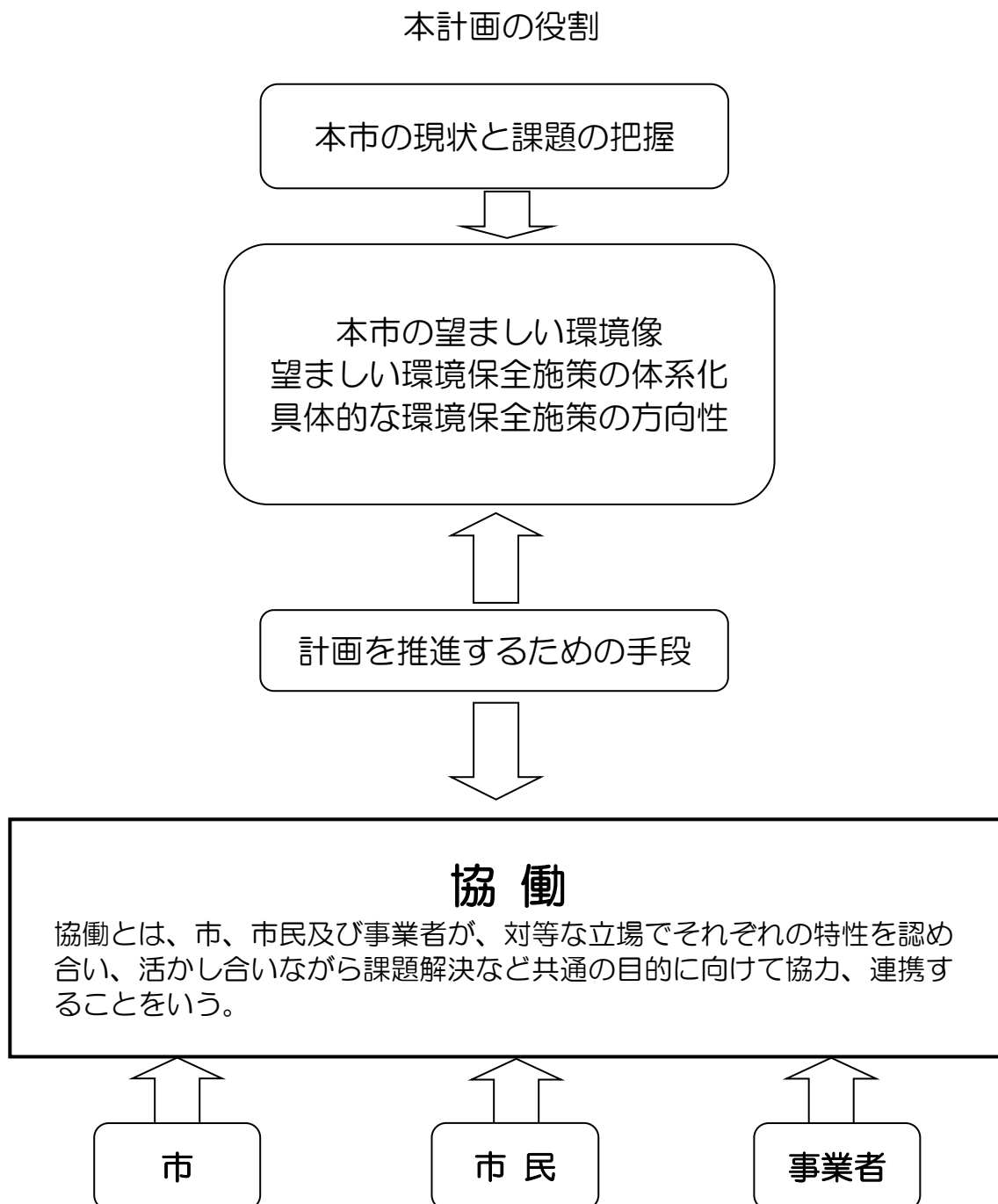
なお、次により、本基本計画の位置づけを示します。

甲斐市環境基本計画の位置づけ



第3節 計画の役割

本計画は、本市が目指すべき環境の将来像を明らかにするとともに、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示し、本市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためのものであり、以下の図に示す役割を担います。



第4節 計画の対象

1 対象とする地域の範囲

本計画の対象とする地域は、原則として本市全域とします。

ただし、河川の流域の問題など国、県及び周辺自治体との連携が必要な項目については、関係機関と協力し、取り組みを推進します。

2 対象とする環境の範囲

本計画の対象とする範囲は、本市の特性を考慮し、以下に示す項目を対象とします。

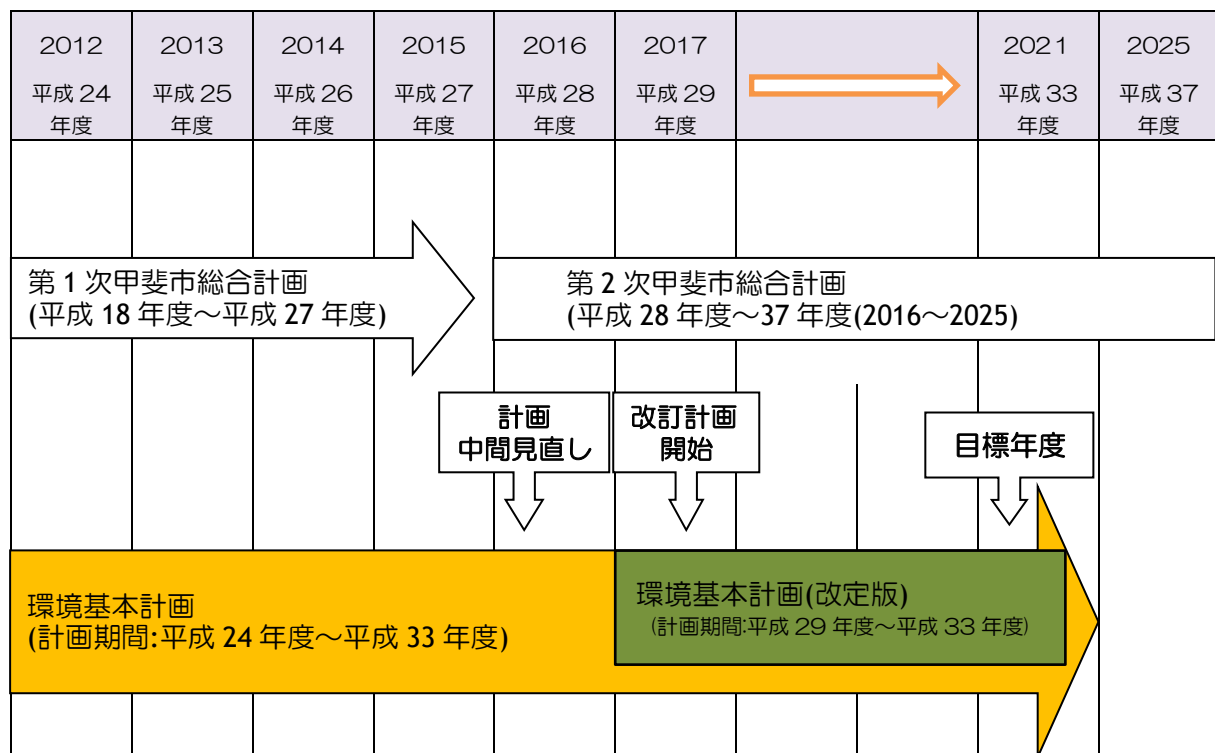
環境の範囲	項 目
自然環境	緑、水、動植物、農業、自然 など
生活環境	公害（騒音、振動、悪臭、水質汚濁など）、廃棄物、リサイクル、住環境、景観 など
快適環境	公園、緑地、河川、道路、交通、環境美化 など
環境教育	環境学習、環境活動、普及啓発、情報提供 など
地球環境	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー ¹ 、資源の再利用 など

¹再生可能エネルギー：有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

第5節 計画の期間

環境基本計画は、第1次甲斐市総合計画において市の将来像として掲げた「緑と活力あふれる生活快適都市」を環境部門において実現するためのものとして、中長期的な視点に立ち、平成24年度（初年度）から平成33年度（目標年度）までの10年間を計画の期間として策定されました。

平成28年3月に第2次甲斐市総合計画が策定され、また、環境基本計画策定後5年が経過し、その間に新たな施策・事業の展開や本市を取り巻く状況の変化があったことから、中間年の平成29年度から目標年度である平成33年度までについて、現在までの取り組みの成果や新たな要素を反映させた内容に見直します。



第 2 章

甲斐市の概況

○第 1 節	位置・地勢	10
○第 2 節	土地利用	11
○第 3 節	森林	12
○第 4 節	気象	13
○第 5 節	人口・世帯	15
○第 6 節	産業	18

第1節 位置・地勢

本市は山梨県の北西部に位置し、北は北杜市、東は甲府市、西は韮崎市・南アルプス市、南は昭和町に接しており、南北に長い地形となっています。

市の北部は森林資源の豊富な山岳や丘陵地帯、中南部は釜無川の左岸に展開する平野部があり、市街地が形成されています。また、市の東側には荒川、西側には釜無川が流れています。

本市の総面積は71.95km²であり、山梨県全体の1.6%を占めています。

交通体系はＪＲ中央本線、中央自動車道、国道20号、国道52号で構成されています。そして、県道と市道がこれらの幹線をつなぎ、道路網を形成しています。

また、近年では、中部横断自動車道の延伸や双葉サービスエリアへのスマートインターチェンジ、新山梨環状道路北部区間(調査、計画が進行中)など、市内外を結ぶ道路整備が進展し、道路交通の結束点として、重要な役割を果たしています。

図 2.1 山梨県における甲斐市の位置

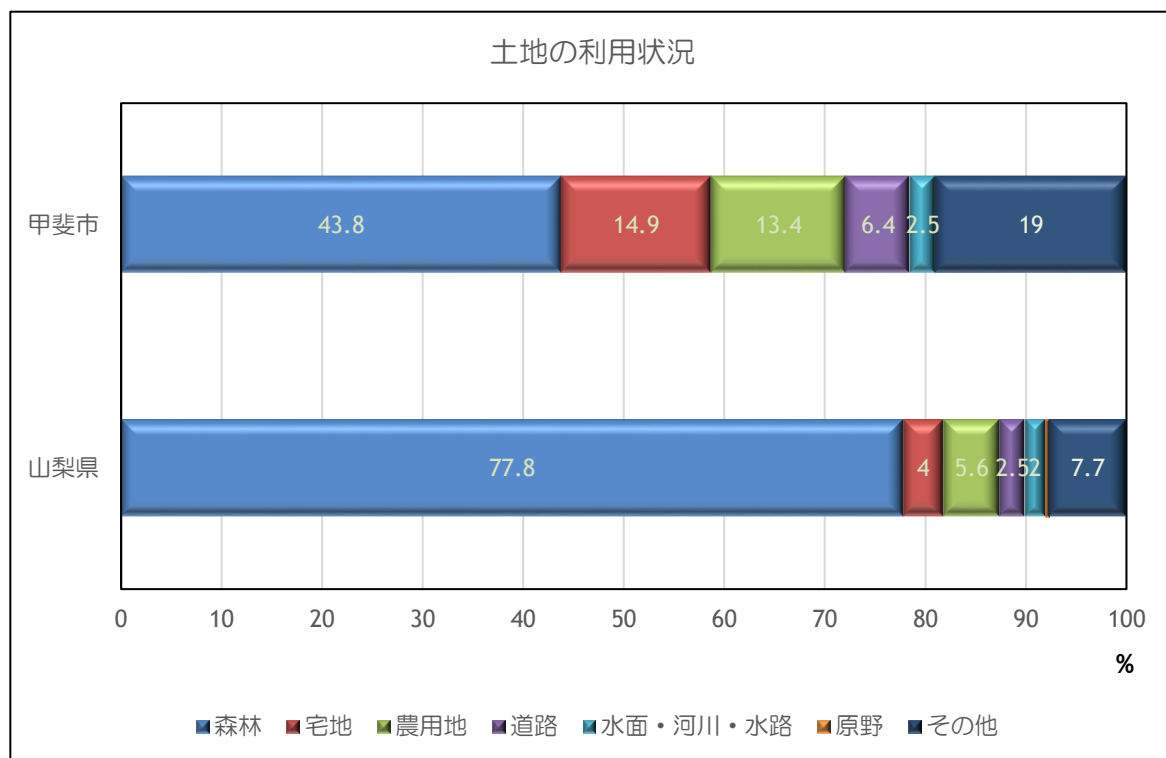


出典：株式会社 ゼンリン

第2節 土地利用

図 2.2 に土地利用の現況を示します。本市は森林が 43.8%を占めており、次いで宅地が 14.9%、農用地が 13.4%となっています。山梨県全体と比較すると、本市は森林面積の割合が低く、農用地、道路、宅地の割合が高くなっています。

図 2.2 土地利用の現況



出典：第1次甲斐市総合計画(後期基本計画)

第3節 森林

表 2.1 に市町村別の森林面積の割合、表 2.2 に行政区画別の森林面積を示します。県内の他市町村と比較すると本市は森林面積、森林割合とも少ない地域となっていますが、総面積の約 4 割が森林であり、そのうち約 7 割が民有林となっています。

表 2.1 市町村別森林面積(森林面積の多い順)

NO.	市町村	総面積(ha)	森林面積(ha)	割合(%)
1	北杜市	60,248	45,900	76.2
2	早川町	36,996	35,260	95.3
3	身延町 ※1	30,198	24,322	80.5
4	大月市	28,025	24,318	86.8
5	山梨市	28,980	23,697	81.8
6	甲州市	26,411	21,147	80.1
7	南アルプス市	26,414	19,328	73.2
8	南部町	20,087	17,648	87.9
9	上野原市	17,065	13,985	82.0
10	甲府市	21,247	13,632	64.2
11	都留市	16,163	13,628	84.3
12	笛吹市	20,192	11,821	58.5
13	富士河口湖町	15,840	11,476	72.4
14	丹波山村	10,130	9,871	97.4
15	韮崎市	14,369	9,258	64.4
16	富士川町	11,200	9,194	82.1
17	富士吉田市	12,174	8,513	69.9
18	鳴沢村	8,958	7,745	86.5
19	道志村	7,968	7,468	93.7
20	小菅村	5,278	4,932	93.4
21	市川三郷町	7,518	4,795	63.8
22	甲斐市	7,195	3,152	43.8
23	山中湖村	5,277	3,092	58.6
24	忍野村	2,505	1,517	60.6
25	西桂町	1,522	1,295	85.1
26	中央市	3,169	560	17.7
27	昭和町	908	0	0.0

出典：平成 27 年度山梨県林業統計書

※1 身延町の面積は本栖湖2.83 km²を除く

表 2.2 行政区画別森林面積

区分	総面積(ha)	森林面積(ha)			
		総数	国有林	県有林	民有林
山梨県	446,499	347,564	3,595	158,243	189,105
甲斐市	7,195	3,152	0	912	2,241

出典：平成 27 年度山梨県林業統計書

第4節 気象

1 気温・降水量

図2.3、表2.3に平成27年の甲府地方気象台における月別気温、月別降水量の推移を示します。本市の最暖月平均気温は8月の27.2℃、最寒月平均気温は1月の3.4℃であり、一年を通して寒暖の差が大きくなっています。降水量は7月が最も多く205.0mmとなっています。年間降水量は1,114.5mmとなっています。

図 2.3 月別気温・月別降水量の推移(平成 27 年)

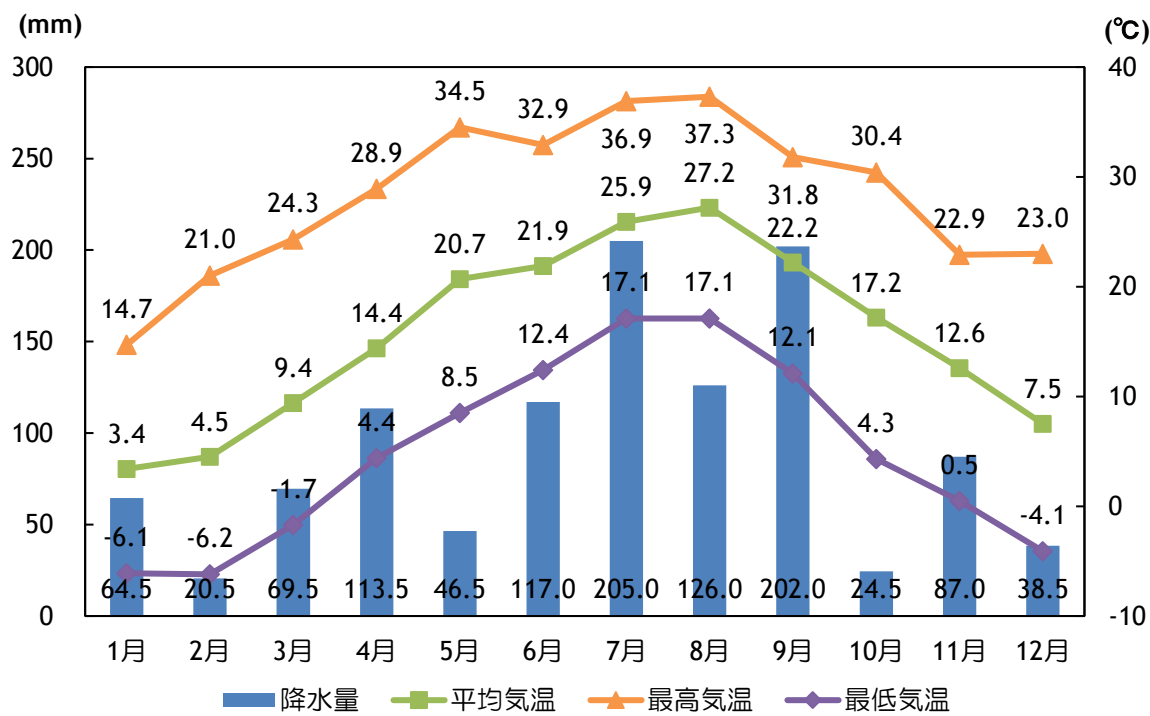


表 2.3 月別気温・月別降水量の推移(平成 27 年)

区 分		1月	2月	3月	4月	5月	6月	
降水量(mm)		64.5	20.5	69.5	113.5	46.5	117.0	
気温 (℃)	平均	3.4	4.5	9.4	14.4	20.7	21.9	
	最高	14.7	21.0	24.3	28.9	34.5	32.9	
	最低	-6.1	-6.2	-1.7	4.4	8.5	12.4	
区 分		7月	8月	9月	10月	11月	12月	合 計
降水量(mm)		205.0	126.0	202.0	24.5	87.0	38.5	1,114.5
気温 (℃)	平均	25.9	27.2	22.2	17.2	12.6	7.5	15.6
	最高	36.9	37.3	31.8	30.4	22.9	23.0	37.3
	最低	17.1	17.1	12.1	4.3	0.5	-4.1	-6.2

出典：気象統計情報 甲府地方気象台

2 日照時間

図2.4、表2.4に平成27年の甲府地方気象台における月別日照時間と平年値日照時間の推移を示します。

甲府における月別の日照時間では5月が最も長く260.3時間、11月が最も短く120.5時間、年間の合計日照時間は2,205.1時間となっており、全国平均値1,978時間より11.5% 高い数値となっています。

また、合計日照時間の平年値(1981年～2010年の30年間について算出した累積平均値)と比較すると、平成27年の合計日照時間は平年値を約22時間上回っており、全国の中でも長い日照時間となっています。

本市は甲府地方気象台に隣接し、ほぼ同程度のデータと推測されることから、非常に日照時間の長い地域であるといえます。

図 2.4 月別日照時間の推移

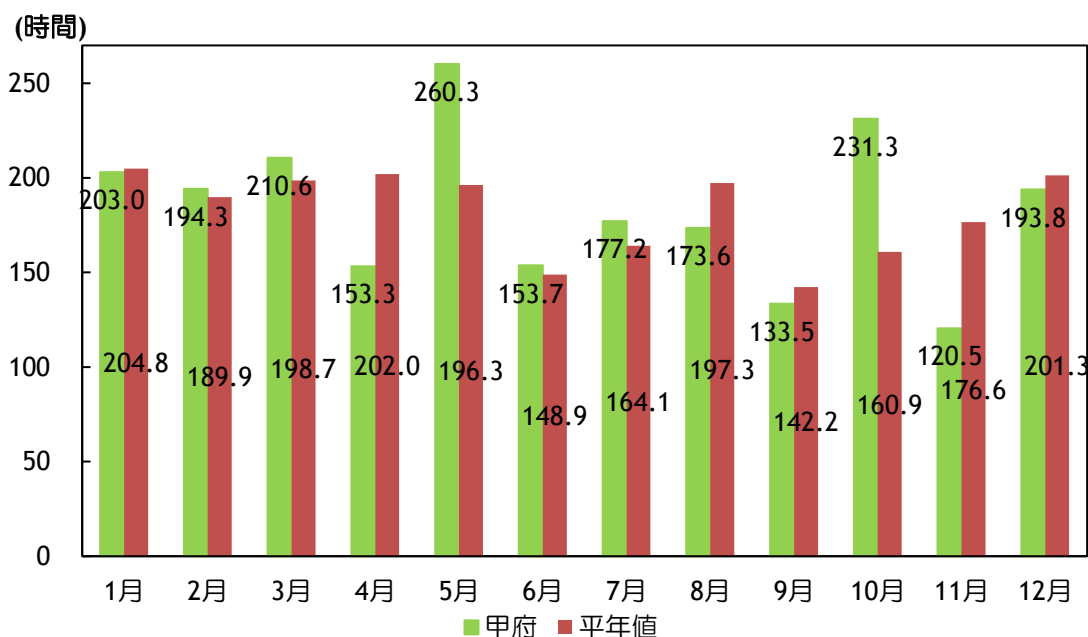


表 2.4 月別日照時間の推移

出典：気象庁

日照時間	区 分	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	合計
	甲府(平成 27 年)	203.0	194.3	210.6	153.3	260.3	153.7	
	甲府平年値	204.8	189.9	198.7	202.0	196.3	148.9	
	区 分	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	
	甲府(平成 27 年)	177.2	173.6	133.5	231.3	120.5	193.8	
	甲府平年値	164.1	197.3	142.2	160.9	176.6	201.3	

第5節 人口・世帯

1 人口

図2.5、表2.5に本市の人口の推移を示します。国勢調査の結果により、平成27年の本市人口は74,386人となっています。昭和50年以降続いていた増加傾向が平成22年に減少に転じたものの、平成27年は再度増加しています。地区別では、平成22年の人口と比較すると、敷島地区・双葉地区が増加しています。

図 2.5 人口の推移

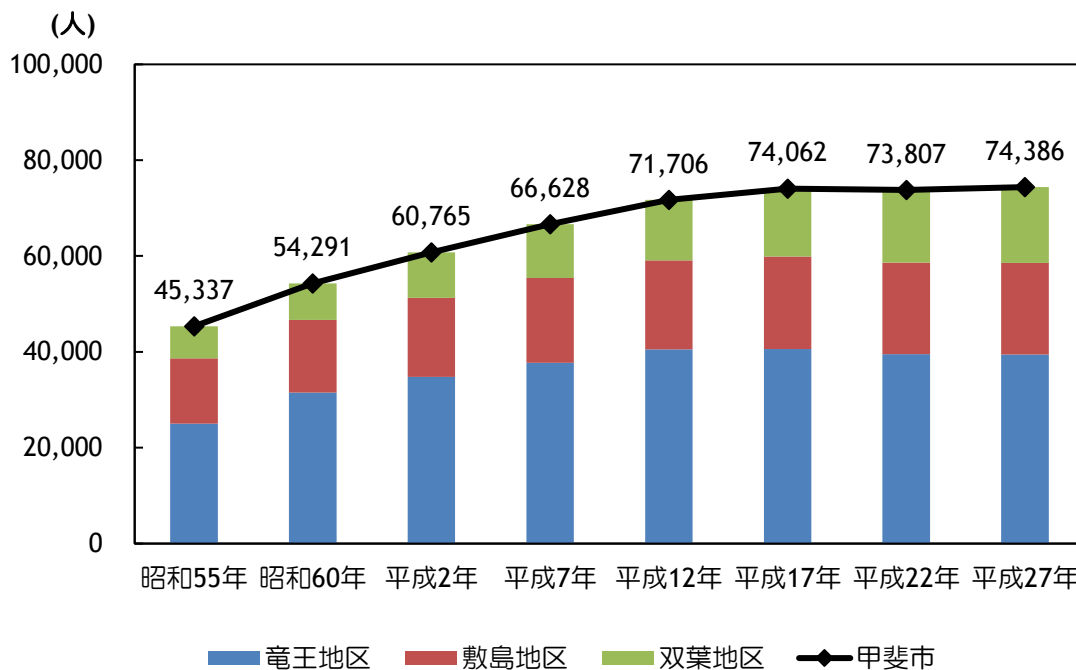


表 2.5 人口の推移

年／地区	竜王地区(人)	敷島地区(人)	双葉地区(人)	甲斐市(人)
昭和50年	17,493	11,603	5,890	34,986
昭和55年	25,002	13,623	6,712	45,337
昭和60年	31,515	15,142	7,634	54,291
平成2年	34,753	16,504	9,508	60,765
平成7年	37,693	17,713	11,222	66,628
平成12年	40,559	18,546	12,601	71,706
平成17年	40,561	19,323	14,178	74,062
平成22年	39,548	19,063	15,196	73,807
平成27年	39,447	19,129	15,810	74,386

出典：平成27年国勢調査

2 年齢別人口

図 2.6、表 2.6 に本市の年齢別人口の推移を示します。昭和 50 年以降の推移では、65 歳以上の人口割合は増加傾向にあり、平成 27 年には 23.6%となっています。その一方で、0～14 歳の人口割合は 14.3%まで減少し、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

山梨県全体では 65 歳以上が 28.4%、0～14 歳が 12.4%となっています。

図 2.6 年齢別人口の推移

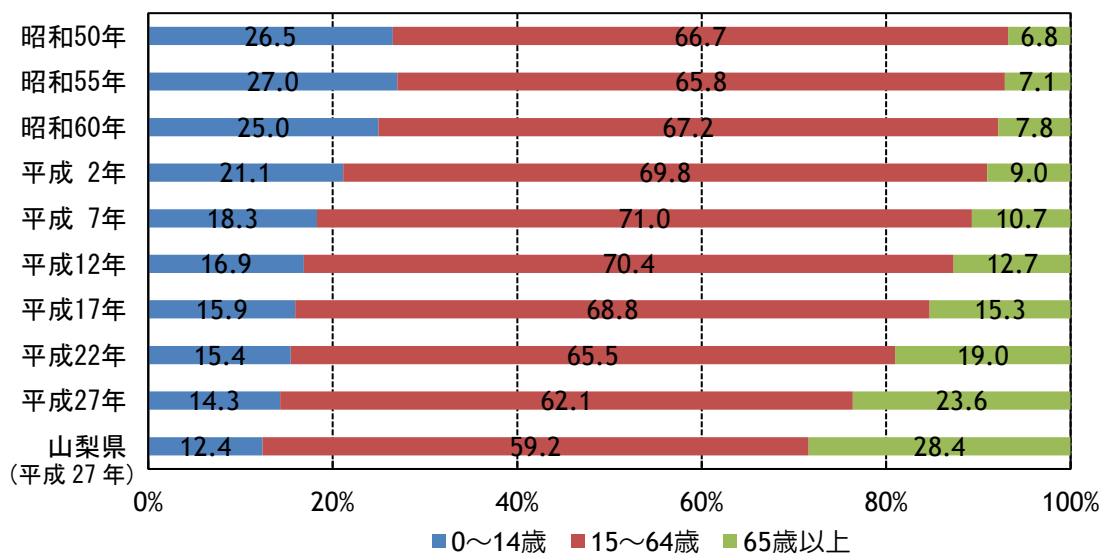


表 2.6 年齢別人口の推移

年／区分	0～14 歳		15～64 歳		65 歳以上		総数 ²
	人口	割合 ³ (%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口
昭和 50 年	9,281	26.5	23,326	66.7	2,377	6.8	34,986
昭和 55 年	12,220	27.0	29,816	65.8	3,230	7.1	45,337
昭和 60 年	13,554	25.0	36,487	67.2	4,247	7.8	54,291
平成 2 年	12,841	21.1	42,392	69.8	5,496	9.0	60,765
平成 7 年	12,188	18.3	47,302	71.0	7,131	10.7	66,628
平成 12 年	12,092	16.9	50,502	70.4	9,087	12.7	71,706
平成 17 年	11,799	15.9	50,933	68.8	11,327	15.3	74,062
平成 22 年	11,346	15.4	48,157	65.5	13,986	19.0	73,489
平成 27 年	10,614	14.3	45,997	62.1	17,486	23.6	74,097
山梨県 (平成 27 年)	102,270	12.4	488,845	59.2	234,544	28.4	825,659

出典：平成 27 年国勢調査

²年齢不詳を除く総数。(74,386 総人口)

³四捨五入の関係から人口割合の合計が 100%にならない場合がある。

3 世帯数

図2.7、表2.7に世帯数及び1世帯あたりの人員を示します。昭和50年以降の推移では、世帯数は増加傾向にあり、平成27年には29,463世帯と、昭和50年の約3倍になっています。一方、1世帯あたりの人員は減少して核家族化傾向にあり、平成27年には2.5人となっています。

図 2.7 世帯数・1世帯あたり人員の推移

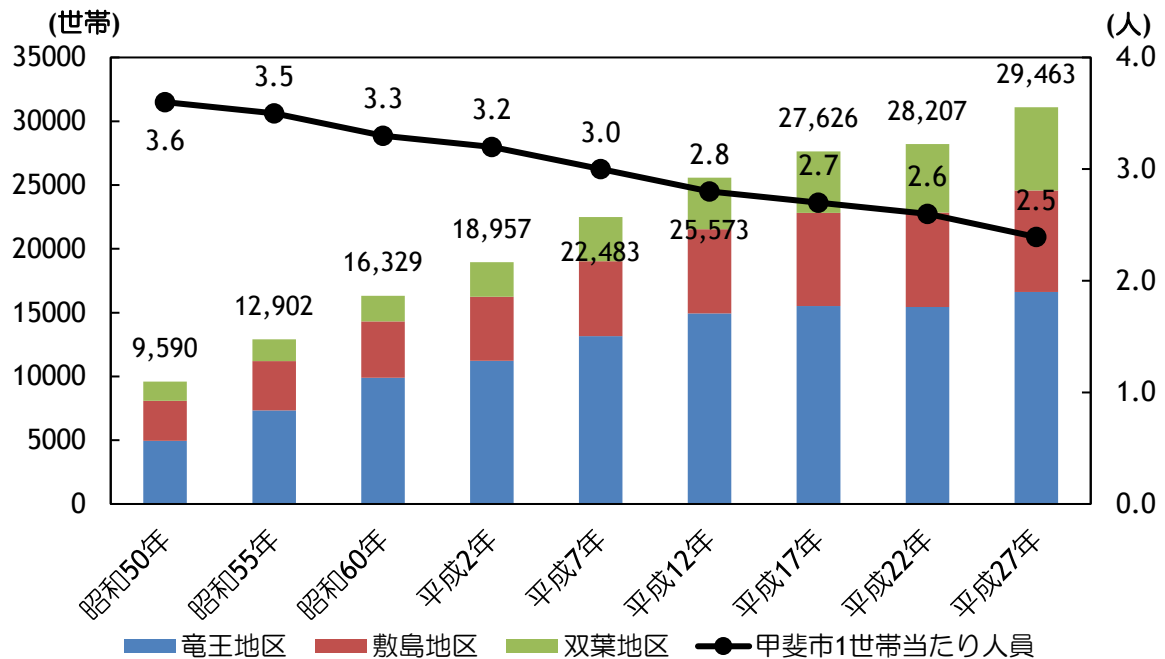


表 2.7 世帯数・1世帯あたり人員の推移

年／区分	竜王地区		敷島地区		双葉地区		甲斐市	
	世帯数	人口/世帯数	世帯数	人口/世帯数	世帯数	人口/世帯数	世帯数	人口/世帯数
昭和 50 年	4,941	3.5	3,155	3.7	1,494	3.9	9,590	3.6
昭和 55 年	7,341	3.4	3,871	3.5	1,690	4.0	12,902	3.5
昭和 60 年	9,900	3.2	4,414	3.4	2,015	3.8	16,329	3.3
平成 2 年	11,236	3.1	5,007	3.3	2,714	3.5	18,957	3.2
平成 7 年	13,165	2.9	5,868	3.0	3,450	3.3	22,483	3.0
平成 12 年	14,941	2.7	6,597	2.8	4,035	3.1	25,573	2.8
平成 17 年	15,526	2.6	7,295	2.7	4,805	3.0	27,626	2.7
平成 22 年	15,433	2.6	7,405	2.6	5,369	2.8	28,207	2.6
平成 27 年	16,074	2.5	7,688	2.5	5,701	2.8	29,463	2.5

出典：平成 27 年国勢調査

第6節 産業

1 就業構造

図 2.8 に産業別就業人口割合の推移、表 2.8 に産業別就業人口・就業人口割合の推移を示します。産業別人口割合の推移をみると、第 1 次産業⁴が減少傾向、第 3 次産業⁵が増加傾向にあり、第 2 次産業⁶には大きな変化は見られません。

就業人口の総数は昭和 50 年の 17,373 人から、平成 22 年には 35,457 人に増加しています。最も増加したのは第 3 次産業就業者数で、7,847 人から 23,278 人となり、就業者数の多い順から卸売・小売業、サービス業、医療・福祉となっています。

図 2.8 産業就業人口割合の推移

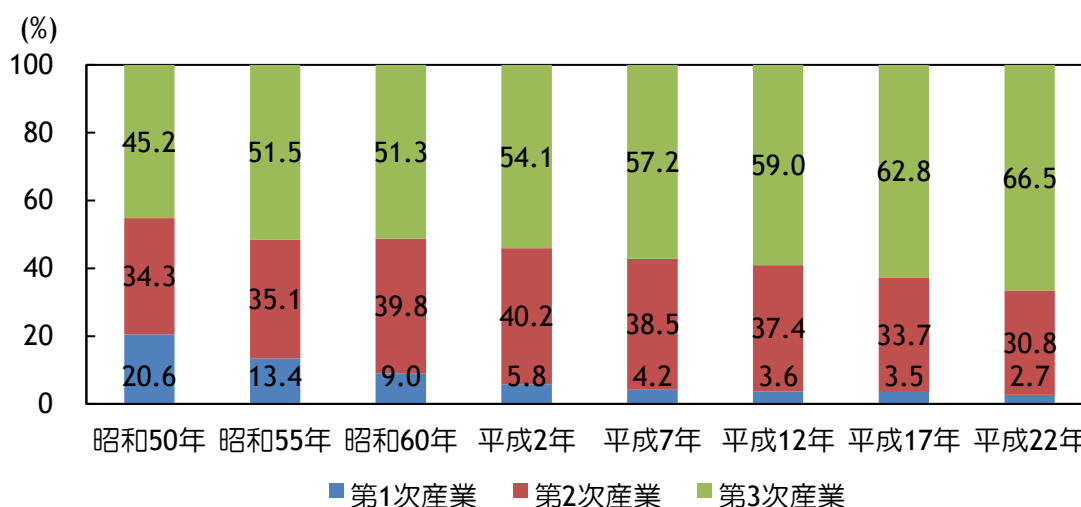


表 2.8 産業別就業人口・就業人口割合の推移

年／区分	第1次産業		第2次産業		第3次産業		総数(人)
	就業人口	割合(%)	就業人口	割合(%)	就業人口	割合(%)	
昭和 50 年	3,571	20.6	5,955	34.3	7,847	45.2	17,373
昭和 55 年	2,896	13.4	7,577	35.1	11,122	51.5	21,595
昭和 60 年	2,350	9.0	10,419	39.8	13,437	51.3	26,206
平成 2 年	1,749	5.8	12,141	40.2	16,343	54.1	30,233
平成 7 年	1,479	4.2	13,470	38.5	20,008	57.2	34,957
平成 12 年	1,340	3.6	13,906	37.4	21,981	59.0	37,227
平成 17 年	1,291	3.5	12,486	33.7	23,304	62.8	37,081
平成 22 年	963	2.7	11,216	31.6	23,278	65.7	35,457

出典：平成22年国勢調査

⁴第 1 次産業：農業、林業、漁業が該当する（出典：総務省ホームページ）。

⁵第 3 次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療、福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)が該当する（出典：総務省ホームページ）。

⁶第 2 次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業が該当する（出典：総務省ホームページ）。

2 農業

表2.9に経営耕地面積⁷の推移、図2.9に経営耕地面積の構成を示します。平成7年以降の推移では、耕地面積は減少傾向にあります。平成27年においては、田が52%と最も比率が高く、次いで樹園地が29%、畑が19%となっています。

表 2.9 経営耕地面積の推移（各年 2 月 1 日現在）

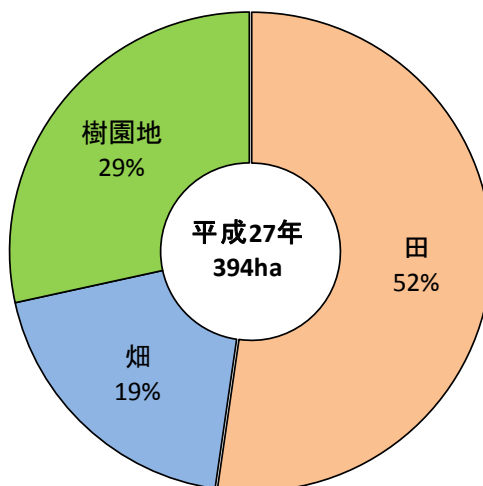
（単位：ha）

年	耕 地			合 計
	田	畑	樹園地	
平成7年	472	171	257	900
平成12年	419	158	165	742
平成17年	250	88	123	461
平成22年	242	101	133	476
平成27年	206	76	112	394

※平成12年の調査から、「自給的農家数」と「販売農家数」に区分。

出典：平成 27 年農林業センサス、農業センサス

図 2.9 経営耕地面積構成図（平成 27 年 2 月 1 日現在）



※平成 12 年までは「総農家」のデータを集計。平成 17 年から「販売農家」のデータのみ集計

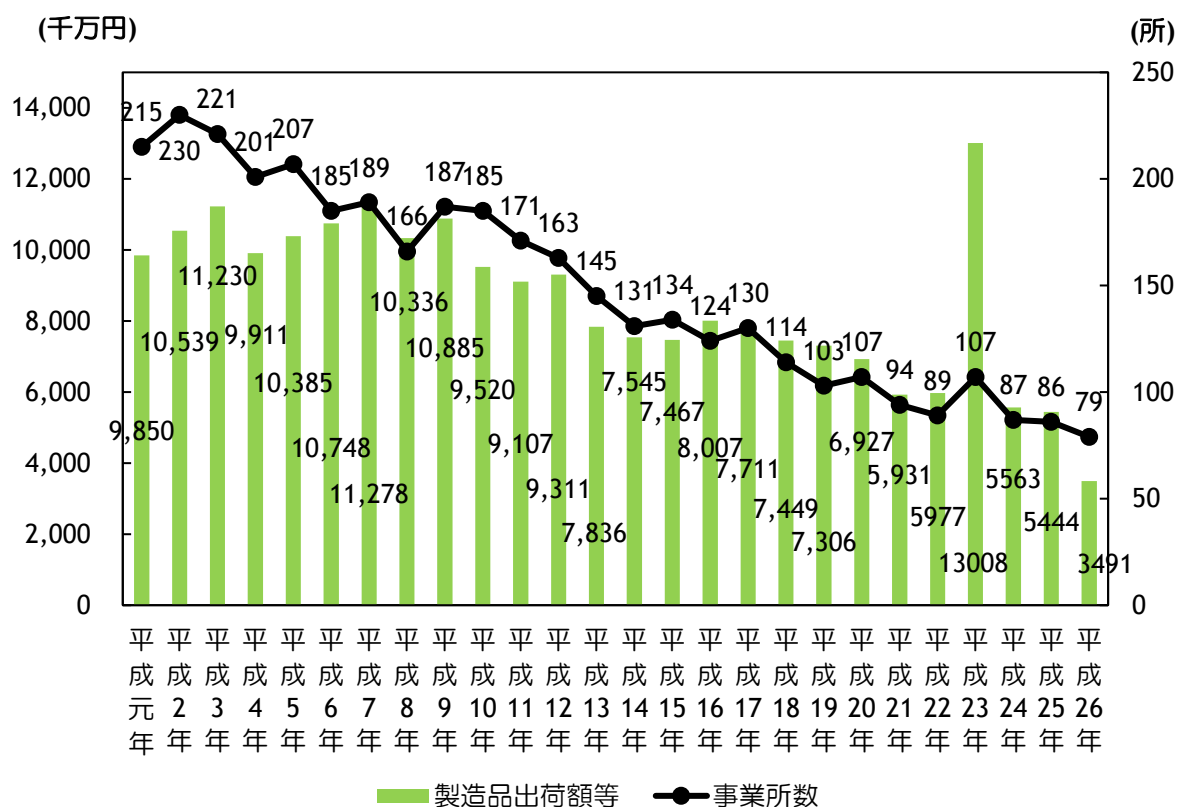
出典：平成 27 年農林業センサス、農業センサス

⁷経営耕地面積：農家が経営する耕地の面積（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計面積。

3 工業

図 2.10 に製造品出荷額等⁸と事業所数⁹の推移を示します。平成元年以降の推移では、製造品出荷額等は平成 7 年を境に減少しており、平成 26 年には約 349 億円となっています。同様に、事業所数は平成 2 年を境に減少し、平成 26 年には 79 事業所となっています。なお、平成 23 年度製造品出荷額が多いのは、特定の 1 社の出荷額が増加したためと考えられます。

図 2.10 製造品出荷額等・事業所数の推移



出典：平成 26 年工業統計調査

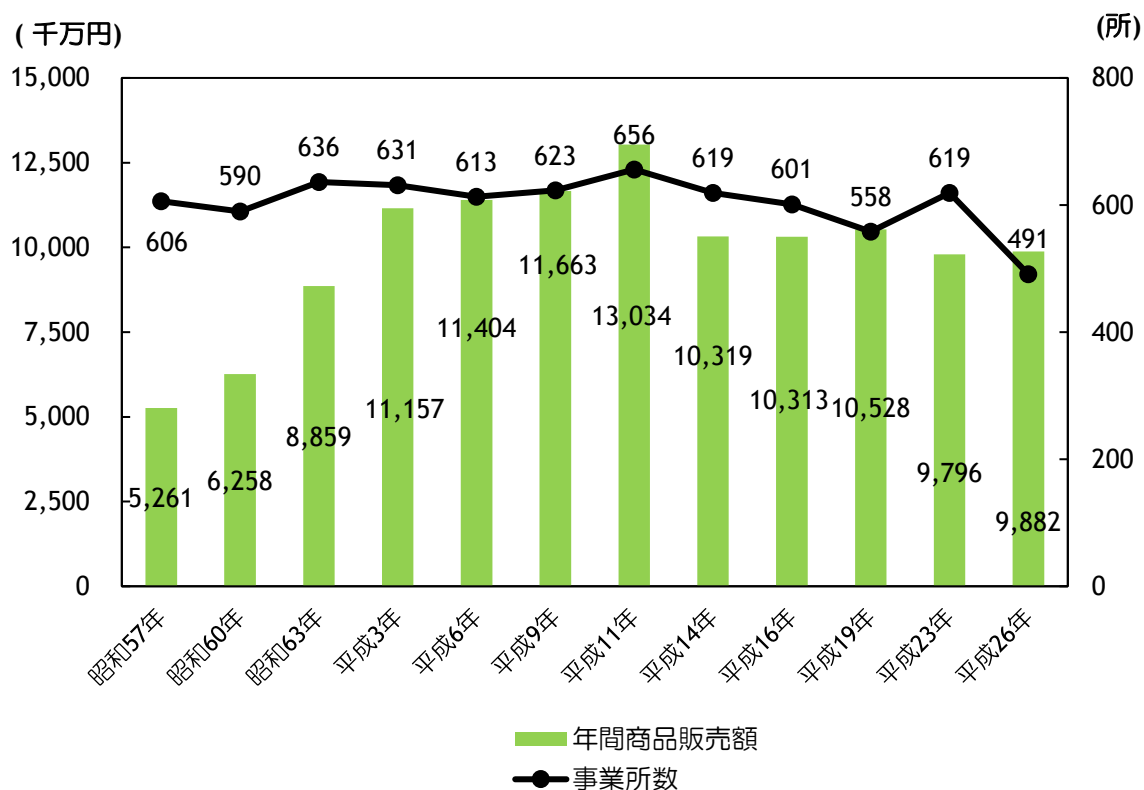
⁸製造品出荷額等：出荷額及びその他の収入＝冷蔵保管料、広告料などに加工賃収入及び修理料収入額を加えたものをいう。

⁹従業者 4 人以上の製造事業所の事業所数。

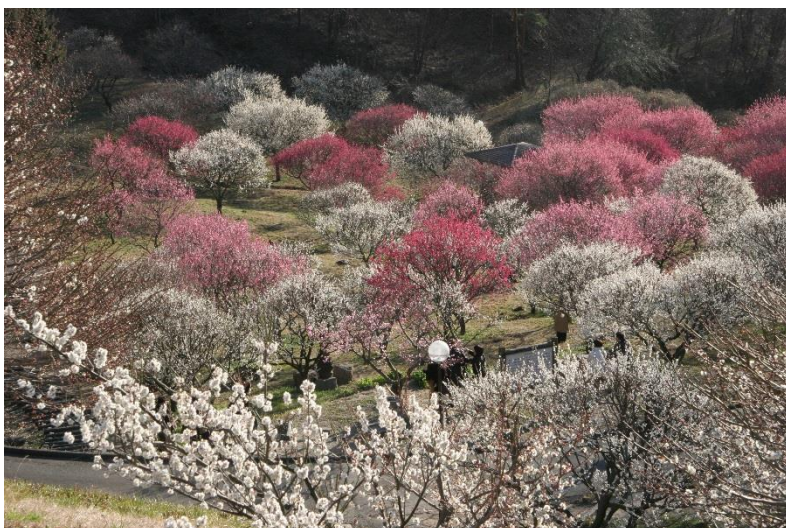
4 商業

図2.11に年間商品販売額と事業所数の推移を示します。昭和57年以降の推移では、年間商品販売額は平成11年を境に減少し、平成26年には約988億円となっています。同様に、事業所数も平成11年を境に減少傾向にあり、平成26年には、491事業所となっています。

図 2.11 年間商品販売額・事業所数の推移



出典：平成 26 年商業統計調査



第 3 章

環境の状況

○第 1 節	生活環境	・・・・・・・・・・・・・・・・	24
○第 2 節	自然環境	・・・・・・・・・・・・・・・・	50

第 1 節 生活環境

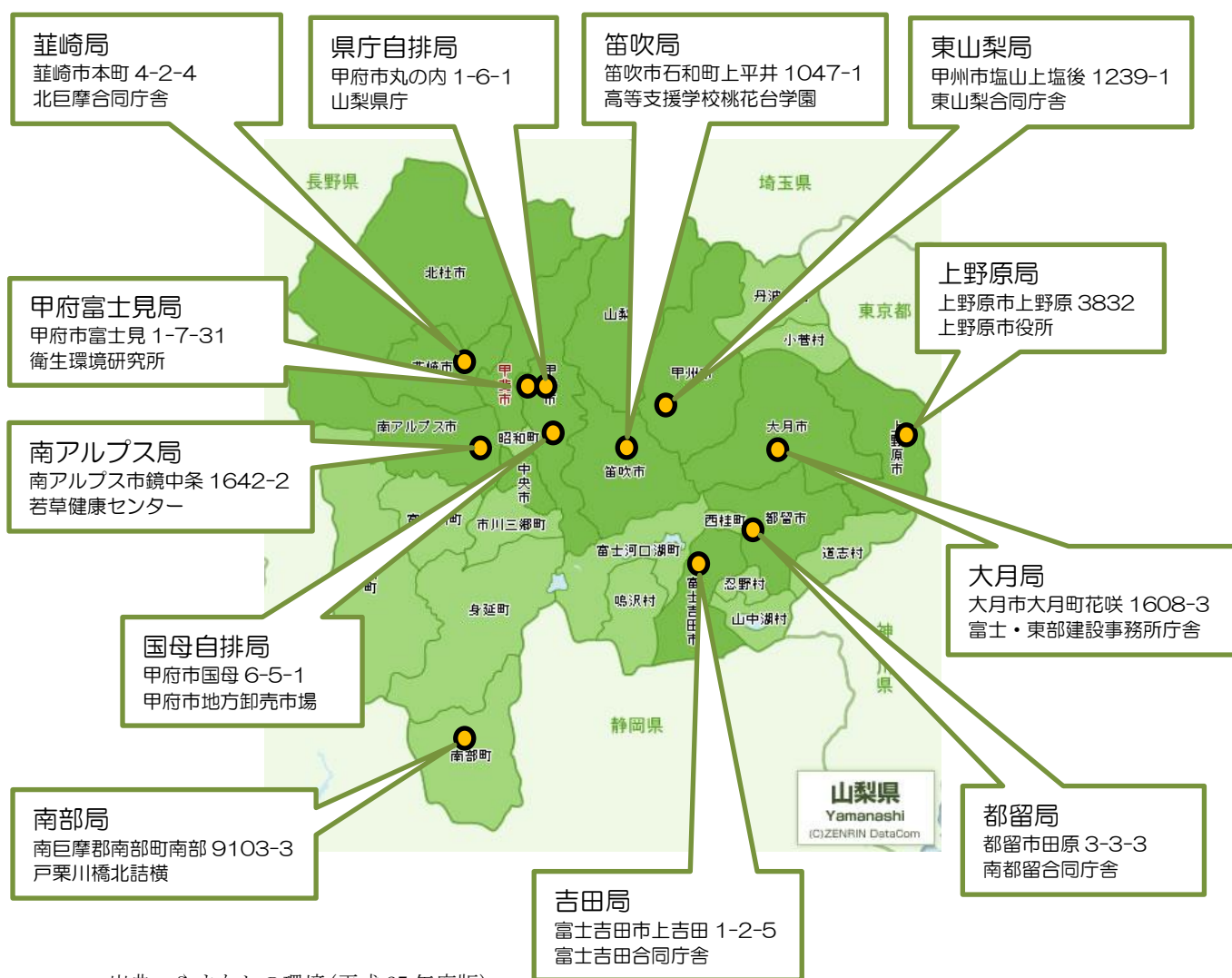
1 大気

(1) 山梨県の大気

本県では、大気汚染の状況を把握するため、一般環境大気測定局¹⁰10 地点と自動車排ガス測定局¹¹2 地点で大気汚染の常時監視を行っています。

大気測定地点及び測定項目を図 3.1 に、平成 27 年度の調査結果を表 3.1 に示します。

図 3.1 大気測定地点及び測定項目



出典：やまなしの環境(平成 27 年度版)

¹⁰一般環境大気測定局：住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

¹¹自動車排ガス測定局(自排局)：交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置された測定局。

わが国では、国民の健康を保護する目的から、環境基本法¹²に基づき、大気汚染に係る環境基準¹³を定めています。

本県の大気汚染の状況は、昭和 55 年ごろをピークに改善されつつあり、二酸化いおう¹⁴、一酸化炭素¹⁵、浮遊粒子状物質¹⁶、二酸化窒素¹⁷の 4 項目については、全ての調査地点で環境基準を達成しています。

一方、本県の大気汚染として問題になっている光化学オキシダント¹⁸は、全ての地点で環境基準は未達成となっています。これは全国的な傾向で、特に本県の上野原・大月地域は、東京都や神奈川県からの汚染空気の流入、峡南・峡中地域は、静岡県から富士川に沿って北上する汚染空気の流入が原因とされています。

また、平成 21 年 9 月に環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）について、平成 27 年度においては、県内 6 測定地点のうち国母自排局のみ環境基準を超える状況となっています。

表 3.1 大気汚染に係る環境基準項目と山梨県の環境基準達成状況

環境基準項目	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	PM2.5
測定局数	3	2	12	11	10	6
測定局	甲府富士見 大月 吉田	県庁自排 国母自排	図 3.1 の 12 局	図 3.1 の 11 局 (国母自排除く)	図 3.1 の 10 局 (国母自排、県庁自排除く)	甲府富士見 東山梨 大月 吉田 県庁自排 国母自排
環境基準達成状況	3/3	2/2	12/12	11/11	0/10	5/6

出典：やまなしの環境(平成 27 年度版)

¹²環境基本法：これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から、地球規模での環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993 年に制定。

¹³環境基準：環境基本法(1993)の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。大気汚染に関しては、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントに環境基準値が設定されている。大気環境基準値は巻末の資料編参照。

¹⁴二酸化いおう：腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

¹⁵一酸化炭素：無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

¹⁶浮遊粒子状物質：大気中に浮遊している粒径 10 μm 以下の粒子状物質。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来(火山、森林火災など)のものがある。

¹⁷二酸化窒素：赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

¹⁸光化学オキシダント：窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質(オキシダント)の総称。二酸化窒素を除く。

(2)甲斐市の大気

①大気汚染に係る環境基準項目について

本市の大気は、県の調査地点である山梨県衛生環境研究所（甲府市富士見）のデータと同程度と推測され、表 3.1 の同地点の数値から、大気汚染に係る環境基準項目は、環境基準値を満たしているものと考えられます。

②有害大気汚染物質について

県は、有害大気汚染物質¹⁹のうち、環境基準が定められている「ベンゼン²⁰」、「トリクロロエチレン²¹」等の 4 物質並びに、指針値が示されている「アクリロニトリル²²」等の指針値対象 7 物質²³の合計 11 物質について大気汚染の状況を測定しています。その結果は、表 3.2 に示すとおり、全ての地点で環境基準を達成していました。以上から、本市の大気も有害大気汚染物質の影響はないものと推定されます。

表 3.2 有害大気汚染に係る環境基準項目と山梨県の環境基準達成状況

環境基準項目	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン ²⁴	ジクロロメタン ²⁵
測定局数	5	5	5	5
測定局	甲府富士見、大月、吉田、県庁自排、国母自排			
環境基準達成状況	5/5	5/5	5/5	5/5

出典：やまなしの環境(平成 27 年度版)

19有害大気汚染物質：平成 8 年の大気汚染防止法改正において、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加された物質。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンには基準値が定められている。低濃度でも長期暴露により、発がん性などが懸念される。有害大気環境基準値は巻末の資料編参照。

20ベンゼン：常温では無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

21トリクロロエチレン：常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。過去、ドライクリーニングのシミ抜きに使用された。土壤汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壤汚染に係る環境基準も定められている。

22アクリロニトリル：常温では無色透明で特有の刺激臭のある液体。引火性が高い。合成繊維、合成ゴムなどの原料、溶剤、殺虫剤として使われる。

23指針値対象 7 物質：アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 7 物質。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもの。

24テトラクロロエチレン：常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。土壤汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壤汚染に係る環境基準も定められている。

25ジクロロメタン：常温では無色透明の液体。揮発性があり、有機塩素系溶剤の一種。金属、機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に用いられる。

③空間放射線量

東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日発生）の津波による福島第一原子力発電所からの放射能漏えいに関連し、本市への放射能の影響を把握するため、市独自で平成 23 年 8 月 8 日から甲斐市役所本庁舎来庁者駐車場で空間放射線量（ γ 線量）を測定してきましたが、測定開始から大きな変動が見られず、市民の日常生活に影響を及ぼすような放射線量は測定されていません。このため、平成 27 年 12 月から、測定を毎週水曜日（週 1 回）に変更し、引き続き測定しています。

また、市内 68 箇所においても、空間線量を測定しています。平成 27 年度に行った放射線量の測定において、2 箇所の測定値が高かったため再調査を行いました。セシウム系の数値に問題がないことから、岩石等の自然由来の要因であり、東日本大震災の放射能漏えいによる影響ではないことがわかりました。この 2 箇所の空間線量を含め、現在も年 2 回測定していますが、特に健康に影響が出るレベルの数値ではありません。

甲斐市役所の測定結果（平成 27 年 4 月～平成 28 年 3 月）を表 3.3 に示します。

本市の原子力発電所事故以前のデータがないため、一概に比較することはできませんが、原子力発電所事故以前の県モニタリングポストの測定値と比較して概ね範囲内であり、健康に影響が出るレベルの数値ではありませんでした。

表 3.3 平成 27 年度・市役所における空間放射線量測定値（月別）

（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）

市役所 地上 1m	測定月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
	最大値	0.071	0.050	0.080	0.088	0.086	0.084
	最小値	0.042	0.043	0.042	0.041	0.041	0.041
	平均値	0.048	0.046	0.048	0.052	0.050	0.053
	測定月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
	最大値	0.052	0.089	0.054	0.055	0.051	0.050
	最小値	0.038	0.042	0.045	0.048	0.046	0.042
	平均値	0.046	0.049	0.049	0.051	0.049	0.048

*:山梨県衛生環境研究所設置の山梨県モニタリングポスト地点における平成 22 年 1 月から平成 23 年 2 月までの測定値は、0.040～0.066 $\mu\text{Sv/h}$ でした。

*:山梨県の放射線測定局は 5 地点。①山梨県衛生環境研究所、②北杜市酪農試験場、③南部町南部測定局、④富士吉田合同庁舎、⑤上野原市役所

④甲斐市役所における温室効果ガス排出量

甲斐市役所における部門別温室効果ガス(CO₂換算)を図 3.2、表 3.4 に示します。

平成 18 年度を基準とした温室効果ガスの増減量は、平成 27 年度においては、合計で 984,409kg-CO₂ を削減しており、増減率は、△16.22%です。

図 3.2 部門別温室効果ガス排出量 (CO₂換算)

(単位:kg-CO₂)

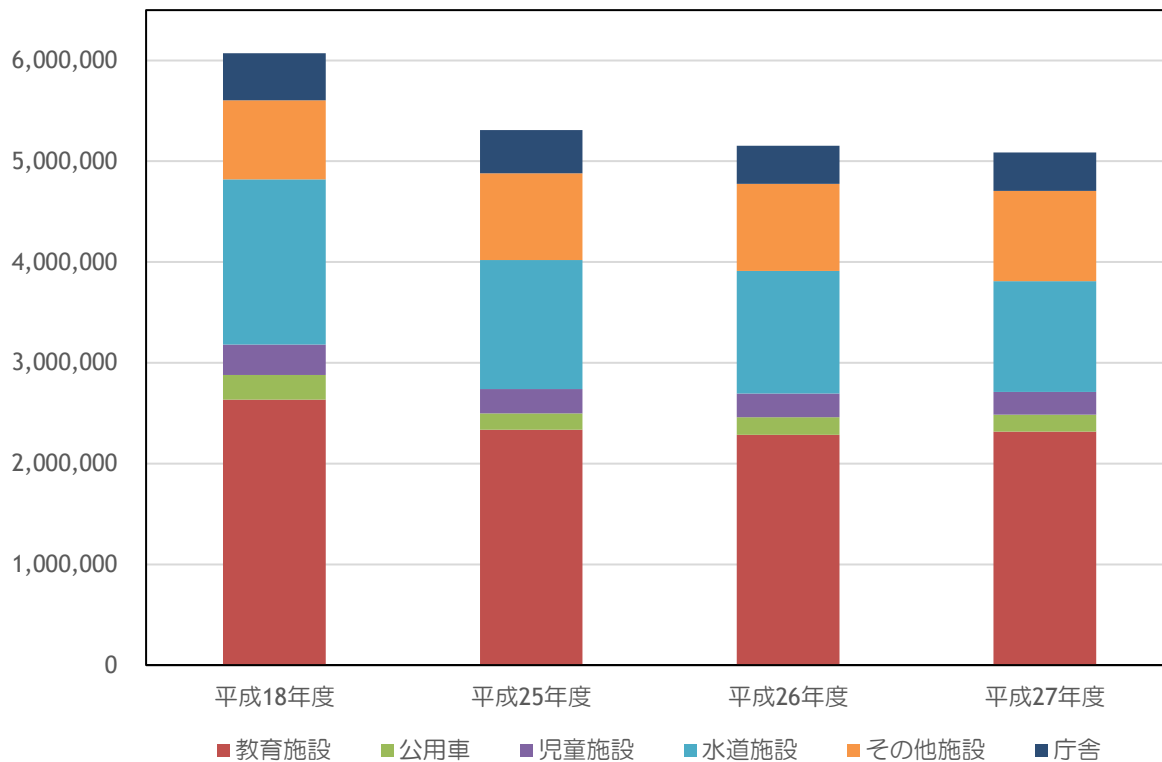


表 3.4 部門別温室効果ガス排出量 (CO₂換算)

(単位:kg-CO₂)

施設区分	平成 18 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 18 年度比	
					増減量	増減率
教育施設	2,634,309	2,335,600	2,285,152	2,316,788	△ 317,521	△12.05%
公用車	245,099	162,571	173,323	168,105	△ 76,994	△31.41%
児童施設	302,175	242,277	236,267	226,437	△ 75,739	△25.06%
水道施設	1,638,767	1,279,688	1,218,172	1,100,137	△ 538,631	△32.87%
その他施設	785,750	861,091	864,355	894,344	108,594	13.82%
庁 舎	464,754	427,695	377,986	380,636	△ 84,119	△18.10%
合 計	6,070,855	5,308,923	5,155,256	5,086,446	△ 984,409	△16.22%

※小数点以下非表示のため、計算上数値が一致しない項目があります。

2 水質

(1)河川の水質

本市では、河川の水質調査を、次の目的で実施しています。

- ①住民の生活環境を保全する目的：国で定める「生活環境の保全に関する環境基準²⁶」
- ②住民の健康を保護する目的：国で定める「人の健康の保護に関する環境基準²⁷」
- ③家庭生活排水の河川への影響を知る目的：国で定める「生活環境の保全に関する環境基準²⁸」

①生活環境の保全に関する環境基準項目について

本市内の河川における「生活環境の保全に関する環境基準」に関する主な水質調査結果を表 3.5 に示します。

河川についても、大気と同様に環境基本法に基づく「生活環境の保全に関する環境基準」が定められていますが、この基準を適用する河川は県が指定²⁹することになっています。

本市を流れる河川では、「鎌田川」だけが県の環境基準類型の指定を受けていますが、本市では市内の河川の水質状態を評価する目的から、それぞれの河川に独自の「環境類型基準」を設定しています。

■調査結果

調査は、夏季・冬季の年 2 回行っています。

本市を流れる河川では表 3.5 のとおり「鎌田川」のみ県の環境基準類型の指定を受けていますが、参考までに同類型の B 類型で比較しますと、生活環境の保全に関する項目の調査結果は、貢川上流(貢川橋)で比較的高い BOD が検出され、家庭生活排水の影響が顕著であり、有機物による汚染が観察されました。東川(東川橋)については、pH 濃度が比較的高い値となっています。

また、大腸菌群数については、亀沢川上流(宮沢橋)を除き、特に夏季において B 類型の基準を超過していました。

全体の河川を通して、やや生活排水の影響は観察されます。

²⁶生活環境の保全に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的(水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等)に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。環境基準値は巻末の資料編参照。

²⁷人の健康の保護に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準である。全国一律の基準を設けている。環境基準値は巻末の資料編参照。

²⁸生活環境の保全に関する環境基準：環境基本法(1993)に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的(水道、水産、工業用水、農業用水、水浴等)に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。環境基準値は巻末の資料編参照。

²⁹類型指定：水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水域の利用状況に応じて、指定していく方式。

表 3.5 平成 27 年度・甲斐市河川生活環境項目の調査結果

No	河川名(採水場所)	調査 時期	pH	BOD ₃₀ mg/L	SS ₃₁ mg/L	DO ₃₂ mg/L	大腸菌群数 ₃₃ MPN ₃₄ /100mL	市類型
1	鎌田川上流(みゆき橋)	夏季	8.6	1.2	17.0	8.4	33,000	B
		冬季	7.6	0.5 未満	3.0	11.7	330	
2	鎌田川下流(南っ子橋)	夏季	8.4	1.9	10.0	9.8	33,000	B
		冬季	7.8	2.5	4.0	12.7	3,300	
3	亀沢川上流(宮沢橋)	夏季	7.8	0.7	2.0	9.7	4,900	AA
		冬季	7.7	0.5 未満	1.0	12.0	790	
4	亀沢川下流(鳥居坂橋)	夏季	7.8	0.5	3.0	9.8	7,900	AA
		冬季	7.7	0.5 未満	2.0	12.8	4,900	
5	貢川上流(貢川橋)	夏季	7.8	2.5	6.0	9.2	49,000	B
		冬季	7.7	4.5	5.0	11.1	17,000	
6	貢川下流(長塚橋)	夏季	7.8	1.7	4.0	10.0	79,000	B
		冬季	8.0	2.4	2.0	13.6	2,300	
7	坊沢川上流(団子橋)	夏季	7.8	2.6	5.0	9.0	49,000	A
		冬季	7.8	1.6	3.0	12.5	49,000	
8	坊沢川下流(水辺公園横)	夏季	8.1	2.5	19.0	9.7	79,000	A
		冬季	8.0	1.2	5.0	13.8	4,900	
9	東川(東川橋)	夏季	8.9	0.8	6.0	11.9	33,000	A
		冬季	8.5	0.8	6.0	16.0	330	
10	六反川(梅ノ木橋)	夏季	7.8	0.5	5.0	9.5	33,000	A
		冬季	7.7	0.7	2.0	13.7	790	
環境基準値 AA 類			6.5~ 8.5	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下	
環境基準値 A 類			6.5~ 8.5	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下	
環境基準値 B 類			6.5~ 8.5	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下	
備考	時季によって河川の状況が異なりますので、夏季、冬季それぞれに調査を実施しています。 夏季：平成 27 年 9 月 30 日、冬季：平成 28 年 2 月 19 日							

※調査結果の詳細や経年的な変化については、本市のホームページ等で公表します。

30 BOD : Biochemical Oxygen Demand(生物化学的酸素要求量)の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

31 SS : suspended solid (浮遊物質)の略。水中に浮遊する粒子径 2 mm 以下の不溶解性物質の総称である。日本では水質指標の 1 つとされており、重量濃度 (mg/L) で表される。

32 DO : Dissolved Oxygen(溶存酸素)の略。水中に溶解している酸素の量のことで、水質汚濁状況を測る指標の 1 つ。

33 大腸菌群数 : 大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用される。自然由来のものも存在する。

34 MPN : Most Probable Number(最確数)の略。統計学的見地から導かれた、最も確からしい数値。

②人の健康の保護に関する環境基準項目について

■調査目的

本市では、住民の健康を保護する観点から、事業所等の排水による市内の河川への影響等を把握するため、市内を流れる河川 7 地点において、国で定める「人の健康の保護に関する環境基準」に示される 27 項目と市が独自に追加する 4 項目について水質調査を年 2 回(夏・冬)実施し、河川水質における有害化学物質等の有無について継続的に監視しています。

■調査地点

- 1) 鎌田川上流(みゆき橋)
- 2) 鎌田川下流(南っ子橋)
- 3) 亀沢川下流(鳥居坂橋)
- 4) 貢川下流(長塚橋)
- 5) 坊沢川下流(水辺公園横)
- 6) 東川(東川橋)
- 7) 六反川(梅ノ木橋)

■調査項目

国で定める「人の健康の保護に関する環境基準」に示される 27 項目と、市で独自に追加した 4 項目の合計 31 項目を対象として調査しています。

■調査結果

これまでの調査では、全ての地点において有害物質は検出されず、問題がない状況となっています。

※人の健康の保護に関する環境基準(27 項目) 平成 27 年度現在

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀、アルキル水銀、ポリ塩化ビフェニル(PCB)、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、1,4 ジオキサン

※市独自項目(4 項目)

アルミニウム、銅、亜鉛、鉄

③甲斐市内小河川の水質調査

■調査目的

本市では、家庭生活排水の小河川への影響を把握するため、年2回(夏・冬)次の調査地点において水質調査を実施しています。

■調査地点

- 1) 竜王駅北貢川放流口
 - 2) 名取竜王板金横
 - 3) 富竹新田本通り甲府境
 - 4) 富竹新田4区公会堂横
 - 5) 万才東竜王幼稚園下流
 - 6) 万才正明団地入口
 - 7) 万才かおり幼稚園横
 - 8) 旧町堂玉川住宅南
 - 9) 竜王中学校体育館北側
 - 10) 大栄堰(貢川合流地点) ※大下条区こども遊園地横
 - 11) 一ノ堰(貢川合流地点) ※勸進橋
 - 12) ニノ堰(貢川合流地点) ※敷島学校給食センター下流付近
 - 13) 本途堰(県道交差付近) ※双葉西小学校南
- ※2)～7)は3年ローリング。(1年に2ヶ所実施)

■調査項目

国で定める人の「生活環境の保全に関する環境基準」等により示される、BOD、大腸菌群数等10項目を対象として調査しています。

■調査結果

本市の小河川の調査結果を、表3.6に示します。

「竜王駅北貢川放流口」、「富竹新田4区公会堂横」、「万才かおり幼稚園横」、「大栄堰(貢川合流地点)」、「本途堰(県道交差付近)」では、家庭生活排水の影響が顕著にみられます。

また、「竜王駅北貢川放流口」、「富竹新田4区公会堂横」、「旧町堂玉川住宅南」「竜王中学校体育館北側」の河川は、pH値が比較的高い状況であり、全体の河川を通して、やや生活排水の影響が観察されます。

表 3.6 甲斐市小河川生活環境項目の調査結果（平成 25 年度～平成 27 年度）

調査地点	河川名(採水場所)	採水日	pH	BOD mg/L	SS mg/L	DO mg/L	大腸菌群数 MPN/100mL
1	竜王駅北貢川放流口	夏季	8.7	1.8	12.0	10.2	23,000
		冬季	8.3	3.4	2.0	12.9	11,000
2	名取竜王板金横	夏季	8.5	3.2	9.0	6.5	140,000
		冬季	7.7	2.7	1.0	12.8	23,000
3	富竹新田本通り甲府境	夏季	7.8	1.6	5.8	9.0	160,000
		冬季	7.6	6.2	6.3	11.0	92,000
4	富竹新田 4 区公会堂横	夏季	8.8	3.5	5.0	11.7	130,000
		冬季	7.5	10.8	6.0	7.6	33,000
5	万才東竜王幼稚園下流	夏季	7.9	1.7	13.0	8.7	160,000
		冬季	7.8	2.7	8.5	12.0	24,000
6	万才正明団地入口	夏季	8.6	4.2	17.0	8.1	130,000
		冬季	7.6	1.3	23.0	10.2	3,100
7	万才かおり幼稚園横	夏季	8.5	1.4	5.0	9.7	23,000
		冬季	8.0	3.1	2.0	12.5	3,300
8	旧町営玉川住宅南	夏季	8.6	1.2	18.0	10.9	230,000
		冬季	8.0	3.2	7.0	13.4	23,000
9	竜王中学校体育館北側	夏季	8.7	0.7	8.0	11.1	49,000
		冬季	8.3	1.1	3.0	13.7	3,300
10	大栄堰（貢川合流地点）	夏季	8.0	1.6	7.0	9.4	33,000
		冬季	8.3	3.8	4.0	13.3	23,000
11	一ノ堰（貢川合流地点）	夏季	7.9	1.1	2.0	9.5	79,000
		冬季	7.8	1.8	2.0	12.6	13,000
12	二ノ堰（貢川合流地点）	夏季	7.9	1.0	3.0	9.4	49,000
		冬季	7.9	1.9	2.0	12.9	33,000
13	本途堰（県道交差付近）	夏季	8.0	7.5	4.0	9.3	230,000
		冬季	8.0	2.7	8.0	11.6	7,900
備考	時季によって河川の状況が異なりますので、夏季、冬季それぞれに調査を実施しています。 調査地点 2 から7までについては、3 年間でのローリング調査としており、各地点の調査実施年度は次のとおりとなっています。 ・調査地点 2,6（夏季：平成 25 年 8 月 9 日、冬季：平成 26 年 2 月 7 日） ・調査地点 3,5（夏季：平成 26 年 9 月 9 日、冬季：平成 27 年 2 月 25 日） ・上記以外の調査地点（夏季：平成 27 年 9 月 30 日、冬季：平成 28 年 2 月 19 日）						

※調査結果の詳細や経年的な変化については、本市のホームページ等で公表します。

(2)地下水

■調査目的

平成初期において、精密部品製造時の脱脂剤³⁵として使用されたトリクロロエチレン等の地下水汚染化学物質が全国的な環境問題となった経過から、本市においても地下水の汚染状況を把握するため、市内の井戸所有者の協力を得て調査を行い、継続的に監視しています。

■調査地点

定点：過去において地下水の汚染が確認されたため、その周辺の井戸 7 地点を固定して監視しています。

モニタリング①②：市内全域の汚染状況を把握するため、市内を 24 メッシュに区分し、各区分から毎年異なった調査対象井戸を 1 地点選定し、①は 8 地点、②16 地点で、3 年間で 1 回りするように地点を変更しています。

調査地点数を表 3.7 に示します。

表 3.7 平成 27 年度・甲斐市地下水水質調査地点数

調査地点	竜王地区	敷島地区	双葉地区
定点	7 地点	—	—
モニタリング①	8 地点(竜王 2、敷島 3、双葉 3)		
モニタリング②	16 地点(竜王 7、敷島 5、双葉 4)		

■調査項目・調査頻度

1) 定点調査—7 地点(年 2 回)

有機塩素系化合物 7 項目

(1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)

2) モニタリング①調査—8 地点(年 1 回)

「地下水の水質汚濁に係る環境基準³⁶」28 項目

3) モニタリング②調査—16 地点(年 1 回)

定点と同様の項目

■調査結果

平成 27 年度のモニタリング①調査では、3 物質について微量に検出される井戸があるものの、基準値は超過していませんでした。モニタリング②調査においては、全ての地点で不検出でした。また、定点 7 地点についても、基準超過地点はありませんでした。

³⁵脱脂：材料の表面に塗装する前に、塗料を弾く材料の表面の油分を取り除く表面処理をいう。

³⁶地下水の水質汚濁に係る環境基準：環境基本法(1993)に基づき、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準(環境基準)として、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件を 1997 年設定。人為的要因による水質悪化防止が目的。環境基準設定後の年次地下水質測定調査で、1999 年の項目見直し以降、5,000 件余の調査井戸実数のうち 6~8%程度が基準超過。環境基準値は巻末の資料編参照

3 土壌等(土壌ダイオキシン類、河川底質³⁷、焼却灰埋立地浸出水³⁸)

(1)土壌中のダイオキシン類³⁹の調査

■調査目的

国は、平成 11 年 7 月にダイオキシン類対策特別措置法⁴⁰を制定し、「ダイオキシン類の環境基準⁴¹」を定めました。

ダイオキシン類は、一般的に廃棄物⁴²焼却施設から発生する可能性があることから、廃棄物焼却施設の周辺の飛散状況等を監視するため、周辺農地の土壌を採取し、土壌中にダイオキシン類が含有されているかどうか、次の地点において継続的に調査を行っています。

■調査地点

- 1) 亀沢御領
- 2) 漆戸川端

■調査項目・調査頻度

ダイオキシン類(年 1 回)

■調査結果

土壌中のダイオキシン類含有量の調査結果を表 3.8 に示します。調査によると土壌中に微量のダイオキシン類が検出されていますが、検出量は土壌の環境基準値 1,000pg⁴³-TEQ⁴⁴/g の 1/30~1/120 程度で問題ない数値となっています。

また、ダイオキシン類の分析結果から推定すると、焼却施設から排出されるダイオキシン類の検出パターンと異なることから、農薬に由来するダイオキシン類の検出であるものと推定されます。

³⁷底質：河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土、岩盤の上に流域から流入した土砂、側溝からの不溶物が堆積したものをいう。

³⁸廃棄物処分場浸出水：廃棄物に接触することにより、廃棄物中の有害成分が溶出して汚染された雨水。

³⁹ダイオキシン類：有機塩素系化合物の一種でポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)を略して「ダイオキシン」と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法(1999)では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(Co-PCB)をあわせて「ダイオキシン類」と定義している。

⁴⁰ダイオキシン類特別措置法：ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量(TDI)及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。

⁴¹ダイオキシン類環境基準：巻末の資料編参照。

⁴²廃棄物：廃棄物処理法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く)」と定義されている。

⁴³pg(ピコグラム)：重さの単位。1 兆分の 1 グラムを示す。

⁴⁴TEQ：毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)の略。ダイオキシンは塩素数の異なる異性体の混合物として環境中に存在し、異性体によって毒性が異なる。そのため、毒性の強さを加味したダイオキシン量を毒性等量として示す。

表 3.8 土壌中のダイオキシン類の調査結果

(単位:pg-TEQ/g)

調査年度	亀沢御領	漆戸川端
平成 23 年度	13	3.5
平成 24 年度	17	5.6
平成 25 年度	30	7.7
平成 26 年度	29	7.8
平成 27 年度	24	4.5
土壌環境基準値	1,000 pg-TEQ/g 以下	

(2)河川底質の有害物質の調査

■調査目的

公共用水域における有害物質及び有機物の蓄積状況を把握するため、各地区内を流れる河川の最下流にあたる次の地点において、「産業廃棄物⁴⁵の埋め立てに関する判定基準⁴⁶」に示される有害物質 24 項目について調査を行っています。

■調査地点

- 1) 竜王地区（鎌田川：南っ子橋）
- 2) 敷島地区（貢川：長塚橋）
- 3) 双葉地区（坊沢川：水辺公園横）

■調査結果

平成 18 年度から平成 27 年度までの調査結果は、3 地点とも、いずれの年度も有害物質は基準値以下であり、問題はありませんでした。

⁴⁵産業廃棄物：事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

⁴⁶産業廃棄物の埋め立てに関する判定基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令が定められている。判定基準値は巻末の資料編参照。

(3)焼却灰埋立地浸出水の水質調査

■調査目的

敷島・双葉地区の一般ごみは、峡北広域行政事務組合において焼却処分を行っています。過去において、その焼却灰を本市の次の2地点に埋め立て処分を行いました。

このことから、埋立地の浸出水から溶出する可能性のある「ダイオキシン類」、「人の健康の保護に関する環境基準」が示される28項目、生活環境項目の内の3項目について、継続的に調査を行っています。

なお、平成23年度までは、甲斐市及び峡北広域行政事務組合の両方で同じ内容の分析を行っていましたが、平成24年度以降は、峡北広域行政事務組合の測定結果を入手することにより、浸出水の状態を確認しています。

■調査地点

- 1)敷島地区：「島上条地内」 平成3年 4,025 t (埋立量)
- 2)双葉地区：「菖蒲沢地内」 平成5年 4,560 t (埋立量)

■調査項目

「ダイオキシン類」、「人の健康の保護に関する環境基準」28項目、生活環境項目の内の3項目の合計32項目を年1回調査しています。

■調査結果

上記2地点におけるダイオキシン類の調査結果を表3.9に示します。ダイオキシン類が微量に検出されましたが、2地点とも基準値以下であり、問題はありませんでした。また、「人の健康の保護に関する環境基準」に示される28項目についても同様で問題はありませんでした。なお、廃棄物の陸上埋め立てには「管理型⁴⁷（排水基準を管理基準とする）」、「非管理型（地下水の環境基準を管理基準とする）」の2種類があり、それぞれに管理基準値が設定されています。

表 3.9 焼却灰埋立地浸出水のダイオキシン類調査結果

項目/単位	調査地点	管理基準値	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ダイオキシン類全毒性等量 pg-TEQ/L	敷島地区 (管理型)	10	0.35	0.970	0.150	0.18	0.20
	双葉地区 (非管理型)	1	0.068	0.027	0.062	0.10	0.06

⁴⁷管理型：廃棄物の埋め立て処分を行う最終処分場には、遮断型、安定型、管理型の3種類がある。それぞれ、遮断型は基準を超えた有害物を含んでいる廃棄物の埋め立て、安定型は廃棄物の性質が安定している安定5品目(廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき類)の埋め立て、管理型はそれ以外の産業廃棄物と一般廃棄物の埋め立てに利用される。

4 騒音

(1)山梨県の騒音の現状

騒音に係る環境基準⁴⁸は、環境基本法において「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準」と定義されています。この環境基準を適用する地域の指定権限は、知事(市の区域内の地域については、市長)に委任されており、本県では現在、都市計画法⁴⁹に基づく用途地域に準じて17市町に環境基準の地域類型を当てはめています。

これまでの騒音問題は、工場や事業所などを発生源としていましたが、近年では自動車騒音が問題となっています。

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法の改正(平成11年)により、平成12年度以降、国から県に事務が移管され、自動車騒音の影響がある道路に面する地域で、「騒音に係る環境基準」の達成状況等を把握するものです。騒音に係る環境基準の達成状況は、道路に面する地域について、一定地域内の住居等の内騒音レベルが基準を超過する戸数及び超過する割合により、評価(以下「面的評価」という。)することとされています。これにより県では、平成13年度から面的評価を開始し、計画的に順次対象地域を評価することとしており、平成23年度までに、特例市である甲府市を除く12市6町の277.80kmについて面的評価を行いました。

平成24年度からは、騒音規正法の改正により、全ての市がその区域内の道路の面的評価を行うこととなり、県では、町村の区域の面的評価を行っています。

平成27年度調査結果によると、騒音の面的評価⁵⁰の対象区域247区域・53,924戸の住居等のうち、昼夜間とも「環境基準値」以下であったのは、51,239戸(95.0%)となっています。

⁴⁸騒音に係る環境基準：生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が類型指定を行う。環境基準値は巻末の資料編参照。

⁴⁹都市計画法：都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。1968年制定。

⁵⁰面的評価：環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点において等価騒音レベル(LAeq)の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より50m範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う。

(2) 甲斐市の自動車騒音の現状

本市においては、平成 24 年度から自動車騒音の常時監視を行っています。
平成 27 年度の調査結果を表 3.10 に示します。

表 3.10 甲斐市における自動車騒音の影響調査結果(平成 27 年度調査結果)

No	評価対象道路・路線名	評価対象区域	住居等の戸数	昼夜基準達成戸数	昼夜とも基準達成率
1	一般国道 20 号	甲斐市下今井-甲斐市宇津谷	84	81	96.4%
2	一般国道 52 号	甲斐市下今井-甲斐市下今井	42	42	100.0%
3	県道甲府南アルプス線	甲斐市富竹新田-甲斐市西八幡	576	574	99.7%
4	県道甲府南アルプス線	甲斐市万才-甲斐市西八幡	482	480	99.6%
5	県道甲府昇仙峡線	甲斐市吉沢-甲斐市吉沢	80	80	100.0%
6	県道中下条甲府線	甲斐市島上条-甲斐市長塚	280	280	100.0%
7	県道臼井阿原甲府線	甲斐市西八幡-甲斐市竜王	17	17	100.0%
8	一般国道 20 号	甲斐市富竹新田-甲斐市竜王	136	98	72.1%
9	一般国道 20 号	甲斐市竜王-甲斐市竜王	84	84	100.0%
10	一般国道 52 号	甲斐市竜王-甲斐市名取	338	309	91.4%
11	県道甲府韮崎線	甲斐市中下条-甲斐市下今井	222	187	84.2%
12	県道甲斐芦安線	甲斐市竜王-甲斐市竜王	130	130	100.0%
13	県道甲斐中央線	甲斐市中下条-甲斐市富竹新田	321	318	99.1%
14	県道敷島竜王線	甲斐市牛匂-甲斐市島上条	219	205	93.6%
15	県道甲府南アルプス線	甲斐市富竹新田-甲斐市西八幡	76	67	88.2%
16	県道甲斐芦安線	甲斐市竜王-甲斐市竜王	168	164	97.6%
17	県道甲斐中央線	甲斐市西八幡-甲斐市玉川	225	224	99.6%
18	県道敷島竜王線	甲斐市下福沢-甲斐市島上条	429	428	99.8%
19	県道甲斐中央線	甲斐市富竹新田-甲斐市西八幡	409	347	84.8%
20	県道韮崎昇仙峡線	甲斐市亀沢-甲斐市下福沢	55	55	100.0%
21	県道島上条宮久保絵見堂線	甲斐市龍地-甲斐市宇津谷	145	145	100.0%
合 計			4,518	4,315	95.5%

出典：山梨県(平成 23 年度以前は山梨県が測定を実施。平成 24 年度以降は各市に事務が移管され、甲斐市においては、市内 24 地点を対象に 3 地点ローリング/年で測定を実施)

平成 27 年度調査結果では、市内 21 調査区域の環境基準達成率は 95.5%と県の平均値 95.0%を上回っており、概ね良好な状況でした。なお、県の平均値以下となっていた地点は、「甲斐市富竹新田-甲斐市竜王」、「甲斐市竜王-甲斐市名取」、「甲斐市中下条-甲斐市下今井」、「甲斐市牛匂-甲斐市島上条」、「甲斐市富竹新田-甲斐市西八幡」2 区域の計 6 区域でした。

5 公害苦情

平成 23 年度から平成 27 年度までの間に市民から寄せられた公害苦情の状況は、表 3.11 のとおりです。過去 5 ヶ年の傾向として、平成 26 年度までは毎年減少していましたが、平成 27 年度になって全体的に増えています。

なお、本市では苦情内容を典型的な公害として 5 項目に分類していますが、野焼きによる大気汚染に関する苦情が最も多く約 15%、次いで悪臭が 5%程度で水質汚濁に関する苦情は徐々に少なくなっています。

また、近年の傾向として、工場や事業所等に起因する苦情はほとんどなく、日常生活に起因するものが多数を占めており、また、上記 5 項目以外の「その他」の苦情の比率(全体の約 70%)が高くなっている傾向にあります。「その他」は、「廃棄物の不法投棄」や「雑草の繁茂による苦情」など、様々な内容となっています。

表 3.11 公害苦情相談処理数一覧表

地区	年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	悪臭	振動	その他	計
竜王地区	平成 23 年度	28	3	11	7	0	104	153
	平成 24 年度	31	3	3	7	0	48	92
	平成 25 年度	34	1	5	11	1	51	103
	平成 26 年度	24	5	5	6	0	60	100
	平成 27 年度	35	6	5	11	1	131	189
敷島地区	平成 23 年度	6	0	0	0	0	36	42
	平成 24 年度	2	0	1	1	0	28	32
	平成 25 年度	3	0	0	1	0	19	23
	平成 26 年度	1	0	1	0	0	13	15
	平成 27 年度	2	0	0	1	0	68	71
双葉地区	平成 23 年度	9	0	5	5	0	61	80
	平成 24 年度	11	0	1	2	0	76	90
	平成 25 年度	4	0	0	2	0	50	56
	平成 26 年度	7	0	1	5	0	37	50
	平成 27 年度	12	0	4	4	0	38	58
合 計	平成 23 年度	43	3	16	12	0	201	275
	平成 24 年度	44	3	5	10	0	152	214
	平成 25 年度	41	1	5	14	1	120	182
	平成 26 年度	32	5	7	11	0	110	165
	平成 27 年度	49	6	9	16	1	237	318
大気汚染…焼却（野焼き）によるばい煙など 水質汚濁…水路への油流出、水路の濁り、魚等の死亡など 騒 音…操業場の騒音、楽器などの生活音、犬の鳴き声、夜間の営業音、農業用爆音機など 悪 臭…浄化槽の臭い、水路の悪臭、農地（堆肥）の臭いなど そ の 他…廃棄物の不法投棄、雑草の繁茂による害虫等の発生など								

6 廃棄物

本市では、生活系ごみの適正処理と減量化を推進するため、平成 20 年 3 月に「甲斐市一般廃棄物処理基本計画⁵¹」を策定しました。以下にその概要を示します。

6-1 ごみ処理について

(1)ごみ処理体制の概要

本市は、中央市、南アルプス市、昭和町、市川三郷町、富士川町の 3 市 3 町で構成される中巨摩地区広域事務組合と、甲斐市、韮崎市、北杜市の 3 市により構成される峡北広域行政事務組合に属しており、本市から排出される廃棄物の処理・処分は、この両組合で行っています。図 3.3 にごみ処理体制の概要を示します。



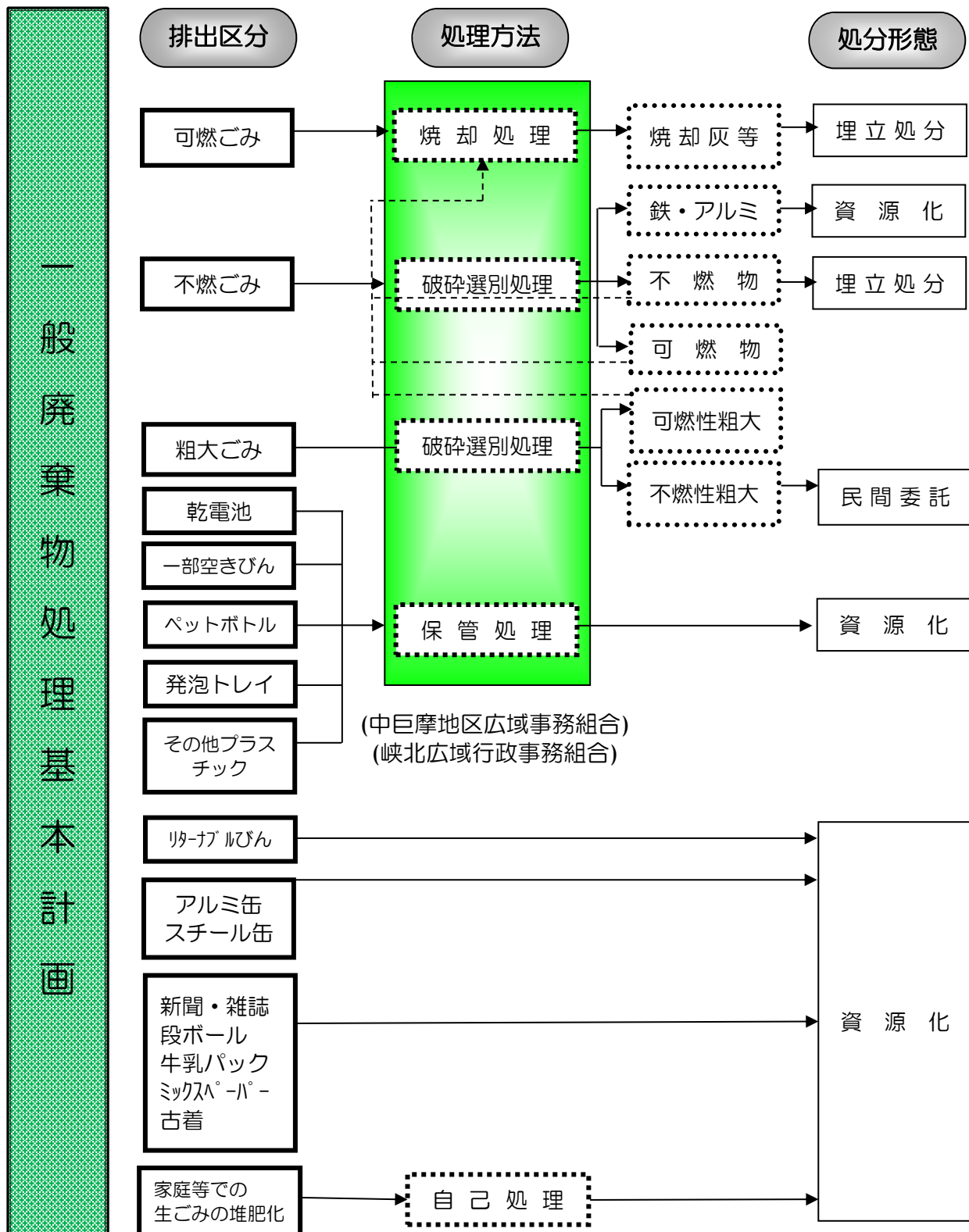
中巨摩地区広域事務組合（清掃センター）



峡北広域行政事務組合（環境衛生センター）

⁵¹一般廃棄物処理基本計画：市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量および処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類および分別の区分、適正な処理およびこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

図 3.3 ごみ処理体制の概要



(2)ごみ排出量の状況

①ごみ排出量

本市におけるごみの排出量を表 3.12 に示します。近年、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、それぞれが減少傾向にあり、本市の平成 27 年度のごみ排出量は 16,363.1t となっています。

表 3.12 ごみ排出量の推移

(単位：t)

中巨摩地区 広域事務組合	竜王地区				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 23 年度	8,565.6	683.4	157.2	9,406.2
	平成 24 年度	8,597.3	651.2	91.5	9,340.0
	平成 25 年度	8,372.9	637.3	98.0	9,108.2
	平成 26 年度	8,317.2	628.1	100.3	9,045.6
峡北広域行政事務組合	敷島地区				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 23 年度	3,952.8	246.0	113.2	4,312.0
	平成 24 年度	3,874.2	228.4	113.7	4,216.3
	平成 25 年度	3,784.9	231.6	124.5	4,141.0
	平成 26 年度	3,866.2	224.1	131.9	4,222.2
	平成 27 年度	3,866.4	218.0	119.3	4,203.7
	双葉地区				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 23 年度	2,807.3	192.8	85.2	3,085.3
	平成 24 年度	2,827.9	198.0	86.2	3,112.1
	平成 25 年度	2,793.0	187.6	95.1	3,075.7
	平成 26 年度	2,805.0	182.7	103.4	3,091.1
	平成 27 年度	2,875.1	185.4	96.4	3,156.9
合 計	甲斐市				
		可燃ごみ	不燃ごみ	粗大ごみ	合 計
	平成 23 年度	15,325.7	1,122.2	355.6	16,803.5
	平成 24 年度	15,299.4	1,077.6	291.4	16,668.4
	平成 25 年度	14,950.8	1,056.5	317.6	16,324.9
	平成 26 年度	14,988.4	1,034.9	335.6	16,358.9
	平成 27 年度	14,997.4	1,030.6	335.1	16,363.1

②ごみの排出原単位⁵²

本市のごみ量における排出原単位の推移を、表 3.13 に示します。本市のごみ排出原単位は年々減少し、平成 27 年度には、市民一人一日あたり 599.3g にまで減少しました。

表 3.13 ごみ排出原単位の推移

年度	排出量（t）	総人口（人）	排出原単位（g/人・日）
平成 23 年度	16,803.5	74,025	621.9
平成 24 年度	16,668.4	74,207	615.4
平成 25 年度	16,324.9	74,493	600.4
平成 26 年度	16,358.9	74,475	601.8
平成 27 年度	16,363.1	74,810	599.3

※総人口は、各年度末（3 月 31 日現在）の住民基本台帳人口。

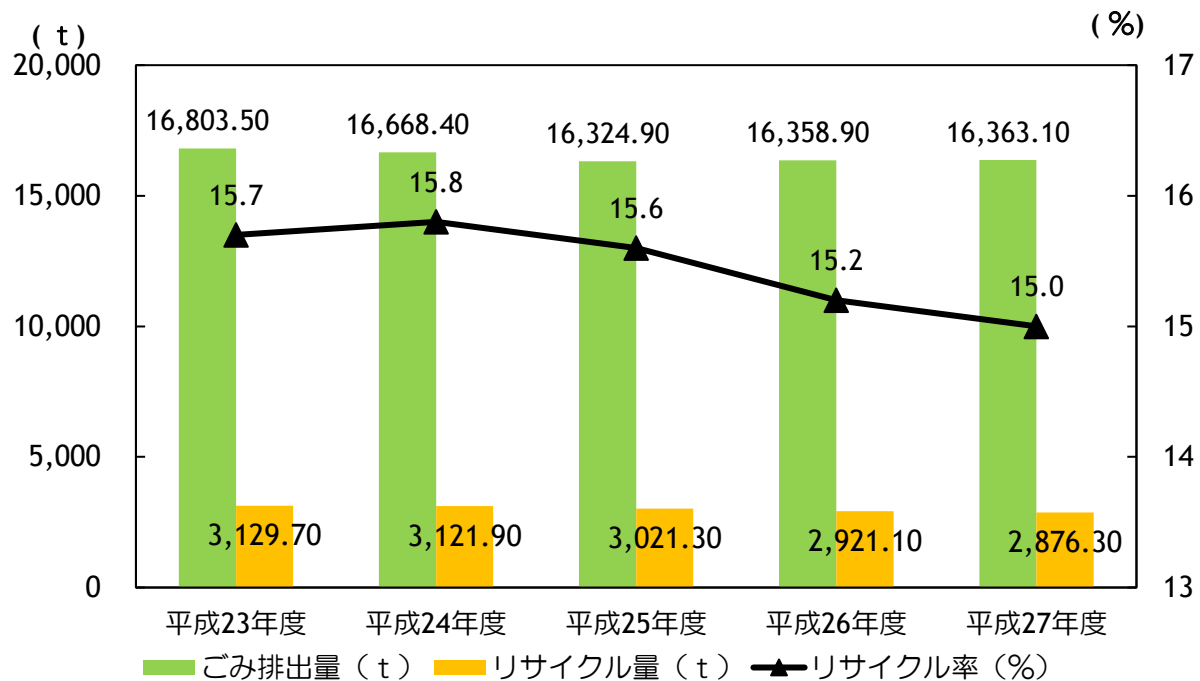


⁵²原単位：発生源から排出される単位あたりの量。

(3)リサイクル率

本市のごみ排出量、リサイクル量及びリサイクル率⁵³の推移を図 3.4 及び表 3.14 に示します。平成 23 年度以降の推移では、ごみの排出量は減少傾向にあり、平成 27 年度には 16,363.1 t となっています。一方、リサイクル量も減少傾向にあり、リサイクル率も、若干減少傾向にあります。

図 3.4 ごみ排出量及びリサイクル率の推移



年 度	ごみ排出量 (t)	リサイクル量 (t)	合計 (t)	リサイクル率 (%)
平成 23 年度	16,803.5	3,129.7	19,933.2	15.7
平成 24 年度	16,668.4	3,121.9	19,790.3	15.8
平成 25 年度	16,324.9	3,021.3	19,346.2	15.6
平成 26 年度	16,358.9	2,921.1	19,280.0	15.2
平成 27 年度	16,363.1	2,876.3	19,239.4	15.0

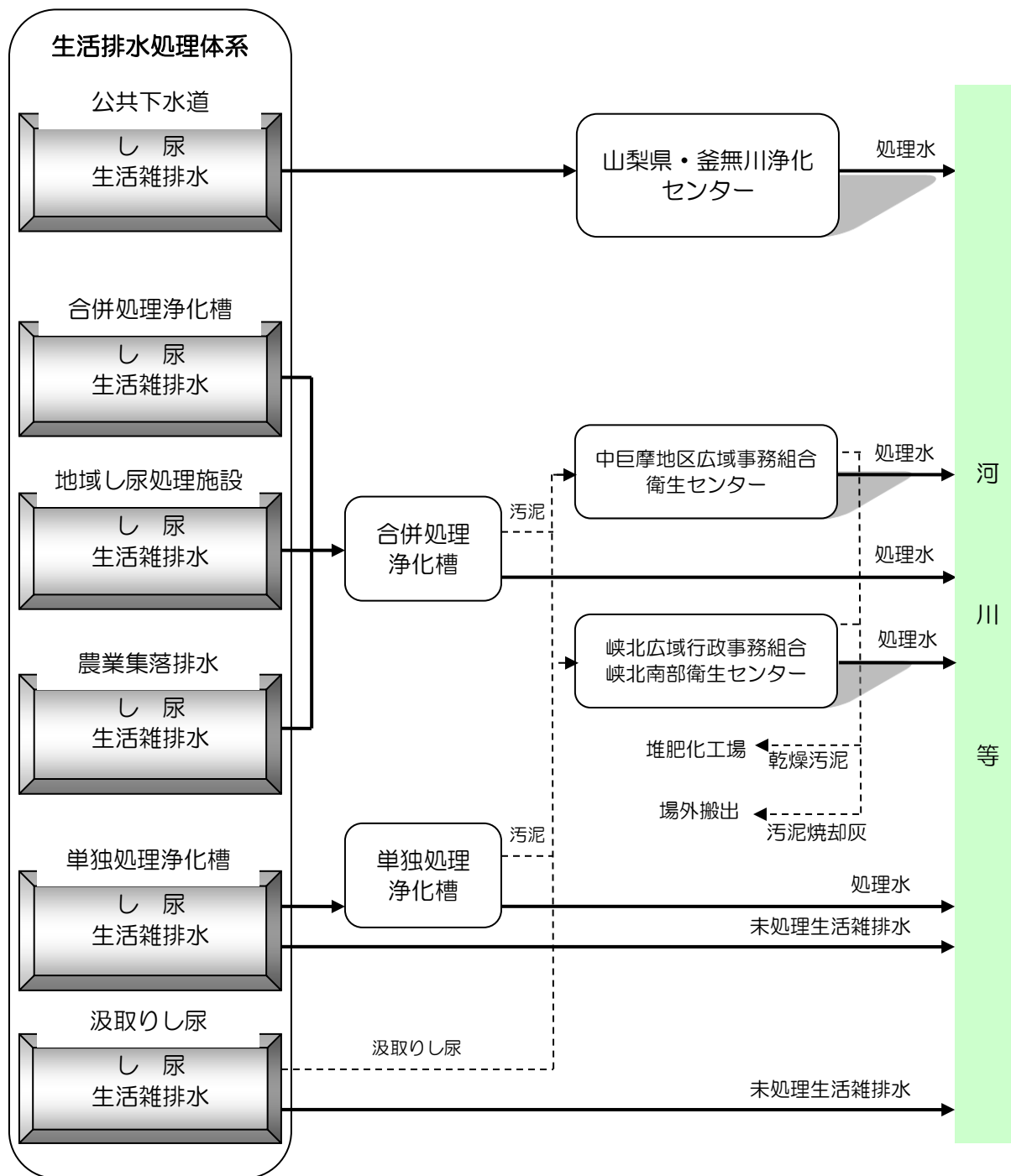
⁵³リサイクル率：リサイクル量÷(ごみ排出量+リサイクル量)×100、ごみ排出量とリサイクル量の合計のうちリサイクル量の占める割合。

6-2 生活排水処理について

(1) 生活排水処理体制の概要

本市における生活排水処理体制の概要を図 3.5 に示します。

図 3.5 生活排水処理体制の概要



(2)生活排水処理の状況

本市の生活排水クリーン処理率⁵⁴の推移を、図 3.6 及び表 3.15 に示します。公共下水道への接続と合併浄化槽の普及により生活排水クリーン処理率は毎年上昇し、平成 26 年度は 91.1%となりました。平成 27 年度のデータは、算定方法を変更したことにより前年度を下回る数値となり、生活排水処理人口 64,991 人、クリーン処理率 86.8%となっています。平成 27 年度の生活排水クリーン処理率は、山梨県全体の処理率 80.7%よりも高い数値となっています。

図 3.6 生活排水処理人口とクリーン処理率の推移

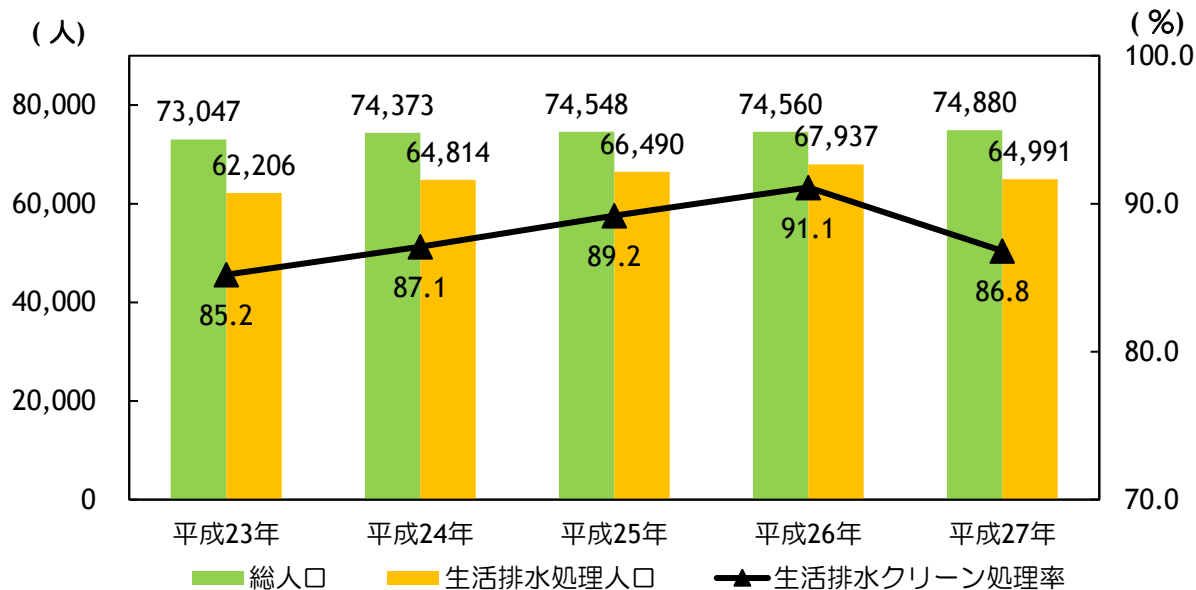


表 3.15 生活排水処理人口とクリーン処理率の推移

年度／項目	総人口 (人)	生活排水 処理人口 (人)	生活排水クリーン処理率 (%)	
			甲斐市	山梨県
平成 23 年度	73,047	62,206	85.2	77.2
平成 24 年度	74,373	64,814	87.1	78.1
平成 25 年度	74,548	66,490	89.2	79.7
平成 26 年度	74,560	67,937	91.1	80.6
平成 27 年度	74,880	64,991	86.8	80.7

出典：山梨県（総人口については、住民基本台帳ネットワークシステムによる集計データに基づいて算出）

⁵⁴生活排水クリーン処理率：総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合を言う。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設をいう。

6-3 不法投棄の状況

本市における平成 27 年度までの過去 5 年間の不法投棄の状況を表 3.16 に示します。

不法投棄の全体件数の推移は、平成 21 年度まで減少傾向にあったものの、平成 22 年度に急増し、以後は高い水準にあります。

今後も増加することが推測されることから、不法投棄の防止は重要な課題の一つであると言えます。

表 3.16 不法投棄物処理量の推移

(単位：台(本)、kg)

項目/年度		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	計
テレビ	数量	130	28	39	33	47	277
	重量	2,600	560	780	660	940	5,540
洗濯機	数量	10	2	9	5	10	36
	重量	200	40	180	100	200	720
冷蔵庫	数量	25	9	6	14	16	70
	重量	750	270	180	420	480	2,100
エアコン	数量	3	1	0	1	0	5
	重量	30	10	0	10	0	50
パソコン	数量	21	2	3	6	0	32
	重量	420	20	30	60	0	530
タイヤ	数量	164	64	306	103	177	814
	重量	2,460	960	4,590	1,545	2,655	12,210
S マット ソファ	数量	29	13	11	5	0	58
	重量	580	260	220	100	0	1,160
自転車	数量	32	4	7	0	0	43
	重量	480	60	105	0	0	645
可燃物	数量	-	-	-	-	-	-
	重量	3,295	4,250	6,642	4,752	4,146	23,085
不燃物	数量	-	-	-	-	-	-
	重量	3,445	4,900	6,942	4,624	4,919	24,830
その他	数量	-	-	-	-	-	-
	重量	990	2,950	5,412	3,168	3,069	15,589
合計	数量	414	123	381	167	250	1,335
	重量	15,250	14,280	25,081	15,439	16,409	86,459

第2節 自然環境

本市の自然環境については次のとおりです。

貴重動植物の資料として、県が作成した「山梨県のレッドデータブック⁵⁵⁾」及び「甲斐市緑の基本計画」を参照しています。

1 植物の植生

本市は面積の約 4 割が森林に被われていますが、大部分が代償植生⁵⁶⁾で占められており、茅ヶ岳東側斜面及び曲岳南斜面には、ブナクラス域(冷温帯域)の代償植生であるクリ・ミズナラ群落(クリやミズナラなどで構成される群落で、標高が高く涼しい地域に成立する二次林)が見られるほか、山地から丘陵地に移行する地域では、農用林としての利用が図られてきたクヌギ・コナラ群落(クヌギやコナラなどから構成され、クリ・ミズナラ群落よりも標高が低く温暖な地域に成立する二次林)が分布しています。

また、古くから人の手が入ってきた尾根筋にはアカマツ植林、沢筋や比較的傾斜が緩やかな斜面にはスギ・ヒノキ植林が見られます。この他、わずかにみられる自然植生⁵⁷⁾として、秩父多摩甲斐国立公園地域内にアカマツ群落があります。

本市の森林面積は 3,152ha、本市面積の約 44%を占め、森林面積順では県内で第 22 位となっています。

2 緑の状況（緑：農地、森林、水面、その他の自然地）

本市の行政区域における緑の面積は 4,423.2ha で行政区域面積の 61.5%を占めており、その主体は北部を中心に広がる森林です。また、都市計画区域⁵⁸⁾内における緑の量は 1,286.6ha で、都市計画区域面積の 45.1%を占めています。

なお、緑の内訳は農地が 55.0%、水面が 13.7%、森林が 11.7%、その他の自然地が 14.7%で、農地が都市の緑を支える大きな要素となっていますが、近年、農地の減少傾向が目立っています。

3 貴重動植物種

山梨県が平成17年に発刊した「山梨県レッドデータブック」によると、山梨県全体の絶滅危惧種は動物が88種、植物が399種となっています。本市に生息する絶滅危惧種(推定)は、植物が49種となっています(動物については県下全域での公表であり、本市における詳細な生息状況は示されていません)。

⁵⁵⁾レッドデータブック：日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。山梨県でも平成 20 年に同様のリストを策定している。

⁵⁶⁾代償植生：さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。自然植生の対語として使われる。

⁵⁷⁾自然植生：人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。

⁵⁸⁾都市計画区域：市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

第4章

計画の目標

○第1節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

○第2節 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

(1) 現在までの取り組みと課題

(2) 施策の方向性

(3) 主な取り組み

第1節 施策の体系



施策の方向性

① 河川等の水質浄化 ② 生活排水対策の推進 ③ 水質調査の実施 ④ 上水道の整備

① 公害防止対策の推進 ② 公害苦情への対応 ③ 不法投棄の監視強化

① 環境美化事業の推進 ② 環境美化推進システムの構築

① 農業基盤の整備 ② 農業の振興、担い手の育成 ③ 耕作放棄地の解消

① 森林の保全活動の推進 ② 地場産材の利活用の推進 ③ 間伐材等の利用の促進

① 野生生物の保護 ② 生物多様性の啓発

① 良好な景観の保全 ② 街並み、景観の整備 ③ 優良宅地の供給の促進

① 市街地緑化の推進 ② 公園整備の推進

① ごみ・し尿処理施設の検討・研究 ② ごみの発生・排出の抑制

① 環境にやさしいまちづくりの推進 ② 廃棄物の分別の徹底と有効利用

① 新エネルギーの調査・研究 ② 再生可能エネルギーの普及・促進

① 低炭素社会の構築 ② 省エネルギーの推進

① 協働のまちづくりの推進

① 環境教育・学習の充実 ② 環境情報の提供

第2節 施策の展開

○望ましい環境像

環境基本条例で定める「基本理念」や、本市が策定する各計画の最上位に位置する「総合計画」に示されるまちづくりの将来像の実現に向けた、6つの望ましい環境像のことをいいます。

○基本施策

望ましい環境像を目指すための基本施策を示します。

(1) 現在までの取り組みと課題

環境基本計画の始期から今回の見直しまでの間に実施した主な取り組みの状況・成果と、今後取り組むべき課題を表しています。

(2) 施策の方向性

望ましい環境像を実現するための基本的な施策の方向性を示します。

(3) 主な取り組み

施策の方向性に基づき、取り組む主な事業等を掲げ実施します。

○各主体の役割

市民（児童・生徒を含む）、事業者、市が、それぞれの立場から望ましい環境像を目指すための環境配慮行動について示します。

○環境指標

本計画における取り組みが確実に実施され、また、目標に向けて環境が改善されている状況等を継続的に検証・評価するため、環境目標を設定します。

現況値については、基本的に平成 27 年度の実績値を表すこととしますが、平成 27 年度の実績がない場合は、それ以前の直近の実績を採用しています。

また、目標値については、社会情勢等の変化や総合計画と整合を図る観点から、計画終了年度の前年度である平成 32 年度に設定しています。

なお、比較が可能となるよう、見直し前の環境基本計画に示されていた目標値を「平成 27 年度目標値」として表示しています。

基本施策 1－1 水環境の保全

(1) 現在までの取り組みと課題

本市では、水環境の状況を把握することを目的として、市内の河川水、地下水、河川底質、焼却灰埋立地浸出水などについて水質検査等を実施しています。検査の結果、汚れの度合いを示す BOD（生物化学的酸素要求量）など、「環境基準」が達成できていない項目がありました。これは、事業所からの排水や家庭の生活排水等の影響や、ごみの投棄、泥の堆積によって生じる流れの阻害が原因と考えられます。

このことから、市では各自治会と連携して河川清掃を実施するとともに、各自治会の要望に応じて水路の改修・整備を進め、適正な維持管理に努めました。

また、水環境の改善と親水空間の機能維持に関わる取り組みとして、ホテルの保全活動を行う団体への支援や、ため池の改修事業を実施しました。

生活排水対策に関する取り組みについては、公共下水道事業、合併浄化槽事業の一層の推進を図るとともに、農業集落排水処理施設の維持管理に努め、環境指標である生活排水クリーン処理率の目標値（平成 27 年度）を達成しました。

今後についても、総合的な水循環・水資源管理の観点から、継続して水環境保全に取り組む必要があります。

(2) 施策の方向性

① 河川等の水質浄化

市民と市が連携し、市内の各地区において一斉河川清掃を推進し、河川内の改善や市民の意識とモラルの向上、ごみの投棄の抑制を図ります。また、水路やため池の整備、管理を行い水環境の改善を推進します。

② 生活排水対策の推進

河川の水質汚濁の主な原因には、日常生活による家庭からの生活排水の流入が考えられます。河川の水質向上のため、国・県の生活排水処理事業の活用を図り、公共下水道、合併浄化槽、農業集落排水処理施設などの整備を進め、生活排水対策を推進します。

③ 水質調査の実施

市内河川の水質を測定し、経年変化と生活排水による影響を把握するとともに、その結果は水環境の保全策に活用します。また、河川に棲む生物の生育状況等の把握に努めます。

④ 上水道の整備

安全で安心な水の供給源確保と安定的な給水に努めます。

(3) 主な取り組み

①市民等による河川清掃の実施《環境課》

河川や水路の環境整備と水環境の保全を図るため、今後も市民等と連携して、地区一斉河川清掃を継続して実施します。

②広報等による啓発《環境課》

広報等を通じて、河川水質の保全に対する市民意識の向上やモラルの向上を図り、ごみの不法投棄を抑制・防止します。

③水路の整備《建設課・農林振興課》

状況に応じた水路の整備や改修を行うとともに適正な管理を行い、水辺の改善を図ります。

④ため池の整備・管理《農林振興課》

ため池の整備、維持管理を行い、水環境の改善と市民の憩いの場である親水空間としての機能の維持に努めます。

⑤ホタルの生息環境づくり《環境課》

市民の河川水質浄化の意識を高めるため、市民等によるホタル生息環境づくりの保全活動に協力します。

⑥公共下水道事業の推進《下水道課》

公共下水道事業を推進するとともに、下水道への加入を促すことにより、河川の水質保全を推進します。

⑦農業集落排水処理施設の管理《下水道課》

寺平地区の生活排水の処理を行う農業集落排水処理施設について、今後も引き続き施設の適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。

⑧地域し尿処理施設の管理《下水道課》

地域し尿処理施設により生活排水の処理を行っている地区について、今後も引き続き適正な維持管理を行い、水質浄化を図ります。

⑨合併浄化槽事業の推進《環境課》

公共下水道の計画区域外である睦沢、清川、吉沢、大久保、天狗沢（一部）、牛匂（一部）、米沢、笠石、菖蒲沢、新田の 10 地区において、市が合併浄化槽の設置管理を行う市町村設置型合併浄化槽整備事業を推進します。

⑩浄化槽の適正指導《環境課》

生活排水を適切に浄化するため、浄化槽の機能が十分に発揮されるよう、浄化槽設置世帯に対し適正な維持管理を促すための指導・啓発を行います。

⑪公共用水域の水質検査《環境課》

市内の河川や小河川の水質を継続的に検査し、経年変化の把握と工場や生活排水による河川への影響を調査します。また、調査結果は公表するとともに、水環境の保全対策に活用します。

⑫水生生物の生息調査の実施《環境課》

河川の水質状況と水生生物の関係を把握するため、生息状況等の調査に努め、水環境の保全意識を高めます。

⑬安全で安定した水の供給の推進《上水道課》

本市の「水道ビジョン⁵⁹」に基づき、安全、安心な水を安定的に供給します。また、老朽化した水道施設については、計画的に改修・更新します。

⁵⁹甲斐市水道ビジョン：「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のことで生労働省は、平成 16 年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成 17 年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成 19 年度に策定し、平成 27 年度に第 2 次水道ビジョンを策定した。

基本施策１－２ 公害の防止

(1) 現在までの取り組みと課題

本市における公害に関する苦情相談には、工場等を発生源とするものは少ないものの、日常生活から発生する水質汚濁、大気汚染、悪臭、騒音のほか、不法投棄や空き地に繁茂する雑草等に関するものが多く寄せられており、解決・改善に向け本市でも継続的な取り組みを行っています。

不法投棄対策については、30名の不法投棄監視員を委嘱してパトロールを実施し監視体制を強化するとともに、不法投棄防止のための看板を設置し防止に努めました。また、雑草等の繁茂に関する苦情については、解決に向け除去に関する指導を強化しました。

事業所等に対しては、山梨県と連携して公害等防止のため指導・監視を行うとともに、建築物のアスベスト除去等に関する補助金制度の周知を行いました。

犬や猫等のペットに関する苦情も少なくないことから、飼い方やマナーに関する情報を広報やホームページで発信するとともに、「犬のしつけ方教室」を開催しました。

今後についても、環境測定や公害防止規制基準の遵守指導など、公害防止に関する取り組みを継続していくことと併せて、公害苦情への対応、不法投棄の監視強化等を推進していく必要があります。

(2) 施策の方向性

① 公害防止対策の推進

良好な生活環境を保全するため、環境測定による監視体制を強化するとともに、公害防止に関する規制基準の遵守を指導し、公害の防止に努めます。

② 公害苦情への対応

苦情相談には迅速に対応し、立ち入り調査等により原因を究明し、是正等の指導を行います。

③ 不法投棄の監視強化

関係機関と連携してパトロール等の監視体制の強化に努めるほか、不法投棄防止対策の普及・啓発に取り組みます。

(3)主な取り組み

①規制等の措置《環境課》

良好な生活環境を保全するため、公害防止のための必要な規制の整備について、調査・研究します。

②公害防止協定の締結《環境課》

工場等に対して、公害防止に関する規制基準の遵守を指導するとともに、地域住民の健康と生活環境の保全の観点から必要と認められる場合は、公害防止協定の締結に努めます。

③環境測定事業の実施《環境課》

公害や生活環境への影響等に関連する事項について環境測定を実施し、監視体制を強化します。また、測定結果に問題がある場合は、関係機関と協力して原因を究明するとともに、指導、是正等の対策を講じます。

④アスベスト対策への支援《建設課》

アスベスト飛散による市民の健康保護の観点から、建築物のアスベストの除去を行う事業者に対して、今後も継続して支援します。

⑤苦情の相談窓口《環境課》

苦情相談には迅速に対応し、発生原因を調査するとともに、発生源者に適切な指導を行います。また、法や条例に基づく指導に該当しない場合は、近隣の生活環境に配慮するための助言や、申立人と発生源者との調整を行います。

⑥工場等への指導《環境課》

工場、事業所からの「ばい煙」、「排水」、「騒音・振動」等について、規制基準を超過している場合は立ち入り調査等を実施し、関係機関と協力するなかで、是正のための指導を行います。

⑦空き地等への指導《環境課》

空き地の雑草や空き家について、土地等の所有者等に対して適正な管理を指導します。また、広報等により適正な管理を啓発します。

⑧放射線の測定《環境課》

福島第一原子力発電所の事故に伴う市内への影響を監視するため、空間放射線量率の測定を継続的に行うとともに、放射能関連の情報を収集し、情報の提供に努めます。

⑨ペットの適正飼育《環境課》

犬や猫等のペットの適正飼育や動物愛護のため、飼い方のマナーやルールについて普及・啓発に努めます。

⑩不法投棄の防止《環境課》

不法投棄防止の看板を土地所有者等に提供し、不法投棄の防止を図ります。また、広報やホームページ等により、防止対策の普及・啓発を行います。

⑪監視体制の強化《環境課》

不法投棄監視員の設置を継続し、定期的に地域のパトロールを行うとともに、警察や住民と連携して、監視体制の強化に努めます。

基本施策１－３ 環境美化活動の推進

(1)現在までの取り組みと課題

本市では、自治会（区）、NPO 法人、ボランティア団体、小中学生等が環境美化活動を積極的に展開しています。

また、市民の環境問題に対する意識も高く、ごみのポイ捨て、山や川へのごみ等の不法投棄、地域の環境美化に対する関心が高くなっています。

このことから、各自治会に対して環境美化・清掃活動を支援するための補助金の交付を行うとともに、環境活動を行うボランティア団体に対してはごみ袋の無償提供を行い、地域の環境美化活動の推進を図りました。

今後とも、継続的な支援を実施しつつ、多くの市民が環境美化活動に取り組み、効率的・効果的に成果を上げるためのシステムの構築を図っていく必要があります。

(2)施策の方向性

①環境美事業の推進

自治会等が行う自主的な環境美化・清掃活動について、引き続き活動を支援するとともに、市内一斉クリーン清掃活動等の実施を検討し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。また、ポイ捨て禁止などのマナーの向上について、周知・啓蒙します。

②環境美化推進システムの構築

地域の公園や道路等を地域住民が美化するアダプトプログラムの導入について研究します。また、自治会やボランティア団体等の活動を推進するため、ネットワークづくりや表彰制度について検討します。

(3)主な取り組み

①環境美化清掃活動への支援《環境課》

自治会における自主的な環境美化・清掃活動を推進するため、引き続き活動への支援を行います。また、ボランティア団体等が実施する清掃活動に対して、ごみ袋の提供等により支援します。

②市内一斉クリーン清掃活動等の実施《環境課》

市民やボランティア団体等による市内一斉のごみ拾い活動、クリーン清掃活動等の実施を検討し、市民等が参加しやすい環境美化活動の機会を提供します。

③マナーの向上《環境課》

公園や道路等へのごみのポイ捨てやペットのふん放置を防止するため、マナーの向上について周知・啓蒙します。

④アダプトプログラム⁶⁰の推進《関係課》

アダプトプログラムの導入を研究し、地域の公園、道路、河川等を地域住民自らが美化する活動を推進します。

⑤環境美化清掃活動のネットワーク化《環境課》

本市では、自治会、NPO法人、ボランティア団体、小中学生等により、様々な環境美化運動が展開されています。これら有益な活動が、より効率的で効果的に拡大するよう、相互のネットワークづくりに努めます。

⑥表彰制度の活用《環境課》

環境ボランティア活動を積極的に推進する目的から、本市の環境保全に貢献した団体、事業者、市民等に対する表彰制度の活用を検討します。

⁶⁰ 市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」のこと。「アダプト」とは養子縁組という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのことをいう。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・ 一斉河川清掃への参加 ・ 家庭生活排水処理方法の理解と実践 ・ 下水道への加入、合併浄化槽への切り替え ・ 浄化槽の適正な管理 ・ 近隣の生活環境に配慮した生活 ・ 環境ボランティア事業への積極的な参加
事業者	・ 工場、事業所排水処理設備の管理の徹底（基準の遵守） ・ 近隣の生活環境保全に配慮した事業活動 ・ 環境ボランティア事業への積極的な参加と支援
市	・ 生活排水クリーン処理率の向上 ・ 公共下水道、合併浄化槽事業の推進 ・ 環境測定事業の継続と経年変化の把握 ・ 公害防止のための助言・指導 ・ 工場や事業所に対する汚染物質排出の規制、指導、監視 ・ 不法投棄の防止・監視 ・ 環境美化清掃活動への支援 ・ 環境美化活動の機会の提供 ・ 水路、ため池の整備 ・ 良好な生活環境のための啓発・啓蒙

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
生活排水クリーン処理率	環境課	86.8%	H27	85.3%	93.0%
地域の清掃や美化活動に参加した市民の割合	環境課	71.6%	H26	80.0%	80.0%
平均BOD値が3mg/L以下の中小河川の割合	環境課	84.2%	H27	78.0%	92.0. %
公害苦情の件数	環境課	318 件	H27	150 件	150 件

基本施策2-1 農の緑の保全

(1) 現在までの取り組みと課題

農業は食料を生産するという経済活動・産業ですが、同時に良好な景観の形成や、環境保全など多くの機能を有しています。農業を持続的に発展させていくことが、本市の環境を保全することにつながります。本市においても農業従事者や農家戸数は年々減少しており、またその影響から耕作放棄地が拡大していることから、継続して各種の対策・取り組みを行っています。

農家の高齢化や後継者不足による耕作放棄地解消のための取り組みとして、農地銀行の設置や農地中間管理事業の推進を行うとともに、担い手への農地の流動化を推進する「人・農地プラン」モデル地区の選定や農地利用意向調査を実施しました。

また、認定農業者の新規認定や支援、農業生産法人との協働に取り組み、農地の有効利用と併せ農産物のブランド化を推進しています。

本市の環境を保全するため、今後も農業振興による農地の保全に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

① 農業基盤の整備

農業の生産性向上と付加価値を高める施設の整備を促進します。また、農地の利用集積による流動化を促進するとともに、優良農地の保全を図ります。

② 農業の振興、担い手の育成

農産物の生産と普及に向けて、地域の特性を生かした農産物のブランド化を推進するほか、意欲ある担い手の育成・確保について支援策を検討します。また、都市農村交流を推進し、中山間地域の活性化を図ります。

③ 耕作放棄地の解消

遊休農地や耕作放棄地の現状を把握するとともに、耕作放棄地の有効活用について調査・研究します。また、農地を再生・利用する農業者に対して支援します。

(3)主な取り組み

①優良農地の保全《農林振興課》

農業振興地域内の農地の転用を規制し、優良農地の確保を図ります。

②農地利用の促進《農林振興課》

農業の生産性向上のため、農地の利用集積の円滑化を促進し、農地の有効利用と優良農地の保全を図ります。

③施設の整備《農林振興課》

農業の生産性を向上させたり、付加価値を高める施設の整備を促進します。また、経営規模の拡大を可能とする機器等の導入を支援します。

④地域にあった農産物の生産と普及《農林振興課》

地域の特性を生かした農作物のブランド化を推進するとともに、安全で安心な農作物の生産及び普及に努めます。

⑤認定農業者への支援と新規就農者の確保《農林振興課》

本市の農業の中核を担う認定農業者⁶¹など、意欲ある担い手を育成・支援します。また、就農相談や研修支援による新規就農者の確保に努めます。

⑥耕作希望者の受け入れ態勢の強化《農林振興課》

農業者の高齢化による労働力不足に対応するため、農業生産法人や農業ボランティアなどの育成を促進するとともに、新たに農業参入に取り組む法人などへの支援策を検討します。

⑦都市農山村交流の推進《農林振興課》

中山間地域を中心とする地域の活性化を図るため、交流施設や農業体験施設などの整備・充実を進め、都市と農山村との交流を促進します。

⑧遊休農地や耕作放棄地の現状把握《農林振興課》

農業の再生・振興事業を効果的に進めるために、遊休農地や耕作放棄地の現状を把握し、就業希望者への情報提供を積極的に行います。

⁶¹認定農業者：認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

⑨耕作放棄地の有効活用《農林振興課》

耕作放棄地の発生防止や解消のため、各種事業に取り組むとともに、有効活用策について調査・研究します。

⑩作り手のいない農地の再生《農林振興課》

耕作放棄地の解消に向けて、作り手のいない農地を再生・利用する農業者に対して支援します。



基本施策２－２ 森の緑の保全

(1) 現在までの取り組みと課題

本市の北部地域には森林が大きく広がっており、豊かな森林資源が存在しています。森林の緑は、地下水等の水資源のかん養、生物の多様性、景観の保全等、様々な役割を果たすと同時に二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に貢献しています。

しかし、木材価格の低下や海外からの安価な輸入材による影響、林業従事者の高齢化、後継者等の担い手不足により、民有林をはじめ森林の荒廃が進んでいます。

本市においては、森林機能・森林資源を保全するため、森林整備計画に基づく枝打ちや間伐を実施するとともに、松くい虫の駆除事業を行いました。

また、間伐材等を活用した木質バイオマス発電プロジェクトを柱とする「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、森林環境の再生による森林保護や林業振興に向けた取り組みを開始しました。

(2) 施策の方向性

① 森林の保全活動の推進

森林整備の方針に沿った適正な管理を行い、森林機能の維持・回復、森林資源の保護に努めます。また、保全活動を推進し、森林を守り育てる意識の向上を図ります。

② 地場産材の利活用の推進

林業の持続的かつ健全な発展に資するため、助成制度等について市民に情報を提供し地場産材の利用拡大を図ります。

③ 間伐材等の利用促進

間伐材等を利用した製品の開発・製造や木材の燃料化について調査・研究し、事業化を検討します。また、ペレットストーブ等の機器導入やペレット燃料の利用を促進します。

(3)主な取り組み

①森林機能の維持・回復《農林振興課》

枝打ちや間伐等の手入れなど森林整備計画に沿った指導を行い、森林機能の維持に努めます。また、土砂災害に強い健全な森林の保全・育成を図ります。

②森林資源の適正な管理《農林振興課》

松くい虫の被害が広がっている地域においては、引き続き計画的に駆除を行います。

③市民参加型森林維持管理の促進《農林振興課》

市民、事業者等のボランティア参加による森林整備事業を促進します。また、市民、事業者、市が協働した森林保全活動を推進します。

④森林の公益的機能の啓発《環境課・農林振興課》

森林生態系や森林の果たす役割を周知し、森林を守り育てる意識を啓発します。

⑤公共事業等における地場産材の利用促進《関係課》

公共事業や公共施設の建設・改修工事において、県産材の利用を促進し、地域産業の活性化に努めます。

⑥木質系バイオマスの利用促進《環境課・農林振興課》

間伐材等を利用した製品の開発・製造について調査を行い、木質系バイオマス⁶²を利用した事業の展開を検討します。また、間伐材等の燃料化について研究し、ペレットストーブ、ペレットボイラー⁶³等の利用促進を研究するとともに、木質バイオマス発電所等の設置に取り組みます。

⁶²バイオマス：生物(bio)の量(mass)のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源(化石燃料を除く)をいうことが多い。基本的には草食動物の排泄物を含め1年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

⁶³ペレットボイラー：木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

基本施策２－３ 生物多様性の確保

(1) 現在までの取り組みと課題

本市は、茅ヶ岳や秩父多摩甲斐国立公園などをはじめとする豊かな自然に恵まれ、そこには様々な動植物が生息しています。しかし、これらの動植物には、森林環境の変化等により絶滅のおそれがある種が含まれ、生物の多様性が低下しています。また、イノシシ、ニホンジカなどの野生鳥獣による農業等への被害は、野生鳥獣の個体数の増加や過疎化・高齢化などによる耕作放棄地の増加に伴い、中山間地を中心として深刻化しています。

その対策として、農作物や生態系への被害に対し、敷島地区内への防止柵の設置や猟友会による捕獲活動に取り組むとともに、狩猟免許の取得を補助する事業を新たに開始し、捕獲の担い手の確保、育成、支援に取り組みしました。

また、自然を観察・体験する場を提供することにより市民の環境保護意識を高めることを目的として、新たな市民参加型の環境学習イベント「自然観察ツアー」と「自然観察会」を実施しました。

今後についても、野生生物保護のため、自然環境の保全に努めていく必要があります。

(2) 施策の方向性

① 野生生物の保護

森林環境の保全に努め、野生生物保護のための保全事業を推進します。また、各種事業の実施については、野生生物の生息に配慮し、生育環境の確保に努めます。

② 生物多様性⁶⁴の啓発

自然環境を保護するため、環境保全活動を推進するとともに、自然を利用した場所での環境学習において、希少動植物についての意識の向上を図ります。

⁶⁴生物多様性：あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた概念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（個体）の多様性」という３つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

(3)主な取り組み

①森林生物の保護《環境課》

森林に生息する多種多様な動植物を保護するため、森林環境の保全に努めます。また、県のレッドデータブック記載種の生息地、生息環境の保全に努めます。

②野生生物保護のための保全事業の推進《環境課・農林振興課》

野生生物の生息・生育環境の確保のため、生息地の保護や鳥獣保護区などの各種制度の活用による行為規制や保全事業を推進します。

③鳥獣被害への防止対策《農林振興課》

鳥獣による農作物や生態系への被害について、必要に応じて有害鳥獣の適切な捕獲に努めるなどの防止対策を支援します。

④事業等における野生生物の生息・生育環境の確保《関係課》

各種事業の実施においては、事前に環境への影響について十分な調査を行い、野生生物の生態に配慮し、ビオトープ⁶⁵の復元など、野生生物の生息・生育環境の確保に努めます。

⑤希少動植物に関する啓発《環境課》

地域特有の自然環境や地域に生息する希少動植物について、周知と啓発に取り組みます。

⑥自然環境の保護の推進《環境課》

天然記念物⁶⁶等の貴重な自然を保護するため、市民参加型の環境保護活動を推進します。また、自然観察会や自然を利用した場所での環境学習を推進します。

⑦生物多様性の地域戦略《環境課》

地域における生物多様性の保全活動を推進するため、生物多様性基本法に基づく地域戦略の策定について研究します。

⑧ホタルの生息環境づくり《環境課》（再掲）

良好な環境を創出するため、市民等によるホタル生息環境の保全活動に協力します。

⁶⁵ビオトープ：ギリシャ語のビオ(生物)とトポス(場所)から由来した言葉。動植物と水辺環境等が保たれた場所のこと。

⁶⁶天然記念物：動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。日本においては、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・ 自然保護活動への積極的な参加 ・ 農業体験、イベント、研修会等への参加 ・ 自然や生態系への理解
事業者	・ 自然保護活動への積極的な参加と支援 ・ 農業体験に参加し、都市住民との交流促進 ・ 農家と都市住民の交流の協力支援 ・ 開発行為等の事業活動における環境配慮
市	・ 農地パトロール等の実施により遊休農地や耕作放棄地の現状把握 ・ 耕作放棄地活用実施に向けた検討委員会の設置 ・ 土地所有者と耕作希望者のマッチングや補助制度の検討 ・ 農作物のブランド化と安全で安心な農作物の生産・普及 ・ 農林体験等のイベントを通じた農家と消費者の交流の促進 ・ 関係機関と協働した農地の保全、管理の担い手の育成システムの構築 ・ 農業学習会やセミナーの開催により農業技術や農業経営手法の理解 ・ 新規就農者に対する各種支援システムの検討 ・ 農業活動に伴い発生するバイオマス資源の利用方法の検討 ・ イベント等を通じた環境保全型農業の理解促進 ・ 林業体験学習会の開催 ・ 森林保全整備事業の推進 ・ 自然観察会等のイベント企画 ・ 市発注の公共事業における環境配慮

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
認定農業者数	農林 振興課	33 人	H27	24 人	30 人
耕作放棄地率	農林 振興課	21.3%	H27	24.1%	19.0%
都市農山村交流事業への参加 者数	農林 振興課	20,394 人	H27	21,000 人	2,400 人
		2,068 人			
自然環境保全地域の指定数	環境課	1 ケ所	H27	1 ケ所	1 ケ所
自然観察会等の開催回数	環境課	2 回	H27	3 回	3 回
天然記念物の指定数	生涯学習 文化課	16 ケ所	H27	17 ケ所	16 ケ所

※環境指標「都市農山村交流事業への参加者数」については、平成 32 年度目標値の設定にあたり、算出方法（対象事業の内容）の見直しを行いました。現況値の上段を当初の算出方法による数値、下段を見直し後の算出方法による数値として表示しています。

【市・県が指定する天然記念物】

市・県	名 称	所 在 地	員 数
市の天然記念物	ホッチ峠 ^{まんじゅういし} の饅頭石	神戸地区	—
	亀沢 ^{ふないし} の船石	亀沢 3685	—
	寺平 ^{てらだいら} のオニグルミ	吉沢 3542	1 本
	上八幡のヒイラギ	西八幡 586-1	1 本
	法久寺 ^{ほうきゅうじ} のカシワ	篠原 3225	1 本
	妙善寺 ^{みょうぜんじ かや} の榎	宇津谷 4552	2 本
	竜蔵院 ^{りゅうぞういん むくろじ} の無患子	龍地 6319	1 本
	普禅院 ^{ふぜんいん} のカヤ	吉沢 3536	1 本
	羅漢寺跡 ^{らかんじ} のカキ	吉沢 4835	1 本
	如意寺 ^{にょいでら} のナシ	上福沢 186	1 本
	竜王水	竜王 629-1	1 ヶ所
	西八幡のカエデ	西八幡 928	1 本
	西八幡のカキ	西八幡 928	1 本
県の天然記念物	竜地 ^{りゅうじ} の楊子梅	龍地 6460	1 本
	上菅口 ^{かみすげぐち} のネズ	上菅口 437	1 本
	法久寺 ^{ほうきゅうじ} のコツブガヤ	篠原 3225	1 本

基本施策３－１ 優れた景観の保全・整備

(1)現在までの取り組みと課題

本市には、自然度の高い山岳景観から人々で賑わう都市景観まで、多様な景観が存在しています。これらの景観は市民の心の拠り所であるとともに、来訪者に本市のイメージとして印象付ける貴重な景観資源でもあります。

大切な景観を守るため、豊かな自然環境を維持しつつ適正な土地利用と開発が行われるよう市民、事業者と市が一体となって景観の保全に取り組むことが必要です。

本市では、市の風土、歴史、文化等を踏まえた良好な景観を保全するとともに、良好な景観の形成を促すことを目的として、平成 26 年に甲斐市景観条例を制定しました。

また、公募によって選ばれた市民等から「景観まちづくりプラン」の提案を受け、行政、市民、事業者等の協働による景観まちづくりを推進するため、平成 27 年に甲斐市景観計画を策定しました。

土地利用や開発の適正化については、事業者等に適切な指導を行うことを目指し、開発行為に関する条例の制定や指導要綱の改正を行いました。

また、棚田の保全活動を支援するなど、里地里山の再生事業に関する取り組みも継続して推進しています。

(2)施策の方向性

①良好な景観の保全

本市の財産といえる棚田や森林、里地里山など、豊かな自然景観の保全を推進します。また、農業や環境学習等により、自然環境に対する住民意識の高揚を図るとともに、住民・事業者・市が協働して、本市に存在する山岳景観や集落景観など様々な景観を保全します。

②街並み、景観の整備

市街地景観や沿道景観などの良好な景観を保全するほか、これらの魅力を引き立てるための景観に関する施策を推進します。

また、市民の参加を得ながら、住宅や街路の植花や緑化の推進に努め、市街地と周囲の緑豊かな自然環境が調和した、潤いとやすらぎが感じられる街並み景観の整備に取り組みます。

③優良宅地の供給の促進

民間の宅地開発等に対する適正な指導・誘導を行います。また、地域の特性を生かした

都市空間の形成を図ります。

(3)主な取り組み

①棚田・里地里山の景観保全《農林振興課》

ふるさとの風景をつくる棚田を保全するため、市民団体等による活動を支援します。また、生活に密着した貴重な財産である里地里山について、人と自然との共生する場所として保全、活用を図ります。

②自然環境の保全と環境教育《環境課》

自然とのふれあいと森林育成活動に市民の参加を促すため、森林の一部を活用した事業に取り組みます。

③優れた眺望景観の保全・活用《都市計画課・商工観光課》

市内には、富士山や茅ヶ岳などの眺望が素晴らしい場所が多く存在します。そのような場所を観光スポットとして生かしていく取り組みを行います。

④市街地における良好な景観の創出《都市計画課》

市民や事業者の協力を得て、市街地景観や沿道景観を保全し、潤いややすらぎを感じられる都市空間の創造に取り組みます。

⑤景観施策の推進《都市計画課》

良好な景観の魅力を引き立てるため、景観に関する基本的な施策の方向性について検討します。

⑥花と緑あふれるまちづくり《都市計画課》

「甲斐市緑のまちづくり条例」に基づき、「花と緑のまちづくり運動」を推進し、市民の参加を得ながら住宅や街路の植花や緑化の推進に努めます。

⑦宅地開発等に係わる適正な景観指導・規制の推進《都市計画課》

民間の宅地開発等に対する適切な指導・誘導を行うとともに、暮らしやすい住環境の整備に努めます。

⑧市街地整備の推進《都市計画課》

地域に息づく歴史・文化や豊かな自然環境などの特性を生かした良好な都市空間の形成を図り、市民が誇りと愛着を感じることができるまちづくりを推進します。

基本施策3-2 市街地の緑の創出

(1) 現在までの取り組みと課題

本市では、甲斐市緑の基本計画の基本理念「森・里・まちの緑を愛して・心豊かに～ガーデンシティ・甲斐をめざして～」に沿って、潤いのある水と緑に囲まれたまちづくりを進めるため、市民による緑化ボランティア活動や市民、地域、企業と連携した事業の推進に取り組んでいます。

この一環として、住宅や企業用地などの民有地の緑化推進を目指し、「親子ふれ愛寄せ植え教室」の開催や「生け垣・花壇設置補助事業」の推進を行うとともに、緑化に対する意識の向上を図ることを目的に、結婚や子どもの誕生、住居の新築などの記念となる苗木を配布しました。

また、公園や公共施設では、緑のまちづくり条例で定める緑化基準に基づいた緑化を行い管理に努めるとともに、道路や河川の整備に伴って発生した残地を活用して4か所のポケットパークを整備し、住民の憩いの場・情報交換の場として提供しました。

公園は市民のやすらぎの場となるだけではなく、災害時の避難場所としての役割も担っているため、新たな公園の整備や整備計画の策定を行いました。

(2) 施策の方向性

① 市街地緑化の推進

市民・地域・事業者などと連携して、市内の住宅地や公共用地への植栽を進め、花と緑あふれるまちづくりを推進します。

② 公園整備の推進

潤いとやすらぎの場として、都市公園⁶⁷やポケットパーク⁶⁸などの整備を推進します。また、市民による自主的な施設管理の拡大、民有地活用による憩いの場づくりに取り組みます。

⁶⁷都市公園：基本的には、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

⁶⁸ポケットパーク：街の中に設けられ、ビルや建物が立ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園。

(3)主な取り組み

①緑化の推進《都市計画課》

市民・地域・企業などと連携して、市内の住宅や公共用地への植栽を進め、花と緑あふれるまちづくりを推進します。

②花と緑あふれるまちづくり《都市計画課》

「ガーデンシティ・甲斐」の実現に向け、「花と緑のまちづくり推進協議会」と連携して市民の緑化意識の高揚を図ります。

③緑のカーテンの普及《環境課》

各公共施設管理者に対し、ゴーヤやアサガオなどのつる性植物による「緑のカーテン⁶⁹」の設置を呼びかけます。また市民、事業所での取り組みを推進します。

④沿道緑化の推進《都市計画課・建設課》

緑化可能な幅員を持つ幹線道路や、主要な生活道路の整備に関しては、景観を考慮しつつ、在来種を中心とした街路樹等による道路の緑化を推進します。

⑤壁面緑化等の推進《関係課・環境課》

壁面緑化は、建物による緑の創出のほか、断熱効果や二酸化炭素の吸収等の多面的な効果が期待されることから、各公共施設への導入について研究します。また、大規模店舗や工場など民間事業所における敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化の推進に努めます。

⑥都市公園の整備《都市計画課》

既存公園の配置状況や今後の人口動向を勘案しつつ、公園未整備地区への都市公園の整備を検討します。また、既存市立公園等に対する都市公園の位置づけを図ります。

⑦身近な憩いの場の設置《都市計画課》

土地所有者の理解を得て、花の名所、社寺林、遊休地、ため池などの緑を生かした、身近で自然に親しめる憩いの場の設置を検討します。

⑧ポケットパークの設置《都市計画課》

主要な交差点や道路、河川沿いなどにおいて、整備後の残地を利用したポケットパークの設置を推進します。

⑨緑の情報提供《都市計画課・商工観光課》

花や紅葉などの季節の情報や、市民・企業の活動状況、緑化施策の内容などの情報について、広報やホームページ等により幅広い情報の提供に努めます。

⁶⁹緑のカーテン：建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のこと。これにより、窓から入り込む日差しを遮り室温の上昇を抑える効果がある。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・花壇や生け垣の設置など ・緑のカーテン設置への取り組み ・花と緑のまちづくり運動への参加
事業者	・工場・事業所の緑化の推進 ・緑のカーテン設置への取り組み ・花と緑のまちづくり運動への参加
市	・公共施設の緑化の推進 ・既存公園の改修、新たな公園の設置 ・公園の適正な維持管理 ・ポケットパークの設置 ・屋上緑化、壁面緑化の推進 ・花と緑のまちづくり推進協議会との連携による緑化事業の推進

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
自然保護活動に参加する市民の割合	環境課	12.0%	H26	15.0%	16.0%
市民一人あたりの都市公園面積	都市 計画課	7.1 m ² /人	H27	7.5 m ² /人	7.5 m ² /人

基本施策4－1 廃棄物の発生抑制

(1) 現在までの取り組みと課題

本市では、平成19年度に一般廃棄物処理基本計画、平成27年度に災害廃棄物処理基本計画を策定し、廃棄物の適正処理に取り組んでいます。

廃棄物の発生は、処分場の処理費や処理能力の問題もさることながら、大量生産・大量流通・大量消費・大量廃棄による環境負荷を増大させることになるため、市民、事業者、市が一体となってその抑制に取り組む必要があります。

ごみ減量化のためには適切な分別排出が必要であることから、自治会を通じてごみカレンダーを市内全戸に配布し、ごみの収集日、分別の方法、その他の注意事項等について周知を行っています。特に、家庭から排出されるごみのうち約40%を占める生ごみの対策が重要であることから、生ごみ処理機購入に対する補助金を交付し、生ごみの減量化・肥料化を促進しています。

し尿については、水環境保全の観点からも、下水道事業、合併浄化槽事業の推進を図るとともに、農業集落排水処理施設の維持管理を行いました。

ごみ処理、し尿処理に係る広域処理施設のあり方、維持管理などについては、中巨摩地区広域事務組合、峡北広域行政事務組合と協議し、情報収集や検討を行いました。また、山梨県市町村総合事務組合が主体となって計画してきた、県内一般廃棄物最終処分場の建設については、組織の立ち上げとともに建設に対する協力を行いました。

各種の取り組みにより廃棄物は減少傾向にありますが、景観や自然環境保全に与える影響が大きいことから、廃棄物の発生抑制について、今後も継続的かつ日常的な対策が必要となります。

(2) 施策の方向性

① ごみ・し尿処理施設の検討・研究

本市で発生するごみや浄化槽で処理しているし尿については、中巨摩地区広域事務組合と峡北広域行政事務組合で処理しています。2つの広域事務組合にまたがるため、これらの施設の建替えや改修等の負担が課題となっており、今後のあり方等について検討・研究を行う必要があります。また、県内自治体で整備する一般廃棄物最終処分場の建設・運営に対して負担金の拠出を行い、事業に参画します。

② ごみの発生・排出の抑制

本市で発生するごみの量が多いほど、ごみ処理に必要となる市民の負担が増加することから、ごみの発生抑制と廃棄物の分別徹底によりごみの減量化を推進するとともに、情報の提供等により周知・啓発に努めます。

(3)主な取り組み

①広域処理施設の維持管理等《環境課》

各広域処理施設の状況に応じ、施設のあり方や維持管理等について検討・研究するとともに、県内自治体で整備する廃棄物最終処分場の建設・運営に参画します。

②し尿の適切な処理の推進《環境課・下水道課》

し尿処理方法について、公共下水道や合併浄化槽の普及を進め、広域排水処理の改善を図ります。

③ごみ減量化の推進《環境課》

ごみの分別収集の徹底により、ごみの減量化を推進します。

④一般廃棄物の適正な収集《環境課》

家庭から排出されるごみを計画的に収集するとともに、分別方法やルールなどの周知徹底を行い、適正な排出を促します。

⑤グリーン購入の推進《総務課・環境課》

市の物品調達においてグリーン購入⁷⁰を進めるとともに、市民・事業者のグリーン購入を推進するため、普及・啓発に努めます。

⑥過剰包装の自粛・抑制《環境課》

本市の事業者に対して、包装の必要最小限化に努めるよう要請します。また、マイバッグ持参運動を啓発するとともに、簡易包装を選択する運動を推進します。

⑦生ごみの減量化《環境課》

家庭から排出される生ごみについて、ごみの減量化と有機肥料としての有効利用のため、生ごみ処理機の購入に対して支援します。

⑧剪定枝の回収《環境課》

家庭にある庭木等の剪定枝の回収を引き続き行い、廃棄物化を防ぐとともに、チップ⁷¹の有効活用を図ります。

⁷⁰グリーン購入：製品の購入やサービスを受ける際に、その必要性を十分考慮し、購入・取引が必要な場合には、できる限り環境への負荷が少ない物や業者を選択すること。

⁷¹チップ：木材の小片、ウッドチップともいう。木材を破碎した製造物で、製造法にはクラッシャー、パンチングなどの製法がある。

基本施策4-2 リサイクルの推進

(1) 現在までの取り組みと課題

本市においては、平成 23 年度以降、回収された資源物量は減少傾向にありますが、廃棄物全体の排出量も同様に減少傾向にあることから、総体的に減少しているものと考えられます。また、リサイクル率も年々低下傾向にありますが、近年、資源物回収を独自に実施するスーパーマーケット等が増加したことに伴い、店舗などに資源物を持込む市民が増えたことが一因と考えられます。

本市では、リサイクルの一層の推進を図るための取り組みとして、資源物回収に関する普及・啓発や団体の育成を目的に、自治会、育成会、老人クラブ等の団体に対し、資源物回収運動を支援するため報奨金の交付を行っています。

また、資源物の回収促進を目的として、資源物を排出しやすい環境を創出するため、市民の利便性向上を考慮し、竜王・敷島・双葉地区それぞれにリサイクルステーションを設置するとともに、分別収集の品目の拡大を行い、ミックス紙、使用済み小型家電製品等の回収を開始しました。

市内公共施設から排出された廃食油や、一般家庭から排出され甲斐市役所本館、敷島支所、双葉支所に持ち込まれた廃食油は、民間事業者に委託してバイオディーゼル燃料（BDF）に精製し、ごみ収集運搬車の燃料として使用しています。

また、ごみ減量化と合わせて、食品廃棄物や食品ロスに関する取り組みの重要性が増していることから、その一環として、甲斐市西八幡地内に甲斐市バイオマスセンターを設置し、市立保育園・小中学校などから排出される給食残渣の液肥化実験を開始するとともに、一層の事業推進を目指し、バイオマス産業都市構想における事業化プロジェクトに位置付けています。

(2) 施策の方向性

①環境にやさしいまちづくりの推進

大量生産、大量消費の生活形態を改め、日常生活において、過剰包装の辞退、長寿命製品の使用、使い捨て製品の購入や使用の自粛など、ごみの発生抑制に向けた消費行動を促進し、省資源、省エネルギーを積極的に進める、環境にやさしいまちづくりを推進します。

②廃棄物の分別の徹底と有効利用

市民、事業者、市など全ての主体が、ごみの分別を適正に行い、ごみ減量化に取り組む運動を展開し、リサイクル活動の推進とごみ減量化運動を推進します。特に、近年重要性が増している食品廃棄物（食品ロス等）の抑制に関する取り組みを推進します。

(3)主な取り組み

①資源物の回収《環境課》

リサイクル率の向上を目指し、自治会や団体等が行う資源物の回収活動に対して支援します。また、リサイクルステーションの利用について周知を図ります。

②リユースの推進《環境課》

バザーやフリーマーケット等の開催情報の提供に努め、不用品の有効利用を推進します。

③リユース食器、デポジット制度の導入によるごみ減量活動の推進《環境課》

リユース⁷²を推進するため、デポジット制度⁷³の適用製品の導入を検討します。

④分かり易い分別活動の周知《環境課》

広報やパンフレット等により、分かりやすい適正な分別方法を提供し、廃棄物の分別の重要性や必要性について周知します。

⑤使用済小型家電回収の促進《環境課》

小型家電リサイクル法に基づき、ごみ減量化の推進と、製品に使用されている各種金属の有効利用・適正処分を図ります。

⑥廃食油の回収及びBDFの利用《環境課》

一般家庭等から排出される廃食油を回収し、バイオディーゼル燃料⁷⁴（BDF）として有効に活用します。

⑦食品ロス削減による食品廃棄物等の発生抑制《環境課・市民活動支援課・福祉課・健康増進課・学校教育課》

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物の発生自体を抑制する施策について検討します。また、国が推進する「NO-FOODLOSS プロジェクト（食品ロス削減国民運動）」の趣旨に基づき、市民・事業所・各種団体に対して「もったいない」意識の向上を促す事業を展開するとともに、食育基本法に基づいた、子どもから高齢者までを対象とした取り組みを推進します。

⑧食品廃棄物の有効利用《環境課》

バイオマス産業都市構想に掲げた液肥・堆肥活用農業振興プロジェクトを推進するため、一般家庭などから排出される食品廃棄物の有効利用について研究します。併せて、市立保育園・小中学校・給食センターなどから排出される給食残渣を液肥化し、官学連携などを通じて有効利用する方策を研究します。

⁷²リユース：「リユース・再使用」一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部品をそのまま再利用すること。

⁷³デポジット制度：「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

⁷⁴バイオディーゼル燃料：略称BDF。植物精油や動物性油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。軽油に一定の割合で混合して用いるほか、BDF100%で使用することもできる。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・ 再生品、詰め替え品の購入の推進 ・ 生ごみのコンポスト化の推進 ・ 廃食油の回収 ・ ごみの分別の徹底
事業者	・ リサイクル製品の積極的な使用 ・ 環境負荷の少ない製品への改善 ・ リサイクル率の向上 ・ ごみの分別の徹底
市	・ 廃食油の回収や他のリサイクルに関する普及啓発 ・ 広報誌、HP等を利用した、ごみ出しルールの周知徹底 ・ 使用済小型家電回収をはじめ、廃棄物の分別排出を促進する施策の展開 ・ 食品ロス削減のための施策の展開 ・ バイオマス活用推進計画、バイオマス産業都市構想による食品廃棄物の有効利用の推進 ・ 給食残渣の有効利用などによる、ごみ減量化の推進

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
ごみのリサイクル率	環境課	15.0%	H27	19.0%	17.0%
一人 1 日あたりのごみ排出量	環境課	599 g	H27	610 g	590 g
一般家庭廃食油回収量	環境課	2,300L	H27	2,000 L	2,500ℓ

基本施策5-1 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現在までの取り組みと課題

本市においては、再生可能エネルギー設備の導入が積極的に進められており、公共施設に太陽光発電設備や地下水熱・地中熱を利用したヒートポンプを導入しています。

太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガス削減の推進につながることから、気候変動・地球温暖化の防止・緩和のためにも促進していく必要があります。

また、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故以来、電力供給のあり方、方向性も大きく変わり、災害時対策としても自立分散型の再生可能エネルギーは注目を集めています。

本市では、平成24年度から平成27年度までの間、太陽エネルギー利用機器の導入推進のため、一般家庭に設置する太陽光発電システム等を対象とした奨励金交付事業を実施しました。所期の目的を達成したことから、平成28年6月をもって事業を終了しました。

メガソーラー発電所については、山梨県が主体となって誘致した民間の太陽光発電所が本市内に設置され、発電が開始されました。また、民間事業者による設置計画については、環境に与える影響等の問題を考慮し適正な指導を行いました。

公共施設への再生可能エネルギー導入については、太陽光発電設備設置及び売電を行う民間事業者に庁舎、市立小中学校屋内運動場、図書館等の屋根を民間事業者に貸出す事業を開始しました。

新たな取り組みとしては、「バイオマス活用推進計画」、「甲斐市バイオマス産業都市構想」を策定し、バイオマス資源の利用方法の確立や排熱のサーマルリサイクルへのバイオマスエネルギーの導入について研究を開始しました。

(2) 施策の方向性

①新エネルギーの調査・研究

本市では、一部の公共施設において太陽光発電、地下水熱利用、地中熱利用が導入されています。今後も、バイオマスや排熱のサーマルリサイクル⁷⁵等の様々な新エネルギーの利用について調査・研究を行い、事業化を検討します。

②再生可能エネルギーの普及・促進

市の公共施設への再生可能エネルギー設備の導入効果を評価し、設備の設置を検討するとともに、一般住宅における太陽エネルギー利用機器の普及・拡大を推進します。また、新エネルギーに関する情報の提供、啓発に努めます。

⁷⁵サーマルリサイクル：廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

(3)主な取り組み

①再生可能エネルギー賦存量の調査《環境課》

原子力や化石燃料による電力供給の依存を脱却するため、本市における再生可能エネルギーの賦存量⁷⁶を調査し、新たなエネルギーの可能性を予測・評価します。

②新エネルギービジョンの策定《環境課》

本市における新エネルギーに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「新エネルギービジョン」の策定について調査・研究します。

③バイオマス資源の利用方法の確立《環境課、農林振興課》

農業活動や森林の間伐等から発生する木材について、バイオマス資源のエネルギーとしての有効な利用方法を検討します。

④バイオマス産業都市構想の推進

バイオマス産業都市構想に掲げたプロジェクトの推進により、バイオマスの利活用を通して再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

⑤排熱のサーマルリサイクルの推進《環境課》

公共施設から排出される排熱の有効利用を検討します。また、合わせて温泉施設における温度差エネルギー⁷⁷の利用、バイオマスエネルギーの導入の可能性について、二酸化炭素排出量のクレジット認証取得を含めて、事業の有効性を検討します。

⑥公共施設への再生可能エネルギーの導入《関係課》

市の公共施設について、再生可能エネルギー設備の導入効果（費用対効果）を評価し、設備の設置を検討します。

⑦太陽エネルギー利用設備導入の推進《環境課》

一般住宅における太陽エネルギー利用機器の導入を普及・拡大するため、太陽光発電システムや太陽熱利用機器の設置を推進します。

⁷⁶賦存量：ある資源に対して理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたり制約等を考慮しないため、一般にその資源の利用可能量を上回る量となる。

⁷⁷温度差エネルギー：年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水、中・下水等と外気との温度差（夏は外気よりも冷たく、冬は外気よりも暖かい）や大気中の温度差を利用してヒートポンプの原理（液体が気化するときに、まわりの熱を奪い、これと逆に気体が凝縮して液化するときには、熱が発生するという性質を利用する）などを用いて、冷暖房、給湯などを行う技術であり、未利用エネルギー（今まであまり利用されてこなかった熱の利用）として今後の可能性が期待されているエネルギー。温泉等の温度差を利用して発電するシステムが一例。

⑧メガソーラー発電所の適正設置の指導《環境課》

メガソーラー発電所の設置については、景観・自然環境の保全、防災等の安全性に配慮するよう適正な設置を指導します。

⑨新エネルギーに関する普及・啓発《環境課》

ホームページや広報誌、環境学習等を通じて、新エネルギーに関する情報の提供、普及・啓発に努めます。



基本施策5－2 地球温暖化の防止

(1) 現在までの取り組みと課題

山梨県では、平成32年度までに平成22年度比16.0%のCO₂の削減を目標とし、平成62年度までに「CO₂ゼロやまなし」の実現を目指すこととしています。

本市においても「甲斐市地球温暖化対策実行計画」に基づき、市の施設等における温室効果ガスの排出削減に取り組んでいます。今後は、市民及び事業者等を含めた市全域の温室効果ガスの排出削減を図っていくことが課題となっています。

本市の主な取り組みの成果として、甲斐市地球温暖化対策実行計画（第1次、第2次エコアクションプラン）に基づいた取り組みを行い、削減目標（削減率4%）を達成したことが挙げられます。

また、自動車による温室効果ガス削減に向けた取り組みとして、公共交通の観点では、市民のニーズ、利用状況の検証を行いつつ、市民バスの適正・有効な運行を行いました。また、市の直接的な削減の取り組みとして、公用車の適正な台数の把握、低燃費車の購入について検討を行いました。

各種の省エネに対する取り組みとして、一般家庭に対しては環境家計簿の周知やクールビズ・ウォームビズの普及促進を行いました。また、市役所本館・新館や敷島・双葉庁舎、図書館・公民館などの公共施設において、LED照明の導入を推進しました。

地球温暖化対策については既に各種の取り組みを行っていますが、地球規模の、世界的な問題でもありますので、今後も一層の取り組みが必要です。

(2) 施策の方向性

①低炭素社会の構築

既に策定済みである地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、環境への負荷が少ない交通体系を整えるため、市内公共交通の充実等による交通のグリーン化⁷⁸の推進に努め、低炭素社会⁷⁹の構築を図ります。

②省エネルギーの推進

わが国は石油ショック以降、約30年で37%のエネルギー効率の改善を達成し、世界的にも水準の高い省エネルギー型社会を実現してきましたが、全国的に家庭や事業所における二酸化炭素の排出量は、いまだに増加傾向にあります。

このことから、日常の家庭生活やオフィスにおける省エネルギー活動を促進し、市民や事業者の協力を得て、温室効果ガス排出の抑制を図ります。

⁷⁸公共交通のグリーン化：目的場所への移動手段において、自家用車を使用せずに、公共交通機関やパーク＆ライド、自転車等を利用することにより、環境負荷の低減を図ること。

⁷⁹低炭素社会：地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

(3)主な取り組み

①地球温暖化対策実行計画の推進《環境課》

地球温暖化対策実行計画に基づき、市の事務事業における温室効果ガスの排出削減に取り組めます。また、市民、事業者等を含めた市全域の温室効果ガス排出削減を総合的・計画的に推進する「新地球温暖化対策実行計画」の策定について検討します。

②エコアクションプラン 21 の認証《環境課》

市が事業者として、積極的かつ主体的に持続可能な社会の構築に向けた取り組みに参加するため、環境省によるエコアクションプラン 21⁸⁰の認証・登録について検討します。

③市内公共交通の充実《企画財政課》

自動車による温室効果ガス削減に向けて、環境負荷が少ない交通環境を整えるため、市が実施主体となったコミュニティバスの運行を継続します。また、利用促進に向けて取り組めます。

④公用車へのエコカーの導入《総務課》

公用車については、適正な台数の把握に努め、買換え時には低燃費車（ハイブリッド、電気自動車等）の導入について検討します。

⑤エコドライブの普及・促進《環境課》

広報誌やホームページ等を通じてエコドライブに関する情報を市民に提供し、普及・促進に努めます。

⑥グリーン購入の推進《総務課・環境課》（再掲）

市の物品調達において、グリーン購入を進めるとともに、市民、事業者へのグリーン購入を推進するため、周知・啓発に努めます。

⑦E S C O事業の導入調査《環境課》

公共施設の省エネルギー化と経費削減のため、エネルギー使用量の削減余地ある施設には、省エネルギー診断の実施と将来的なE S C O事業⁸¹の導入を検討します。

⑧家庭における省エネ行動の促進《環境課》

家庭におけるエネルギーの消費量や温室効果ガスの排出量を把握するための環境家計簿を周知・普及し、家庭における省エネルギー活動を促進します。

⁸⁰エコアクション 21：環境省が推奨する環境マネジメントシステム。ガイドラインに沿って中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するための認証・登録制度。

⁸¹E S C O事業：（エネルギー・サービス・カンパニー）工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受することも特徴である。

⑨節電の周知・啓発《関係課・環境課》

節電行動計画に基づき、市が率先して節電対策に取り組むとともに、市民、事業者に対して節電の取り組みを周知・啓発します。

⑩クールビズ、ウォームビズの普及促進《環境課》

オフィス活動に伴うエネルギーの消費を減少するため、クールビズ⁸²やウォームビズを市が率先して実施し、市内の事業所における普及・促進を図ります。

⑪公共施設へのＬＥＤ照明の導入《関係課・環境課》

市の公共施設の照明設備を調査、把握するとともに節電効果、費用対効果等について検討し、ＬＥＤ照明⁸³への切り替えを推進します。

⑫高断熱、高気密住宅の情報提供・普及促進《建設課》

高断熱、高気密住宅の建築は省エネの推進に繋がることから、住宅建築業者と連携して最新情報の提供を図ります。

⑬エコハウス等の普及促進《建設課》

省エネルギー、新エネルギー設備を導入する長期優良住宅やエコハウス⁸⁴の建築に対する補助制度等の情報をわかり易く周知するとともに、市民からの相談に迅速に対応します。

⑭地球温暖化対策地域協議会の設立《環境課》

市民、事業者、市の協働により、地域における地球温暖化対策の推進を図るため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地球温暖化対策地域協議会」の設立について検討します。

⁸²クールビズ：冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

⁸³ＬＥＤ照明：電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

⁸⁴エコハウス：省エネルギー構造、設備を導入した住宅。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・ 高効率機器等の省エネルギー製品の購入 ・ 自家用車の使用を控え、公共交通機関での移動 ・ マイバッグ使用の徹底 ・ 節電、節水等の省エネルギーの推進 ・ 高断熱、高気密住宅、エコハウスの導入
事業者	・ 再生可能エネルギー、省エネルギー設備の導入 ・ 節電、節水、エコドライブ等、省エネルギーの推進
市	・ 公共施設への再生可能エネルギー設備の導入 ・ 再生可能エネルギー設備導入のための普及・啓発 ・ 公用車へのエコカーの導入 ・ 再生可能エネルギー、省エネルギーに関する情報の提供 ・ 公共交通機関の利便性の向上 ・ グリーン購入の推進 ・ グリーン契約⁸⁵、環境配慮契約の推進

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
再生可能エネルギーによる発電設備の施設数	環境課	20 ヶ所	H27	10 ヶ所	25 ヶ所
市民の再生可能エネルギー設備利用率	環境課	7.71%	H27	7.64%	9.00%
甲斐市地球温暖化対策実行計画の目標達成率	環境課	16.22%	H27	4%以上 (H24)	8%以上

⁸⁵グリーン契約：製品やサービスを調達する際に環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。

基本施策6－1 協働の取り組み体制の構築

(1) 現在までの取り組みと課題

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動が主な原因となっています。そのため、私たち一人一人が環境問題に関心を持ち、自らの責任と役割を果たすことが必要であり、市民、事業者、市が一体となって、効率的かつ効果的に環境保全活動に取り組むことが、今後の最も重要な課題となっています。

より良い環境の創出のため、甲斐市まちづくり基本条例や条例を基にした「甲斐市・協働のまちづくり基本方針」を定め、市民、事業者、市が三位一体となって協働できる体制づくりを行いました。

また、NPO 法人、ボランティア団体との情報交換、交流を図ることを目的に、他市町村との会議に出席するなどし、環境活動を行う団体との連携強化を図りました。

住民の自主的な活動の推進の観点からは、各自治会の活動を支援・促進するための補助金の交付や自治会役員を対象とした研修会の開催により自治会の活性化を図っています。

(2) 施策の方向性

① 協働のまちづくりの推進

現在、本市では、自治会組織やNPO法人、ボランティア団体等が様々な活動を行っています。今後、新たなまちづくりの担い手として環境活動に取り組むため、協働・共創関係の構築を推進します。

また、自治会組織の活性化を支援するとともに、各種団体が相互に連携する場の確保に努めます。

(3)主な取り組み

①三位一体によるより良い環境づくり《秘書政策課》

本市の施策を効率的かつ効果的に推進するためには、従来の行政主体の運営から、市民、事業者、市の協働による取り組みが重要となります。特に身近な環境の維持保全には、市民や地域、事業者の参画が必要となることから、協働のまちづくり基本方針や自治基本条例などの制定を進めながら、三位一体によるより良い環境づくりに取り組みます。

②各種団体との連携強化《市民活動支援課・関係課》

本市には、環境保全活動を積極的に実施するNPO法人、ボランティア団体等が存在します。これらの団体がより効果的な活動が得られるよう、情報交換や相互交流など、相互に連携する場の確保に努めます。

③自治会組織の活性化《市民活動支援課》

各地域の住民が自発的に地域の環境を考え、自主的な環境保全活動を推進するため、自治会組織の活性化を支援します。また、自治会の要望や意向を集約し、行政との連絡調整を図ります。



基本施策6-2 環境情報の提供と共有

(1) 現在までの取り組みと課題

望ましい環境像「快適な環境で健全な生活があるまち」を目指すには、市の施策だけでなく、市民、事業者の積極的な取り組みが必要です。そのため、生活環境、自然環境、地球環境の保全や循環型社会を形成していくにあたり、市からの環境に関する情報の提供や環境教育・学習を充実させていくことが必要です。

環境教育の推進については、環境課、市教育委員会がそれぞれ作成した副読本を市内小学校に配布し、小学生の環境問題に対する意識向上を図りました。

市民に対する環境保全意識の啓発については、環境講座、環境ツアーなど市民参加型のイベントを企画・実施しています。また、生涯学習の分野では、公民館などを活用し、環境をテーマとした学習会や講座を開催しています。

(2) 施策の方向性

① 環境教育・学習の充実

市民や児童・生徒などを対象とした環境教育・環境学習を企画し、環境保全意識の啓発を図ります。また、環境教育の講師や専門家の育成に努めます。

② 環境情報の提供

本市の環境の現状や推移の状況について、分かりやすく情報を提供します。また、最新の環境情報を蓄積するとともに、環境イベント等の環境に関する様々な情報を迅速に伝達します。

(3)主な取り組み

①環境教育の推進《環境課・学校教育課・生涯学習文化課》

学校教育や生涯学習と連動した環境教育を推進します。また、環境教育を推進するため、今後も継続して環境副読本を作成・配布します。

②環境学習、研修会等の開催《環境課》

出前講座などを活用した環境講座を開催します。KIDS ISO⁸⁶、ISO14001⁸⁷、エコアクション 21 等環境を管理するプログラムを普及するための学習会、研修会を計画します。

③環境に関する各種イベントの企画《環境課》

環境講座、環境ツアー等を企画し、市民、児童・生徒などの学生、事業者への情報の提供や環境保全意識の啓発を図ります。

④環境教育の専門家の育成《環境課》

環境の保全の分野における専門家等の育成に努めるとともに、専門的な知識や豊富な経験を持つ市民等の把握、活用に努めます。

⑤環境白書発行の検討《環境課》

本市の環境の現状や過去からの環境の推移の状況について、環境白書の発行等により市民にわかりやすく情報を提供します。

⑥環境に関する情報の提供《環境課》

環境に関するトピックスや最新情報、イベント開催等の情報を提供します。また、公聴の充実を図り、市民の要望の反映に努めます。

⁸⁶KIDS ISO：小学校等において、環境保全への取り組みを実施するためのシステム。

⁸⁷ISO14001：環境を管理するシステムを構築するための国際規格。わが国では約2万の企業が国際認証を取得している。

各主体の役割

主体区分	役 割
市 民	・ 環境教育・学習への参加 ・ 各種環境ボランティア、市民活動への参加 ・ 行政、事業者との連携
事業者	・ 各種環境ボランティア活動への参画 ・ 環境に配慮した事業活動の推進 ・ 環境マネジメントシステムの導入の促進 (EA21、ISO14001 等) ・ 市民、行政との連携
市	・ 環境講演会等を通じた環境学習の場の提供 ・ 環境副読本の作成・配布 ・ 市民団体の組織の活動内容の把握、活動状況の広報 ・ 地域環境に精通した人材の育成 ・ 地域の人材のデータベース化と活用促進 ・ 市民活動の支援 ・ 各主体の交流と連携と情報の共有化 ・ 環境マネジメントシステムの取り組みの促進

環境指標

項 目	担当課	現況値		平成 27 年度 目標値	平成 32 年度 目標値
環境学習イベントの参加者	環境課	204 人	H27	—	250 人
市内に主たる事務所を置く環境の保全を活動内容に掲げる NPO 法人の数	市民活動支援課	8 団体	H27	12 団体	12 団体

環境指標の評価結果一覧

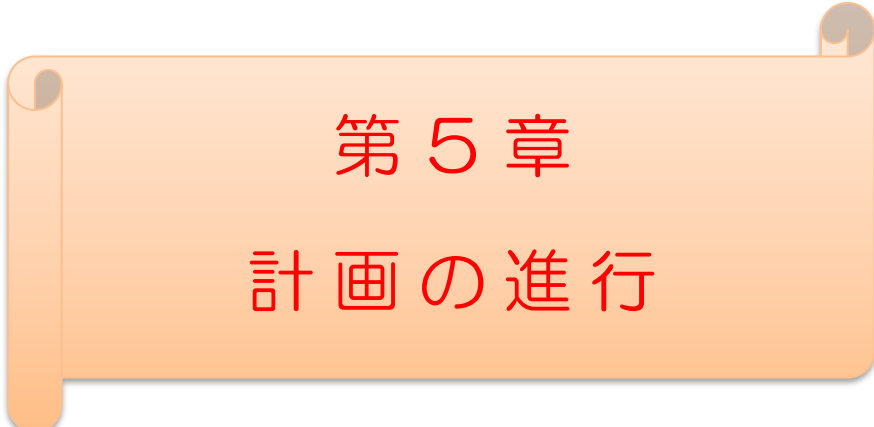
見直し前の環境基本計画では、環境の各分野において 29 項目の環境指標と、その項目ごとに到達目標値（平成 27 年度）を設定しました。その目標の達成状況は下表のとおりです。

No	指 標 名	担当課	目標値 (H27 年度)	実績値			
				H24 度	H25 度	H26 度	H27 度
1	生活排水クリーン処理率	環境課	85.3%	87.1%	89.2%	91.1%	86.8%
2	地域の清掃や美化活動に参加した市民の割合	環境課	80.0%	-	-	71.6%	-
3	平均 BOD 値が 3mg/L 以下の中小河川の割合	環境課	78%	77%	84%	89.5%	84.2%
4	公害苦情の件数	環境課	150 件	214 件	182 件	165 件	318 件
5	認定農業者数	農林振興課	24 人	18 人	18 人	20 人	33 人
6	耕作放棄地率	農林振興課	24.1%	21.1%	20.9%	20.2%	21.3%
7	都市農山村交流事業への参加者数	農林振興課	21,000 人	18,758 人	14,816 人	15,716 人	20,394 人
8	自然環境保全地域の指定数	環境課	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所	1 ヶ所
9	自然観察会等の開催回数	環境課	3回	2 回	1 回	2 回	2 回
10	天然記念物の指定数	生涯学習文化課	17	17	17	16	16
11	景観地区の指定が望まれる面積	都市計画課	49.3ha	49.3ha	49.3ha	49.3 ha	49.3 ha
12	地域にあった街並みがあると感じる市民の割合	都市計画課	73.0%	-	-	68.8%	-
13	自然保護活動に参加する市民の割合	環境課	15.0%	-	-	12.0%	-
14	計画的で秩序ある土地利用が行われていると感じる人の割合	都市計画課	60.0%	-	-	55.8%	-
15	まちが花と緑に囲まれていると感じる市民の割合	都市計画課	60.0%	-	-	61.7%	-
16	市民一人あたりの都市公園面積	都市計画課	7.5m ² /人	7.1 m ² /人	7.0 m ² /人	7.0 m ² /人	7.1 m ² /人

No	指 標 名	担当課	目標値 (H27 年度)	実績値			
				H24 度	H25 度	H26 度	H27 度
17	ごみのリサイクル率	環境課	19.0%	15.8%	15.62%	15.2%	15.0%
18	一人1日あたりのごみ 排出量	環境課	610g	615.4 g	600.4 g	602 g	599 g
19	一般家庭廃食油回収量	環境課	2,000L	1,357.5 L	1,469.5 L	2,233 L	2,300 L
20	再生可能エネルギーによる 発電設備の施設数	環境課	10 ヶ所	9 ヶ所	10 ヶ所	15 ヶ所	20 ヶ所
21	市民の再生可能エネルギー 設備利用率	環境課	7.64%	5.34%	6.54%	7.33%	7.71%
22	公共交通機関の便利さに対 する市民の満足度	企画 財政課	23.0%	-	-	36.2%	-
23	乗用車の世帯あたり保有台 数	企画 財政課	1.00 台	1.02 台	1.00 台	0.98 台	0.96 台
24	甲斐市地球温暖化対策実効 計画の目標達成率	環境課	4%以上 (H24)	12.81%	12.55%	15.08%	16.22%
25	環境学習イベントの開催回 数	生涯学習 文化課 環境課	7 回	5 回	4 回	7 回	6 回
26	市民公募委員を含む審議会 などの割合	総務課	30.0%	12%	11%	13%	11%
27	市内に主たる事務所を置く 環境の保全を活動内容に掲 げる NPO 法人の数	市民活動 支援課	12 団体	8 団体	8 団体	8 団体	8 団体
28	パブリックコメントを求め た件数	秘書 政策課	7 件	16 件	2 件	9 件	5 件
29	全市的な催し・イベントへ の参加者数	商工 観光課	55,000 人	58,000 人	13,000 人	61,000 人	50,000 人

※No.2、12、13、14、15、22 の指標については、総合計画策定時等を実施する住民アンケート結果を
実績としているため、アンケートの実施がない年度の実績値はありません。



An orange scroll graphic with a white border and a small orange tab on the right side. The text is written in red Japanese characters.

第 5 章

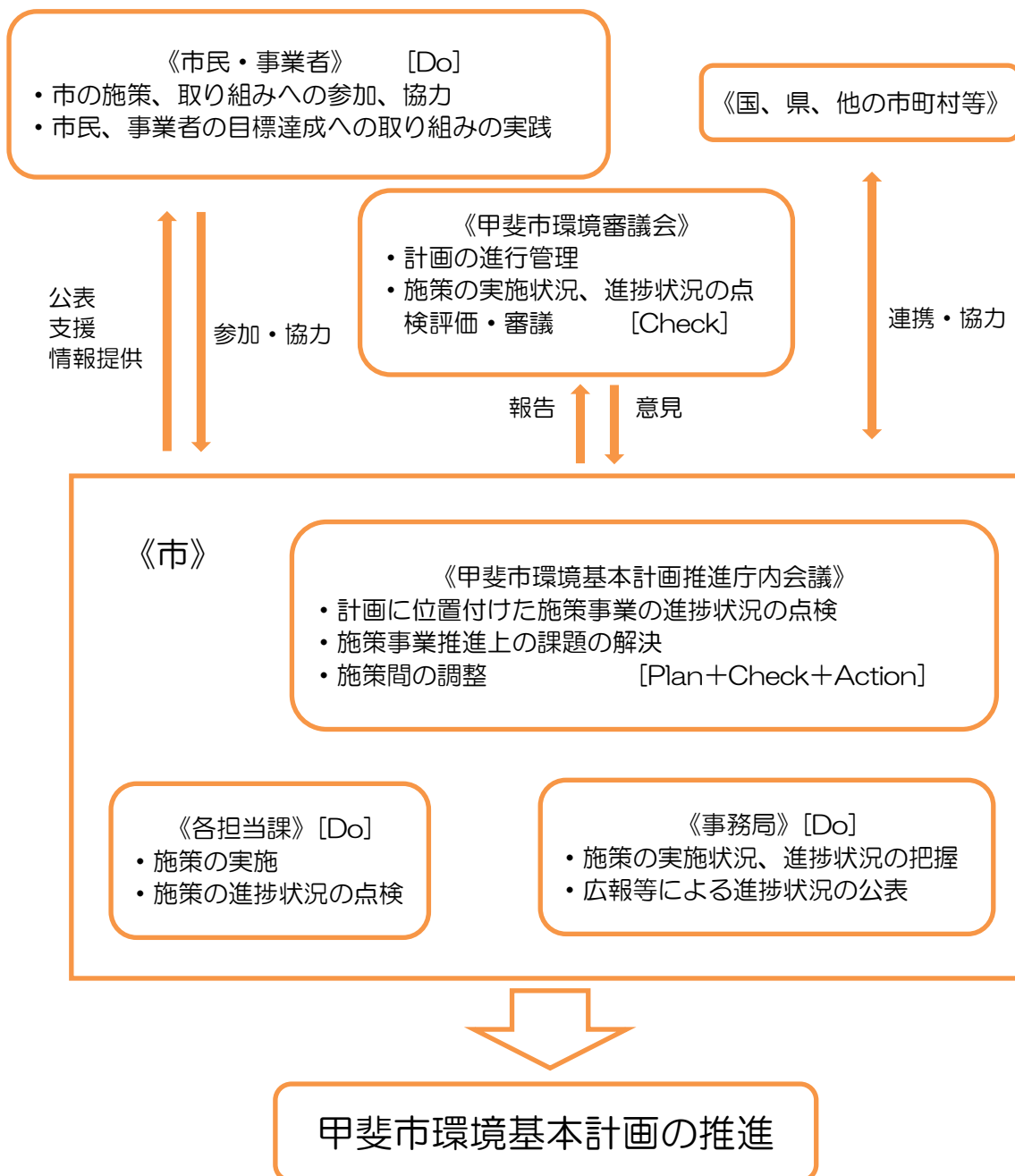
計画の進行

○第 1 節	計画の推進体制	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 00
○第 2 節	計画の進行管理	・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 02

第1節 計画の推進体制

1 推進体制

本計画が有効に機能するためには、市民・事業者・市がお互いの役割を理解し、各主体が協働して取り組む体制の構築が必要です。以下に計画の推進体制図を示します。



本計画が対象とする範囲や施策事業は多岐にわたるため、市の関係各課が横断的な連携のもとに施策を推進します。また、市民・事業者・関係団体等が相互に連携するシステムを構築します。

このことから、本市においては、次のとおり既存組織を活用するとともに、必要に応じて新たな組織づくりや、環境マネジメントシステムの導入を検討します。

(1) 甲斐市環境審議会

甲斐市環境審議会は、識見を有する者や関係団体の役職員、公募による市民等により構成されています。

審議会は、本計画の変更や進行管理を評価するとともに、市長の諮問に応じて専門的見地から意見を述べます。

(2) 甲斐市環境基本計画推進庁内会議

本計画の策定に必要な調査・検討を行うための庁内組織として設置された「環境基本計画策定検討会議」を発展的に解消し、平成 24 年度から本計画の推進にあたっての庁内の横断的な連携・調査の場として新たに設置しています。

計画に位置づけた施策・事業の進捗管理の点検を行うとともに、課題の解決に向けた各部局間の調整を図り、計画した取り組みの推進を図ります。

2 計画の周知

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市民・事業者の環境保全施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そのためにも、本計画の目的や取り組み内容について広く周知・啓発することが重要であることから、広報やホームページを通じて積極的な情報伝達を行います。また、「環境報告書」の作成も合わせて検討します。

3 各種計画との整合

本計画は、本市の環境の保全に関する最も基本となる計画であり、本計画と本市の他の計画との間には、環境の保全に関し整合が図られていなければなりません。

このために、市の他の計画のうち、環境の保全に関する部分については、本計画の基本的な方向に沿って施策を推進するとともに、必要に応じて見直しを図ることとします。

第2節 計画の進行管理

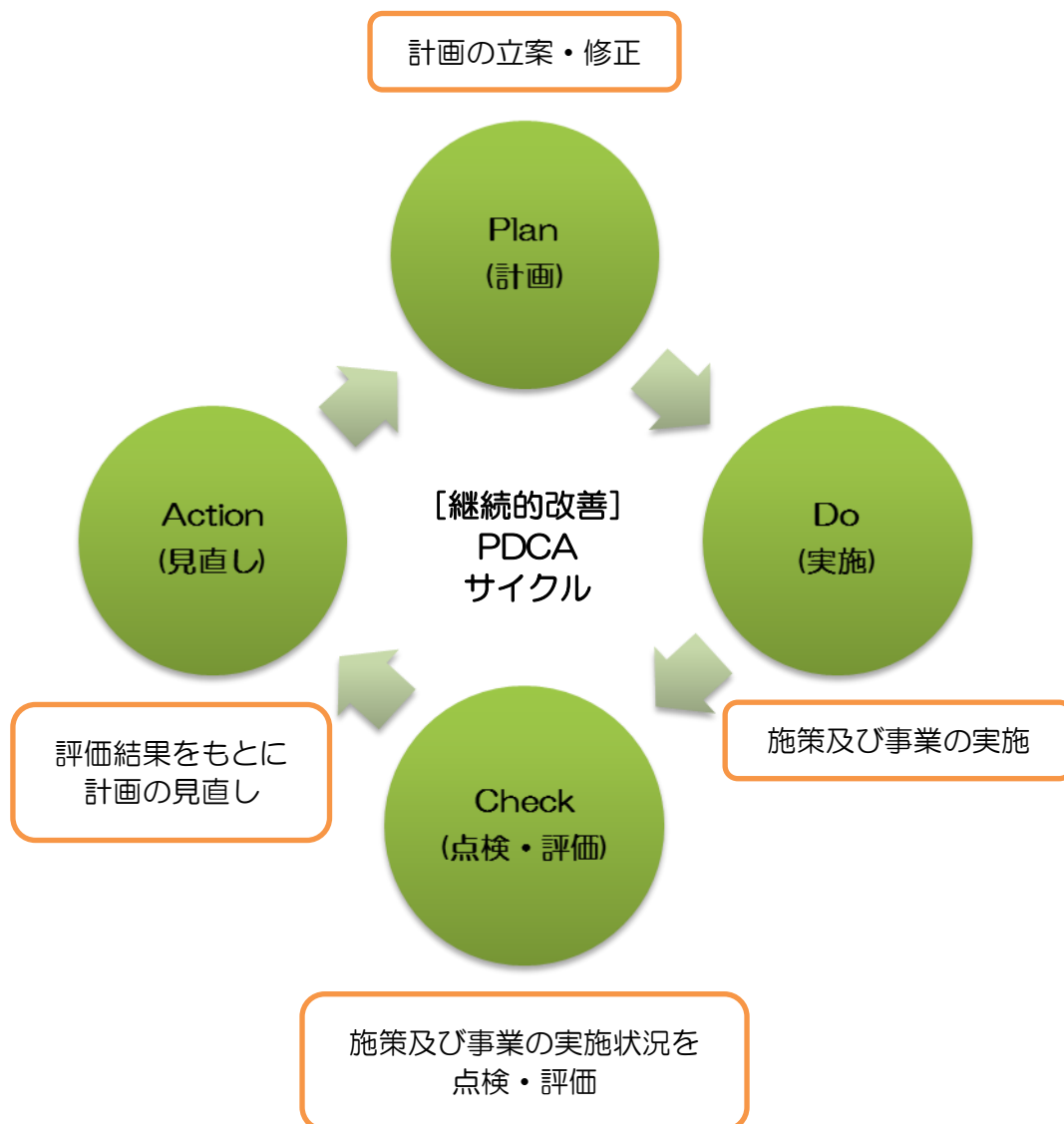
1 計画の進行管理の点検・評価と公表

本計画の進行管理は、計画 (PLAN) ⇒ 実施 (DO) ⇒ 点検・評価 (CHECK) ⇒ 見直し (ACTION) の PDCA サイクルに基づく、環境マネジメントシステムの手法を用いて実施していきます。

計画の進捗状況については、環境目標の達成状況について経年的な動向を把握します。また、進捗状況の評価は、甲斐市環境審議会に意見を求めます。

なお、上記の点検・評価結果を「甲斐市環境基本計画年次報告書」として公表します。公表した報告書に対して、市民や事業者等から意見を求め、次年度以降の計画の推進に反映します。

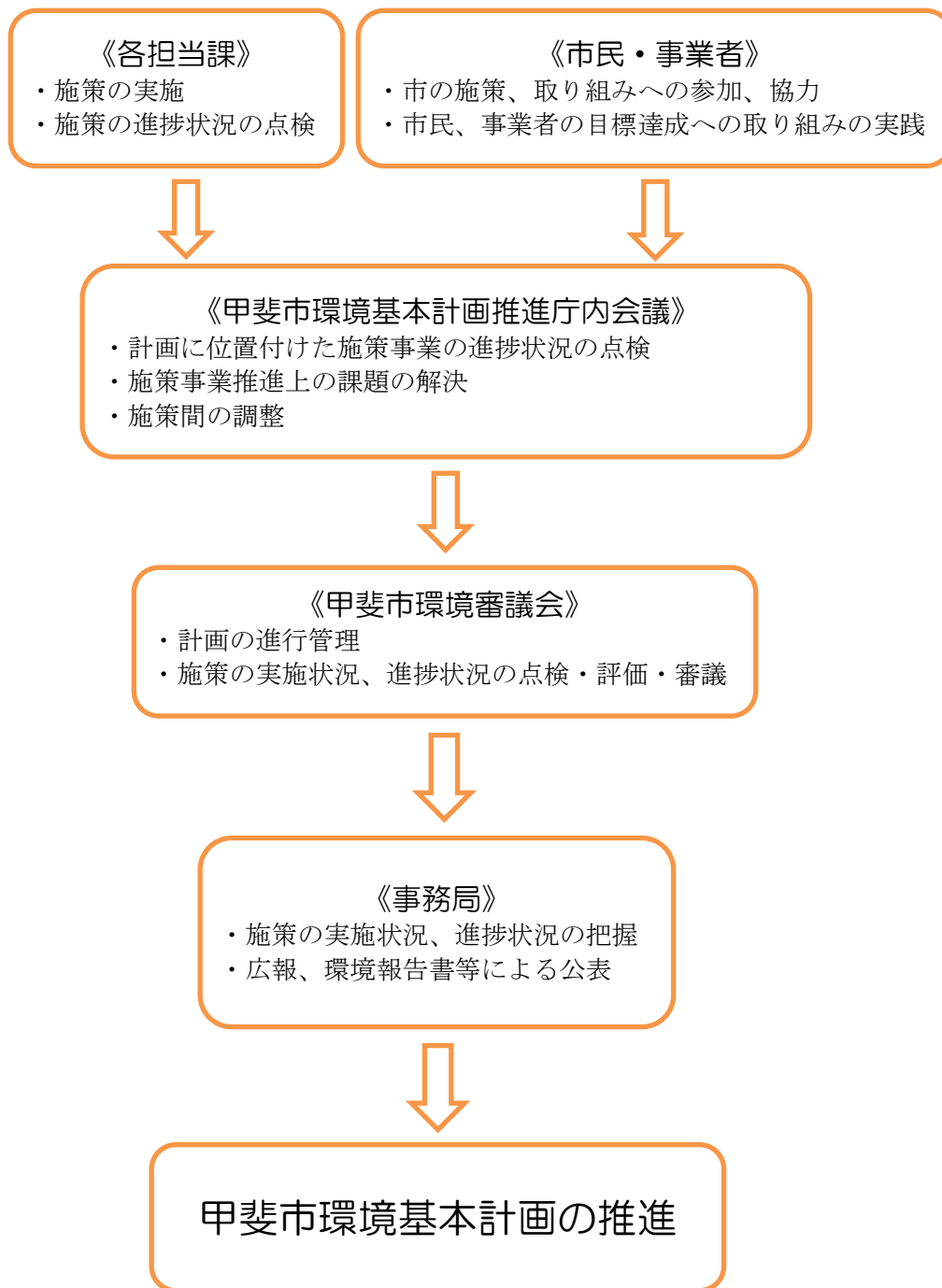
[PDCA サイクルによる計画の進行管理]
ISO14001 (国際規格) 又はエコアクション 21 (国内規格)



2 計画の見直し

本市を取り巻く環境や社会状況の変化に応じて、市民や事業者等の意見を反映し、甲斐市環境審議会の意見を求めながら、必要に応じて施策や目標等を見直します。

また、本計画期間の終期にあたる5年目に、それまでの目標達成状況や施策の進捗状況等を点検・評価し、新たな環境基本計画（第2次）策定に向けた検討を行います。



3 各組織の役割

■計画の実行(市、市民、事業者等)

本計画に定めた環境施策は、市民、事業者、市がそれぞれの立場で、お互いに協力し、計画に掲げる事項について、自主的に行動を実践します。

■計画の点検・評価(環境審議会)

本計画に定めた市民・事業者・市の取り組みの進捗状況を点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画の見直し(環境基本計画推進庁内会議)

社会情勢や環境問題に変化が生じた場合適宜計画を見直します。

■年次報告(事務局)

事務局は年次報告書(環境報告書)を作成し、ホームページ等において公表します。

資 料 編

○資料 1 用語の説明 106

○資料 2 環境関連条約及び法律等 113

○資料 3 環境基準 123

資料 1 用語の説明

《あ行》

ISO14001

環境を管理するシステムを構築するための国際規格。わが国では約 2 万の企業が国際認証を取得している。

アクリロニトリル

常温では無色透明で特有の刺激臭のある液体。引火性が高い。合成繊維、合成ゴムなどの原料、溶剤、殺虫剤として使われる。

アダプトプログラム

市民と行政が協働で進める「まち美化プログラム」のこと。「アダプト」とは養子縁組という意味。企業や地域住民などが道路や公園など一定の公共の場の里親となり、定期的・継続的に清掃活動を行い、行政がこれを支援する仕組みのことをいう。

一酸化炭素

無味、無臭、無色、無刺激な気体であり、炭素を含む物質の不完全燃焼により生成する。自動車排ガスに含まれる。

一般環境大気測定局

住宅地などの一般的な生活空間における大気汚染の状況を把握するため設置された測定局。

一般廃棄物処理基本計画

市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画のこと。一般廃棄物発生量および処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別収集するものとした種類および分別の区分、適正な処理およびこれを実施する者に関する事項、処理施設の整備に関する事項、その他、処理に関し必要な事項等が定められた計画。

エコアクション21

環境省が推奨する環境マネジメントシステム。ガイドラインに沿って中小企業、学校、公共機関等が環境への取り組みを効果的・効率的に実施するための認証・登録制度。

エコハウス

省エネルギー構造、設備を導入した住宅。

ESCO 事業

(エネルギー・サービス・カンパニー) 工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、さらにはその結果得られる省エネルギー効果を保証する事業のこと。省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の省エネルギーメリットの一部を報酬として享受することも特徴である。

SS

Suspended solid (浮遊物質) の略。水中に浮遊する粒子径 2mm 以下の不溶性物質の総称である。日本では水質指標の 1 つとされており、重量濃度 (mg/L) で表される。

MPN

Most Probable Number (最確数) の略。統計学的見地から導かれた、最も確からしい数値。

LED 照明

電気を通すことで光を放つ半導体のことを指す。発光ダイオードともいう。同じ明るさの蛍光灯と比べた場合、理論的には消費電力は半分となる。

温度差エネルギー

年間を通じて温度変化の少ない河川水や海水、地下水、中・下水等と外気との温度差（夏は外気よりも冷たく、冬は外気よりも暖かい）や大気中の温度差を利用してヒートポンプの原理（液体が気化するときに、まわりの熱を奪い、これと逆に気体が凝縮して液化するときには、熱が発生するという性質を利用する）などを用いて、冷暖房、給湯などを行う技術であり、未利用エネルギー（今まであまり利用されてこなかった熱の利用）として今後の可能性が期待されているエネルギー。温泉等の温度差を利用して発電するシステムが一例。

《か行》

甲斐市水道ビジョン

「かけがえのない安全でおいしい水をいつまでも」を「基本理念」とする「甲斐市水道ビジョン」のこと。厚生労働省は、平成 16 年度に「水道ビジョン」を策定し、今後の水道に関する重点的な政策課題と具体的な施策及び方策、工程等を示している。また、平成 17 年度には、各水道事業者に対して自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくための「地域水道ビジョン」の策定を推奨している。このような背景から、甲斐市水道事業は、効率的な事業経営のもとで、将来にわたって安全で安心な水の供給を確保するための「甲斐市水道ビジョン」を平成 19 年度に策定し、平成 27 年度に第 2 次水道ビジョンを策定した。

環境基準

環境基本法（1993）の第 16 条に基づいて、政府が定める環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、及び、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音等について環境基準が定められている。大気汚染に関しては、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダントに環境基準値が設定されている。

環境基本法

これまでの公害対策基本法、自然環境保全法では対応に限界があるとの認識から、地球規模での環境政策の新たな枠組を示す基本的な法律として、1993 年に制定。

管理型最終処分場

廃棄物の埋め立て処分を行う最終処分場には、遮断型、安定型、管理型の 3 種類がある。それぞれ、遮断型は基準を超えた有害物を含んでいる廃棄物の埋め立て、安定型は廃棄物の性質が安定している安定 5 品目（廃プラスチック類・金属くず・ガラス陶磁器くず・ゴムくず・がれき類）の埋め立て、管理型はそれ以外の産業廃棄物と一般廃棄物の埋め立てに利用される。

KIDS ISO

小学校において、環境保全への取り組みを実施するためのシステム。

グリーン契約

製品やサービスを調達する際に環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。

グリーン購入

製品やサービスを調達する際に環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。

クールビズ

冷房時のオフィス室温を 28℃に設定した場合でも涼しく仕事ができるような「ノーネクタイ、ノー上衣」のビジネススタイルの愛称。ウォームビズはその反対に冬季の室温を 20℃に設定しても暖かく仕事ができるビジネススタイル。

原単位

発生源から排出される単位あたりの量。

1

光化学オキシダント

窒素酸化物と炭化水素とが光化学反応を起こし生じる、オゾンやパーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質（オキシダント）の総称。二酸化窒素を除く。

公共交通のグリーン化

目的場所への移動手段において、自家用車を使用せずに、公共交通機関やパーク＆ライド、自転車等を利用することにより、環境負荷の低減を図ること。

《さ行》

再生可能エネルギー

有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱、温度差等が挙げられる。

サーマルリサイクル

廃棄物を単に焼却処理をせず、焼却の際に発生する熱エネルギーを回収し利用すること。代表例は焼却施設に併設する温水プール等がある。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する特定の廃棄物。汚染者負担原則に基づき排出事業者が処理責任を有するものとして現在 20 種類の産業廃棄物が定められている。

産業廃棄物の埋め立てに関する判定基準

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一号及び第三号の規定に基づき、有害な産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令が定められている。

シクロロメタン

常温では無色透明の液体。揮発性のある有機塩素系溶剤の一種。金属、機械等の脱脂洗浄剤、塗料剥離剤等に使われる。

有害大気汚染物質指針値対象 7 物質

アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの 7 物質。指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるもの。

自然植生

人間によって伐採や植林などの手が加えられていない植生。

自動車排ガス測定局（自排局）

交差点、道路、道路端付近など、交通渋滞による自動車排出ガスによる大気汚染の影響を受けやすい区域の大気状況を常時監視することを目的に設置された測定局。

生活環境の保全に関する環境基準

環境基本法（1993）に基づいて定められている水質の環境基準。河川、湖沼、海域の各公共用水域についての基準を設けている。利用目的（水道、水産、工業用水、水浴等）に応じ、水域類型ごとの基準値が定められている。具体的な水域の類型指定は都道府県知事が決定する仕組みになっている。

生活排水クリーン処理率

総人口に対し、生活排水処理人口が占める割合をいう。生活排水処理施設には、公共下水道、合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、コミュニティプラント、農業集落排水処理施設などがある。コミュニティプラン

トとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき、地域し尿処理施設として設置、管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な汚水処理施設をいう。

製造品出荷額

出荷額及びその他の収入＝冷蔵保管料、広告料などに加工賃収入及び修理料収入額を加えたものをいう。

生物多様性

あらゆる生物種（動物、植物、微生物）と、それによって成り立っている生態系、さらには生物が過去から未来へと伝える遺伝子とを合わせた懸念である。「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子（個体）の多様性」という３つのレベルで多様性があるとし、それぞれ保全が必要とされている。

騒音に係る環境基準

生活環境を保全し人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準。地域の類型及び時間の区分ごとに定められており、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長）。が類型指定を行う。

《た行》

第１次産業

農業、林業、漁業が該当する。

ダイオキシン類

有機塩素系化合物の一種でポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）を略して「ダイオキシン」と呼ぶ。ダイオキシン類対策特別措置法（1999）では、PCDD、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、コプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）を合わせて「ダイオキシン類」と定義している。

ダイオキシン類特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準の設定とともに、大気

及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律。

第３次産業

電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業、医療・福祉、教育・学習支援業、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）、公務（他に分類されないもの）が該当する。

代償植生

さまざまな人為的影響が加えられた後に成立した植生。農耕地や人工林などのほか、刈り取り、伐採などによって成立した里山や草原なども含む。自然植生の対語として使われる。

大腸菌群数

大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使用される。自然由来のものも存在する。

第２次産業

鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業が該当する。

脱脂

材料の表面に塗装する前に、塗料を弾く材料の表面の油分を取り除く表面処理をいう。

地下水の水質汚濁に係る環境基準

環境基本法（1993）に基づき、人の健康保護と生活環境保全のために維持することが望ましい基準（環境基準）として、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件を1997年設定。人為的要因による水質悪化防止が目的。環境基準設定後の年次地下水測定調査で、1999年の項目見直し以降、5,000件余の調査井戸実数のうち6～8%程度が基準超過。

チップ

木材の小片、ウッドチップともいう。木材を破砕した製造物で、製造法にはクラッシャー、パンチングなどの製法がある。

TEQ

毒性等量(Toxicity Equivalency Quantity)の略。ダイオキシンは塩素数の異なる異性体の混合物として環境中に存在し、異性体によって毒性が異なる。そのため、毒性の強さを加味したダイオキシン量を毒性等量として示す。

底質

河川、湖沼、海洋等水環境の水底の表層土、岩盤の上に流域から土砂、側溝からの不要物が堆積したものをいう。

低炭素社会

地球温暖化の最大の要因とされる二酸化炭素の発生を抑制する循環型社会システムのこと。

テトラクロロエチレン

常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。ドライクリーニングのシミ抜き、金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。土壤汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壤汚染に係る環境基準も定められている。

天然記念物

動物、植物、地質・鉱物などの自然物に関する記念物。日本においては、文化財保護法や各地方自治体の文化財保護条例に基づき指定される。

DO

Dissolved Oxygen（溶存酸素）の略。水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁状況を測る指標の1つ。

デポジット制度

「デポジット・預託金」製品価格に一定金額を上乗せして販売し、製品や容器が使用後に返却された時に預託金を返却する制度。このことにより、製品や容器の回収を促進する。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域。

都市計画法

都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。1968年制定。

都市公園

基本的には、都市計画に「都市施設」として定められた公園や緑地で、地方公共団体によって設置されたものをいうが、都市計画に定められていなくても都市計画区域内に地方公共団体が設置した公園や緑地も含まれる。また、国土交通省が整備した国営公園も都市公園に含まれる。

トリクロロエチレン

常温では無色透明で揮発性があり、甘い香りを持つ有機塩素系溶剤の一種。金属・機械等の脱脂洗浄剤等に用いられる。過去、ドライクリーニングのシミ抜きに使用された。土壤汚染や地下水汚染を引き起こす原因ともなるため、水質汚濁、土壤汚染に係る環境基準も定められている。

《な行》

二酸化いおう

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体。石炭や石油などの燃焼時に発生する。また鉄鉱石銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程からも排出される。窒素酸化物と同様に酸性雨の原因物質として知られる。

二酸化窒素

赤褐色の気体。ボイラーや自動車の排ガスに含まれる。

認定農業者

認定農業者制度は、農業経営基盤促進法に基づき、市町村が地域の実情の即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した「農業経営改善計画」を認定する制度。この制度により認定を受けた者を「認定農業者」という。認定者は、支援のための各種制度を利用することができる。

《は行》

バイオマス

生物（bio）の量（mass）のことであるが、今日では再生可能な、生物由来の有機性エネルギーや資源（化石燃料を除く）をいうことが多い。基本的には草食動物を含め 1 年から数十年で再生産できる植物体を起源とするものを指す。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどの有機物がある。

廃棄物

廃棄物処理法では「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物または不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く）」と定義されている。

廃棄物処分場浸出水

廃棄物に接触することにより、廃棄物中の有害成分が溶出して汚染された雨水。

BOD

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量のことで、河川の有機物汚濁を測る代表的な指標。

バイオディーゼル燃料

略称 BDF。植物性油や植物油などの再生可能な資源から作られるディーゼルエンジン用の燃料。軽油に一定の割合で混合して用いるほか、BDF100%で使用することもできる。

ビオトープ

ギリシャ語のバイオ（生物）とトポス（場所）から由来した言葉。動植物と水辺環境等が保たれた場所のこと。

Pg（ピコグラム）

重さの単位。1 兆分の 1 グラムを示す。

人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法（1993）に基づく人の健康の保護のために定められる環境基準である。全国一律の基準を設けている。

賦存量

ある資源に対して理論的に導き出された総量。資源を利用するにあたり制約等を考慮しないため、一般にその資源の利用可能量を上回る量となる。

浮遊粒子状物質

大気中に浮遊している粒径 10 μ m 以下の粒子状物質。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガスなどの人の活動に伴うもののほか、自然界由来（火山、森林火災など）のものがある。

ペレットボイラー

木質ペレット燃料を用いた温冷熱のボイラーを指す。

ベンゼン

常温では無色透明の液体で独特の臭いがあり、揮発性、引火性が高い。自動車用のガソリンに含まれ、自動車排出ガスからも検出される。

ポケットパーク

街の中に設けられ、ビルや建物が立ち並ぶ街の一角などに設けられる小さな公園。

《ま行》

緑のカーテン

建築物等の壁面をつる性の植物などで覆う緑化のこと。これにより窓から入り込む日差しを遮り室温の上昇を抑える効果がある。

面的評価

環境基準を達成する戸数とその割合を把握する評価方法。道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する 1 地点において等価騒音レベル（LAeq）の測定を行う。その結果をもとに、評価区間内の道路端より 50m 範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行う。

《や行》

有害大気汚染物質

平成 8 年の大気汚染防止法改正において、健康被害の未然防止の観点から、モニタリング、公表、指定物質の排出抑制基準などの規定が追加された物質。ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンには基準値が定められている。低濃度でも長期暴露により、発がん性などが懸念される。

《ら行》

リサイクル率

リサイクル量 ÷ (ごみ排出量 + リサイクル量) × 100、ごみ排出量とリサイクル量の合計のうちリサイクル量の占める割合。

リユース

「リユース・再使用」一度使用された製品を、そのまま、もしくは製品のある部分をそのまま再利用すること。

類型指定

水質汚濁の生活環境項目は、全国一律の環境基準値を設定していない。国が類型別に基準値を示し、これに基づき都道府県が水域の利用状況に応じて、指定していく方式。

レッドデータブック

日本の絶滅の恐れがある野生生物種のリスト。生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、設滅の恐れがある種を選定しリストにまとめたもの。山梨県でも平成 20 年に同様のリストを策定し、現在改訂作業を行っている。(平成 29 年度発行予定)

資料２ 環境関連条約及び法律等

条約等	解 説
ラムサール条約	正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。1971 年（昭和 46 年）に採択、1975 年（昭和 50 年）に発効し、日本は 1980 年（昭和 55 年）に加入。国際的に重要な湿地の保全及びそこに生息、生育する動植物の保全、適正な利用を推進することを目的としている。平成 28 年 2 月現在、わが国では 50 か所の湿地が登録されている。
ワシントン条約	正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」。1973 年（昭和 48 年）に採択、1975 年（昭和 50 年）に発効し、日本は 1980 年（昭和 55 年）に加入。野生動植物の国際取引の規制を輸入国と輸出国が協力して実施することにより、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保護を図ることを目的としている。条約の附属書に掲載された野生動植物の国際取引は禁止又は制限され、輸出入の許可書等が必要となっている。
ウィーン条約	オゾン層保護に関する「ウィーン条約」の略称。オゾン層の保護のための国際的な対策の枠組みに関する条約で、1985 年 3 月に採択され 1988 年 9 月に発効した。 日本は 1988 年加入。国連環境計画（UNEP）を中心として検討されてきたこの条約では、国際的に協力してオゾン層やオゾン層を破壊する物質について研究を進めること、オゾン層に影響をおよぼす人間活動を規制する措置、オゾン層の保護に関する研究、観測、情報交換が決定された。さらには、各国が適切と考える対策を行うこと等を定められている。 この条約に基づいて、より具体的な規制を盛り込んだ「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が 1987 年に採択された。モントリオール議定書の採択された後、オゾン層の破壊がさらに進んでいることから 5 回にわたって規制措置の強化が実施された。
バーゼル条約	一定の廃棄物の国境を越える移動等の規制について国際的な枠組み及び手続等を規定した条約。正式名称を「有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約」といい、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分によって生じる人の健康または環境に係る被害を防止すること目的として、1989 年にスイスのバーゼルにおいて採択され、1992 年 5 月に発効した。2006 年 5 月現在の締約国数は 167 カ国＋1 国際機関（EC）。なお、日本は 1993 年に加盟している。 国内では、同条約を実施するための「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」が 1992 年及び関連する法律として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が 1993 年に制定された。

条約等	解 説
気候変動枠組条約	地球温暖化問題に関する国際的取り組みについて枠組みを設定する国際条約である。最終的な目的は、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることであり、次の原則が示された。①共通だが差異のある責任に基づく気候の保護（原因物質の排出の大部分が先進国によるものであったため、先進国と開発途上国の程度に差を設けている）②特別な状況への配慮 ③予防的対策の実施 ④持続的開発を推進する権利・責務 ⑤開放的な国際経済システムの推進・協力
生物多様性条約	生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする条約。地球サミット直前の1992年5月22日に採択され、同年6月の地球サミットの場で各国の署名のために開放された。日本は1992年に署名、1993年に受諾。1993年12月29日に発効した。2015年7月現在の締約国数は、196カ国・地域。 条約を遂行するために、カルタヘナ議定書、名古屋・クアラルンプール補足議定書、名古屋議定書が採択されている。日本は、1995年に最初の生物多様性国家戦略を策定し、逐次改定を行っている。また、2008年には生物多様性基本法を制定し、生物多様性に関する施策の枠組みを明らかにするとともに生物多様性国家戦略及び地域戦略にも法的根拠を与えた。
砂漠化対処条約	1994年6月17日、パリのユネスコ本部で120カ国の出席のもと開催された第5回砂漠化対処条約の政府間交渉委員会において採択された国際条約。1996年発効。日本は1994年の採択時に署名、1998年批准。2015年8月現在の締約国数は、194カ国とEC。 本条約は、とくにアフリカ諸国の砂漠化を防止するとともに、干ばつの影響を緩和すること」を目的としており、条約本体（前文及び40か条）では開発途上国（特にアフリカ諸国）において深刻化する砂漠化（干ばつを含む）問題に対し、国際社会がその解決に向けて協力することを規定している。
京都議定書	1997年12月京都で開催されたCOP3で採択された気候変動枠組条約の議定書。ロシアの締結を受けて発効要件を満たし、2005年2月に発効。2011年3月現在の締約国数は、192カ国と欧州共同体。なお、日本は1998年4月28日に署名、2002年6月4日に批准。 先進締約国に対し、2008-12年の第一約束期間における温室効果ガスの排出を1990年比で、5.2%（日本6%、アメリカ7%、EU8%など）削減することを義務付けたが、2001年に、当時の最大排出国である米国が経済への悪影響と途上国の不参加などを理由に離脱。結局、京都議定書は2005年2月16日に米、豪抜きで発効した。
COP/MOP コップ	京都議定書締約国会合（COP/MOP）は、気候変動枠組条約締約国会議が議定書の締約国会合として開催される場合の呼称。このとき、条約の締約国であり議定書の締約国ではない国は、オブザーバーとして参加できる。

条約等	解 説
ストックホルム条約	正式名称は、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約という。2001 年 5 月採択、2004 年 5 月に発効した。2015 年 1 月現在、151 ヶ国及び欧州連合（EU）が署名、我が国を含む 178 ヶ国及び EU が締結。残留性有機汚染物質（POPs）とは、分解されにくく、環境の広範な汚染が認められ、生物に濃縮されやすく、かつヒトおよび動物への毒性を有する有機化学物質のことである。過去数十年以上に及び人間活動の結果として、環境中に放出された POPs が、環境中に広範に拡散され、地球規模での汚染が認められるようになった。特に、POPsは食物連鎖を通じて動物の脂質に高濃度に蓄積されることから、それらの動物（魚、鳥、ほ乳動物）の移動に伴って運ばれ、発生源から遠く離れた北極のような地域でもヒトあるいは動物から POPs が検出されている。また、POPs に長期間曝露されることにより、ヒトを含めた動物への生物影響も懸念されている
COP10 名古屋議定書	2010 年 10 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）で採択されたのにちなんで名古屋議定書と呼ばれる。 名古屋議定書は、遺伝資源のアクセスに係る事前同意や相互合意条件に基づく公正かつ衡平な利益配分を含め、生物多様性条約の規定に実効性を持たせるため締約国が実施すべき具体的措置を定めている。法的拘束力のある国際約束の採択を受けて、各国国内法や規制の整備が進められていく。
COP21 パリ協定	正式には、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議で、2015 年 11 月 30 日から 12 月 13 日まで、フランス・パリにて開催された。今回の会合では、最大の焦点であった、京都議定書後における 2020 年以降の気候変動対応にかかるあらたな法的な国際枠組みを定める「パリ協定」が採択された。 同協定において合意された主な事項は以下のとおりである。 ・世界共通の長期目標として 2℃目標のみならず 1.5℃への言及 ・主要排出国を含む全ての国が削減目標を 5 年ごとに亭主・更新すること、共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること ・JCM(2 国間クレジット)を含む市場メカニズムの活用が位置づけられたこと ・森林等の吸収源の保全・強化の重要性、途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み ・適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施 ・先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供すること 今回の会合では、150 を超える国の首脳が参集するという、気候変動問題への政治的な危機意識の高まりのもと開催され、一定の成果があげられたとの評価がなされている。 特に、各国の目標や行動を 5 年ごとに提出・見直しし、後退することなく対策を進めていくとする仕組みを構築したことは大きな成果である。

法律等	解 説
建築物用地下水の採取に関する法律	建築物用地下水の採取の規制に関する法律は、昭和 37 年 5 月 1 日法律第 100 号）は、建築物用地下水の採取による地盤沈下の防止をするための法律である。 地下水を揚水することにより地盤沈下が発生し、高潮・出水等による被害の発生が予測される地域を政令で指定（4 都府県 4 地域）し、地下水揚水のうち一定規模以上の建築物用井戸について許可基準（ストレーナー位置、吐出口の断面積）を定めて許可制にすることにより、地盤沈下の防止をはかることとなっている。また、環境大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市（特別区を含む。以下同じ）町村の長の意見をきかなければならないこととなっている。
公害対策基本法	1960 年代後半になって、それまでの「ばい煙規制法」や「水質 2 法」などの個々の対症療法的な規制では不十分であり、公害対策の基本原則を明らかにし、総合的統一的に推進していくことが重要という考えのもとに、1967 年 7 月に制定された公害防止対策の基本となる法律。 国民の健康で文化的な生活を確保するうえにおいて公害の防止がきわめて重要であることを明確化し、公害の定義、国・地方公共団体・事業者の責務、白書の作成、公害防止計画、紛争処理、被害者救済、費用負担、公害対策審議会などを定めていた。また汚染者負担の原則や行政目標となる環境基準も本法で定められたものである。 1993 年の「環境基本法」の成立により廃止となっているが、内容の大部分はそのまま引き継がれている。
大気汚染防止法	わが国では、大気環境を保全するため、昭和 43 年に「大気汚染防止法」が制定された。この法律は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することなどを目的として制定された。 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が環境基本法において設定されており、この環境基準を達成することを目標に、大気汚染防止法に基づいて規制を実施している。大気汚染防止法では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められており、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

法律等	解 説
騒音規制法	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容限度を定めること等により、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資すること」を目的として、1968年に制定された法律。この法律では、知事が、騒音を規制する地域を指定し、その指定された地域内にあって著しい騒音を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について規制基準を遵守させるための措置を講ずることになる。 一方、指定地域内で著しい騒音を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。 また、自動車騒音については、環境大臣が自動車騒音の大きさの許容限度を定めることになっている。さらに、市町村長は、道路沿道において自動車騒音が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、また道路管理者に対して道路構造の改善等について意見を表明することができることになっている。
水質汚濁防止法	それまでの「公共用水域の水質の保全に関する法律（1958）」及び「工場排水等の規制に関する法律（1958）」を廃止して、1970年に制定された。環境省所管。 水質汚濁防止を図るため、工場及び事業場からの公共用水域への排出および地下水への浸透を規制。さらに生活排水対策の実施を推進。国民の健康を保護し、生活環境を保全することを目的としている。 また、工場及び事業場から排出される汚水及び廃液により人の健康に係る被害が生じた場合の事業者の損害賠償の責任を定め、被害者の保護を図ることとしている。なお、同法で規制される「排水水」は、特定事業場から公共用水域に排出される水。
廃棄物処理法	廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法・処理施設・処理業の基準などを定めた法律。正式の法律名は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」であり、「廃掃法」とも略称される1970年に、従来の「清掃法」（1954）を全面的に改めて制定された。 廃棄物の排出抑制と適正な処理、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることが目的。環境省所管の同法は、廃棄物を産業廃棄物と一般廃棄物に分類した。廃棄物の処理については、産業廃棄物は排出事業者が処理責任をもち、事業者自らか、または排出事業者の委託を受けた許可業者が処理する。 一般廃棄物は市町村が処理の責任をもち、これまでに数回大きな改正が行われ適正処理やリサイクルの推進が図られている

法律等	解 説
農用地の土壌の 汚染防止等に 関する法律	特定有害物質によって農用地の土壌が汚染されることで、人の健康を損なう農畜産物が生産されたり、農作物等の生育阻害が引き起こされるのを防止もしくは汚染時に除去することを目的に 1970 年に制定された。環境省・農林水産省の所管。 この法律では、「農用地」を耕作や家畜の放牧、養畜のための採草を主たる目的とした土地とし、また施行令により「特定有害物質」をカドミウム・銅・砒素とそれぞれの化合物と定めている。 本法に基づいて都道府県知事は、農用地土壌汚染対策地域を要件に従って指定または事実の変更による区域変更や指定の解除ができ、併せて同対策計画を定めることで特定有害物質による汚染の防止や除去を図る。また対策地域内で、特に必要性のある場合には特別地域の指定や、区域変更、指定解除ができる。
悪臭防止法	典型的な感覚公害である悪臭を防止することを目的として 1971 年に制定され、その後数回にわたり改正されてきた。都道府県知事が、市町村長の意見を聴いて規制地域を指定し、また、環境省令が定める範囲内で規制基準を定めて、悪臭を規制し、指定後は市町村長が規制実務を行い、悪臭公害を防止することを主な内容としている。 悪臭の原因となる典型的な化学物質を『特定悪臭物質』として規制する方法、及び、種々の悪臭物質の複合状態が想定されることから物質を特定しないで『臭気指数』を規制する方法の 2 通りの方法がある。
自然環境保全法	国民が将来にわたって自然の恵みを受けることができるように自然環境の保全に関する基本的事項を定めた法律。環境省所管。旧環境庁の発足後、間もなく制定された（1972）が、環境基本法の制定（1993）に際して理念に関する条文の一部は同法に移行した。 自然環境保全の理念や自然環境保全基礎調査など基本的事項についての規定のほか原生自然環境保全地域、自然環境保全地域の指定や保護規制などを定めている。また、自然環境保全に関して都道府県が制定する条例に法的な根拠を与えている。
振動規制法	「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る措置を定めること等により、生活環境を保全し国民の健康の保護に資すること」を目的として 1976 年に制定された法律。 この法律では、知事が、指定された地域内にあって著しい振動を発生する施設（「特定施設」という）を有する工場・事業場について規制基準を遵守させるための所要の措置を講ずることになる。 一方、指定地域内で著しい振動を発生する作業（「特定建設作業」という）を伴う建設工事については、あらかじめ市町村長に届出を提出する等の措置が定められている。 また、市町村長は、道路沿道において道路交通振動が一定の限度（「要請限度」という）を超えて周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときには、都道府県公安委員会に対して交通規制を行うよう要請することができ、道路管理者に対して道路の改善等について要請できることになっている。

法律等	解 説
省エネ法	正式名称を「エネルギーの使用の合理化に関する法律」という。1979年制定、1993年の改正で基本方針の策定やエネルギー管理指定工場に係る定期報告の義務付けなどが追加された他、1997年に京都で開催された気候変動枠組条約締約国会議（COP3）を受けた1998年6月の一部改正により、自動車の燃費基準や電気機器等の省エネルギー基準へのトップランナー方式の導入、大規模エネルギー消費工場への中長期の省エネルギー計画の作成・提出の義務付け、エネルギー管理員の選任等による中規模工場対策の導入等が定められた。 さらに、2002年6月の改正では、大規模オフィスビル等への大規模工場に準ずるエネルギー管理の義務付け、2,000m²以上の住宅以外の建築物への省エネルギー措置の届出の義務付けが定められている。
オゾン層保護法	オゾン層の保護のための国際的な協力を促進することを目的とした「オゾン層保護のためのウィーン条約や、その具体的な推進のためのモントリオール議定書を国内で適切に施行することを主たる目的として1988年5月に制定された環境省所管の法律で、正式名称を「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」という。
資源有効利用促進法	資源の有効利用を促進するため、リサイクルの強化や廃棄物の発生抑制、再使用を定めた法律。「再生資源利用促進法」（1991年制定）を抜本的に改正し「資源有効利用促進法」と名称を改め、2000年に制定された。経済産業省・環境省所管。 同法は、リサイクルしやすい設計を行うべき製品、使用済み製品を回収・リサイクルすべき製品、生産工程から出る廃棄物を減らしたりリサイクルすべき業種、リサイクル材料を使用したり部品などを再使用するべき業種など7項目について、業種や製品を具体的に指定している。
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。
容器包装リサイクル法	容器包装ごみのリサイクルを製造者に義務付けた法律。正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」。1995年制定。経済産業省・環境省所管で消費者は容器包装ごみの分別排出、市町村は分別収集の責任を負い、製造者をあわせた3者の役割分担により容器包装のリサイクルを促進することが目的。1997年度にガラス容器とペットボトルを対象に施行された。一般廃棄物のうち容器包装ごみは、容積で6割、重量で2割を占める。

法律等	解 説
新エネルギー利用等の促進に関する法律	新エネルギーは（１）自然エネルギー（再生可能エネルギー）と（２）リサイクル・エネルギーに、需要サイドでは（３）従来型エネルギーの新らしい利用形態の３種類に分類され、具体的には、（１）太陽光発電、（２）風力発電、（３）太陽熱利用、（４）温度差エネルギー、（５）廃棄物発電、（６）廃棄物熱利用、（７）廃棄物燃料製造、（８）バイオマス発電、（９）バイオマス熱利用、（１０）バイオマス燃料製造、（１１）雪氷熱利用、（１２）クリーンエネルギー自動車、（１３）天然ガスコージェネレーション、（１４）燃料電池が該当する（２００２年の政令改正による追加を含む）。なお、実用化段階に達した小規模水力発電や地熱発電、研究開発段階にある波力発電や海洋温度差発電は、自然エネルギーながら同法に基づく新エネルギーには指定されていない。
地球温暖化対策推進法	１９９７年の京都議定書の採択を受けて、１９９８年に策定・公布された議定書内容の実施のための国内法。 国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものであり、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動による温室効果ガスの排出の抑制等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図るもの。
家電リサイクル法	一般家庭や事務所から排出された家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機）から、有効な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を原料にするとともに、資源の有効利用を促進するための法律です。
ダイオキシン類特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、ダイオキシン類に関する施策の基本となる耐容一日摂取量（TDI）及び環境基準の設定とともに、大気及び水への排出規制、汚染土壌に係る措置等を定めた法律（１９９９年法律第１０５号）。環境省所管。 ダイオキシン類が、人の健康や生命に重大な影響を与えるおそれがある物質であると社会的に問題化したことを受けて制定されたもの。なお、同法における「ダイオキシン類」とは、ポリ塩化ジベンゾフラン、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニルの３種類である。

法律等	解 説
循環型社会 形成推進基本法	廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律として 2000 年制定。環境省所管。 資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことが目的で以下の特徴を持つ。(1) 循環型社会の定義を明らかにした、(2) 廃棄物や生産活動で排出される不要物などのうち、売れるか売れないかに関わらず、再び利用できるものを「循環資源」と定義（廃棄物処理法は廃棄物を「売れないもの」と定義している）し、循環資源の再使用やリサイクル推進を定めた、(3) 廃棄物処理やリサイクル推進における「排出者責任」と「拡大生産者責任」を明確にした、(4) 廃棄物処理やリサイクルの優先順位を、発生抑制（ごみを出さない）→再使用（リユース）→再生利用（リサイクル）→熱回収（サーマルリサイクル）→適正処分 と定めた。同法は基本法であり、政策の基本的方向を示すものである。
グリーン購入法	2001 年 4 月に施行された「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の略称。国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとするものである。たとえば、再生紙のノートや低公害車などである。地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間は努力規定となっている。
PCB特別措置法	ポリ塩化ビフェニル（PCB、電気機器の絶縁油などに使われた主に油状の物質で、毒性が強いことから現在は製造・輸入が禁止されている）の廃棄物を確実、適正に処理するため、PCB 廃棄物を持つ事業者に適正処分などを義務付けた法律。
土壤汚染対策法	土壤汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壤汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。同法第 3 条又は第 4 条に基づく土壤汚染状況調査の結果、基準に適合しない区域の土地は都道府県知事等により指定区域に指定・公示されるとともに、指定区域台帳に記帳して公衆に閲覧される。また、当該指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認められる場合には、汚染原因者、汚染原因者が不明等の場合は土地所有者等に対し、汚染の除去等の措置が命令される。さらに、当該指定区域においては土地の形質の変更が制限される。

法律等	解 説
エネルギー政策 基本法	エネルギーの利用が地域及び地球の環境に大きな影響を及ぼすことにかんがみ、エネルギーの需給に関する施策に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、エネルギーの需給に関する施策の基本となる事項を定めることにより、エネルギーの需給に関する施策を長期的、総合的かつ計画的に推進し、もって地域及び地球の環境の保全に寄与するとともに日本及び世界の経済社会の持続的な発展に貢献することを目的として 2002 年 6 月に制定された法律。 国の責務、地方公共団体の責務、事業者の責務、国民の努力、相互協力などが定められている。また政府は「エネルギー基本計画」を定めなければならないこと、国際協力の推進、知識の普及についても規定されている。 2010 年にエネルギー基本計画は改定され、原発は基幹電源として増設するとしていたが、2011 年の福島第一原発事故以後、事実上白紙に戻された。2014 年安倍内閣はエネルギー基本計画を改定し、原発に関しては依存度を低下させるが、重要なベースロード電源として位置づけた。
生物多様性基本法	「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律として、議員立法により 2008 年 5 月 28 日に成立、6 月 6 日に公布された。「環境基本法」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。 生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、これまで生物多様性条約に定められた締約国の義務に則り閣議決定等により三次にわたり策定されてきた「生物多様性国家戦略」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている。
バイオマス活用 推進基本法	議員立法で 2009 年 6 月、第 171 回国会で成立。目的には、バイオマス（動植物に由来する有機物である資源で、化石資源を除く）の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、持続的に発展することができる経済社会の実現に寄与することを掲げている。 基本理念として、バイオマスの活用の総合的、一体的かつ効果的な推進（第 3 条）、地球温暖化の防止に向けた推進（第 4 条）、循環型社会の形成に向けた推進（第 5 条）、産業の発展及び国際競争力の強化への寄与（第 6 条）、農山漁村の活性化等に資する推進（第 7 条）、バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用（第 8 条）、エネルギーの供給源の多様化（第 9 条）、地域の主体的な取組の促進（第 10 条）、社会的機運の醸成（第 11 条）、食料の安定供給の確保（第 12 条）、環境の保全への配慮（第 13 条）などが規定されている。 また、「バイオマス活用推進基本計画」、都道府県、市町村の「バイオマス活用推進計画」の策定、「バイオマス活用推進会議」の設置等についても定めている。
使用済小型電子機器等の再資源化の 促進に関する法律	使用済小型電子機器に含まれているレアメタル等の有用貴金属の回収を目的に、2012 年 8 月に制定、2013 年 4 月に施行された個別リサイクル法の一つ。ただし、それまでの個別リサイクル法と異なり、リサイクルを義務付けず、市場原理に委ねてリサイクルの促進を図る内容となっている。

資料3 環境基準

1. 大気の汚染に係る環境基準等

(1) 大気汚染に係る環境基準

(昭和48年 環境庁告示第25号、昭和53年 環境庁告示第38号)

物質	環境上の条件
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント(O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。

(2) 有害大気物質に係る環境基準

(平成9年 環境庁告示第4号)

物質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
シクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

(3) 微小粒子状物質に係る環境基準

(平成21年 環境省告示第4号)

物質	環境上の条件
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

2. 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準等

(昭和46年 環境庁告示第59号、平成23年 環境省告示第94号)

(1) 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

◆河川(湖沼を除く)

ア) 利用目的

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級、自然環境 保全及び A 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL 以下
A	水道 2 級、水産 1 級、水浴及び B 以下 の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL 以下
B	水道 3 級、水産 2 級 及び C 以下の欄に掲 げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL 以下
C	水産 3 級、工業用水 1 級及び D 以下の欄 に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水 2 級、農業 用水及び E の欄に掲 げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水 3 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/L 以上	—

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

利用目的の適応性について

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ) 水生生物

類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考

1 基準値は、年間平均値とする。

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成 9 年 環境庁告示第 10 号、最終改正平成 26 年環境省告示第 127 号)

項 目	基準値	項 目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、その結果が定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと亜硝酸イオン濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

4. ダイオキシン類に係る環境基準

(平成 11 年 環境庁告示第 68 号)

媒 体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下

備考

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

5. 金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
(燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん)

(昭和 48 年 総理府令第 5 号、平成 28 年 環境省令第 16 号)

項目	基準値
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1 L につき 0.005 mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1 L につき 0.09 mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1 L につき 0.3 mg 以下
有機燐化合物	検液 1 L につき 1 mg 以下
六価クロム化合物	検液 1 L につき 1.5 mg 以下
砒素又はその化合物	検液 1 L につき 0.3 mg 以下
シアン化合物	検液 1 L につき 1 mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1 L につき 0.003 mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.2 mg 以下
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.04 mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 1 mg 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.4 mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 3 mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.06 mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.02 mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.5 mg 以下
チウラム	検液 1 L につき 0.06 mg 以下
シマジン	検液 1 L につき 0.03 mg 以下
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.2 mg 以下
ベンゼン	検液 1 L につき 0.1 mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1 L につき 0.3 mg 以下
ダイオキシン類	試料 1 g につき 3ng 以下

6. 騒音に係る環境基準等

(1) 騒音に係る環境基準

(平成 10 年 環境庁告示第 64 号、平成 17 年環境省告示第 45 号)

地域の類型	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

備考

- 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
- 2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

(2) 道路に面する地域に係る環境基準

地域の区分	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

備考

車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間について(特例)

昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

備考

個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。

甲斐市環境基本計画（改訂版）

平成 29 年 3 月発行

甲斐市 生活環境部 環境課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

T E L : 055-278-1706

F A X : 055-278-2046

